

二本松市  
障がい者福祉計画

第3次障がい者計画  
第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画



令和6年3月  
二本松市



# 笑顔つながる地域共生社会

## の実現を目指して

我が国では、平成28年4月の障害者差別解消法施行により不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められるとともに、同年5月の障害者総合支援法改正により、障がいのある方々が自立して社会生活を営み、高齢になっても住み慣れた地域で生活ができるよう、多様化するニーズに対応するための支援が強化され、その後のバリアフリー法改正、ユニバーサル社会実現推進法施行、障害者雇用促進法改正など各種法整備により様々な取り組みが進められてきました。



近年では、医療的ケア児支援法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、障がいのある方が暮らしやすい社会の実現に向けた施策が進められていますが、障がいの重度化や親亡き後の問題、増加する精神障がい者への対策など、新たな課題に対応した支援体制の構築が求められています。

本計画では、上位計画となる二本松市総合計画や令和4年度に策定した二本松市地域福祉計画・地域福祉活動計画の理念を踏まえながら、「共生」、「支え合い」、「地域のつながり」をキーワードに『共に生き、共に暮らしの支え合い 笑顔つながる、しあわせのまち二本松』を基本理念に定めるとともに、障がいのある方や障害福祉サービス事業所へのアンケート調査、関係団体懇談会及びあだち地方地域自立支援協議会からの意見をもとに、重層的支援体制の構築、インクルーシブ社会の理解促進、強度行動障がい者や医療的ケア児の支援等を重点施策に掲げ、本市の障がい者福祉を総合的かつ計画的に進めるための新たな障がい者福祉計画を策定しました。

障がいのある方やその家族等が抱える不安を軽減するために、社会全体で障がいへの理解をより一層深めるとともに、市といたしましても、本計画に基づき障がい者福祉の推進に努め、障がいのあるなしに関わらず誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「地域共生社会」を目指してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました二本松市障がい者福祉計画策定委員の皆様をはじめとして、アンケート調査、関係団体懇談会にご協力いただいた皆様に心から感謝を申し上げまして挨拶とさせていただきます。

令和6年3月

二本松市長 三保 恵一



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
● 関連法等にかかる年表 .....	2
2 計画の位置付け .....	3
(1) 計画の性格 .....	3
(2) 上位・関連計画について .....	3
3 計画の根拠法令 .....	4
4 計画の構成 .....	4
5 計画の期間 .....	5
6 計画の策定体制 .....	5
(1) 計画策定委員会の設置 .....	5
(2) 庁内策定組織 .....	5
(3) アンケート調査の実施 .....	5
(4) パブリックコメント（意見公募）の実施 .....	6
7 計画策定についての主なポイント .....	6
(1) 国の障害者基本計画における視点 .....	6
(2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画基本指針見直しの主なポイント .....	9
(3) SDGsとの関連について .....	11
第2章 現状と課題 .....	12
1 人口の推移 .....	12
2 障がい者数の推移 .....	13
(1) 障害者手帳所持者数の推移 .....	13
3 身体障がい者の状況 .....	14
(1) 障がい別 身体障がい者数の推移 .....	14
(2) 障がい別・障がい程度別 身体障がい者数の推移 .....	15
4 知的障がい者の状況 .....	16
(1) 障がい程度別 知的障がい者数の推移 .....	16
5 精神障がい者の状況 .....	17
(1) 障がい程度別 精神障がい者数の推移 .....	17
6 障がい児の就学状況 .....	18
7 アンケート調査結果 .....	20
(1) 日常生活動作 .....	21
(2) 主な介助者 .....	23
(3) 現在の住まい .....	24
(4) 外出について .....	26
(5) 日中の活動や就労について .....	28
(6) 相談相手 .....	31
(7) 情報収集 .....	32

(8) 差別の有無 .....	33
(9) 災害時について .....	34
(10) 力を入れるべき施策 .....	36
(11) 二本松市の障害福祉サービスや行政の取組に対する満足度 .....	37
(12) 事業所調査（運営上の課題）※障がい福祉関係のサービス提供事業者 .....	38
(13) 事業所調査（主な意見） ※一部抜粋 .....	39
8 アンケート調査結果などから見える課題 .....	43
(1) 日常生活や介助者支援について .....	43
(2) 外出について .....	43
(3) 今後の暮らしについて .....	43
(4) 就労等について .....	44
(5) 障がい・障がい者への理解について .....	44
(6) 災害時の対応について .....	44
(7) 事業所について .....	44
第3章 計画の基本的な考え方 .....	45
1 基本理念 .....	45
2 基本目標 .....	46
3 施策体系 .....	48
4 重点施策 .....	49
第4章 障がい者計画の施策の展開 .....	56
基本施策1 啓発・広報 .....	56
【現状・課題】 .....	56
【現行計画の評価】 .....	56
【施策の方向性】 .....	56
【主な施策】 .....	57
基本施策2 保健・医療 .....	59
【現状・課題】 .....	59
【現行計画の評価】 .....	59
【施策の方向性】 .....	59
【主な施策】 .....	60
基本施策3 福祉 .....	63
【現状・課題】 .....	63
【現行計画の評価】 .....	63
【施策の方向性】 .....	63
【主な施策】 .....	64
基本施策4 教育・育成 .....	70
【現状・課題】 .....	70
【現行計画の評価】 .....	70
【施策の方向性】 .....	70
【主な施策】 .....	71

基本施策5 雇用・就業	73
【現状・課題】	73
【現行計画の評価】	73
【施策の方向性】	73
【主な施策】	74
基本施策6 生活環境	75
【現状・課題】	75
【現行計画の評価】	75
【施策の方向性】	75
【主な施策】	76
基本施策7 スポーツ・文化芸術	78
【現状・課題】	78
【現行計画の評価】	78
【施策の方向性】	78
【主な施策】	79
第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	81
1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標	81
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	81
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	82
(3) 地域生活支援の充実	83
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	85
(6) 相談支援体制の充実・強化等	89
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	91
2 障害福祉サービスの体系	92
3 障害福祉サービスの利用実績と見込量	93
(1) 訪問系サービス	93
(2) 日中活動系サービス	95
(3) 居住系サービス	107
(4) 相談支援	110
(5) 自立生活援助	111
4 障がい児支援事業の利用実績と見込量	112
(1) 児童発達支援	112
(2) 放課後等デイサービス	114
(3) 保育所等訪問支援	115
(4) 医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援	116
(5) 障がい児施設入所	117
(6) 障がい児相談支援	118
5 地域生活支援事業の利用実績と見込量	120
<<必須事業>>	120
(1) 理解促進研修・啓発事業	120

(2) 自発的活動支援事業 .....	121
(3) 相談支援事業 .....	122
(4) 成年後見制度利用支援事業 .....	123
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 .....	124
(6) 意思疎通支援事業 .....	125
(7) 日常生活用具給付等事業 .....	126
(8) 手話奉仕員養成研修事業 .....	127
(9) 移動支援事業 .....	128
(10) 地域活動支援センター機能強化事業 .....	129
《任意事業》 .....	130
(1) 訪問入浴サービス事業 .....	130
(2) 日中一時支援事業 .....	131
(3) 発達障がい者及び家族支援体制整備事業 .....	132
(4) 社会参加支援事業 .....	133
第6章 計画の着実な推進に向けて .....	135
1 それぞれの役割と連携の強化 .....	135
(1) 市民の役割 .....	135
(2) 事業者の役割 .....	135
(3) 関係団体の役割 .....	135
(4) 市の役割 .....	135
2 当事者に寄り添った支援・対応 .....	136
3 支援に関わる人材の育成・確保 .....	136
4 障害福祉サービスの質の向上 .....	136
5 障害福祉サービスの適正な給付 .....	136
6 計画の進捗管理 .....	136
資料編 .....	138
1 二本松市障がい者福祉計画策定委員会 委員名簿 .....	138
2 二本松市障がい者福祉計画策定にかかる懇談会参加団体 .....	139
3 二本松市障がい者福祉計画 策定経過 .....	140
4 用語解説 .....	142

本計画では、障がい者の人権を一層尊重する観点から法令等の名称及び規定を引用する場合、並びにひらがなの表記にすると正確な引用ができない場合を除き、「障害」、「障害者」という漢字の表記を「障がい」、「障がい者」という表記にしています



## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成18年に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」）の批准に向けた国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）の制定を行いました。

また、障がいのある人の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）に続き、平成25年に改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年施行。以下「障害者差別解消法」）が制定されました。

こうした国内法の整備を経て、平成26年1月に国連の「障害者権利条約」が正式に国内で批准されました。

その後も障がいのある人に係る法律・制度の改正が進められていく中で、昨今の社会情勢の変化、国際的な視点を踏まえつつ、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、令和5年3月に「第5次障害者基本計画」が策定されました。

本市では、「安全・安心、ともに支え合い暮らすことのできるまちづくり」を基本理念とし、「第2次障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」からなる「二本松市障がい者福祉計画」を令和3年に策定し、障がい者福祉施策の推進と障害福祉サービス等の円滑な実施を進めてきました。

この度、「二本松市障がい者福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、目まぐるしく変化している社会の中で、本市で暮らす障がいのある人達一人ひとりの幸せと社会全体の幸せを願い、福祉を取り巻く環境や福祉ニーズに適宜対応し、多様な分野にわたる障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、新たな「二本松市障がい者福祉計画」を策定します。

● 関連法等にかかる年表

年	内容	
平成28年	障害者差別解消法 施行	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等を規定。
	障害者総合支援法 改正	サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の取り組みについて規定。
	児童福祉法 改正	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設。 障害児福祉計画の策定について規定。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法） 施行	成年後見制度の利用促進に関する国の責務、施策の基本方針、基本的事項を規定。
平成30年	第4次障害者基本計画 策定	共生社会の実現を目指し、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記。
	障害者総合支援法 改正	自立生活援助、就労定着支援の新設。
	社会福祉法 一部改正	地域福祉推進の理念を規定。 理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。 市町村地域福祉計画策定の努力義務化、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられる。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法） 施行	障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、基本的施策を規定。
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） 施行	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、基本的施策を規定。
令和2年	障害者雇用促進法 改正	障がい者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握、国及び地方公共団体の障害者活躍推進計画の作成・公表などについて規定。
	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 施行	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るための国等の責務、基本方針の策定、電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等について規定。
令和3年	社会福祉法 一部改正	重層的支援体制整備事業の創設。 社会福祉連携推進法人制度の創設。
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法） 施行	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童に対し、国、地方公共団体、保育所、学校の責務、支援措置について規定。
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策について規定。
令和5年	第5次障害者基本計画 策定	共生社会の実現に資する取り組みの推進、障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取り組みの推進について記載。
	障害者雇用促進法 改正	雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画の性格

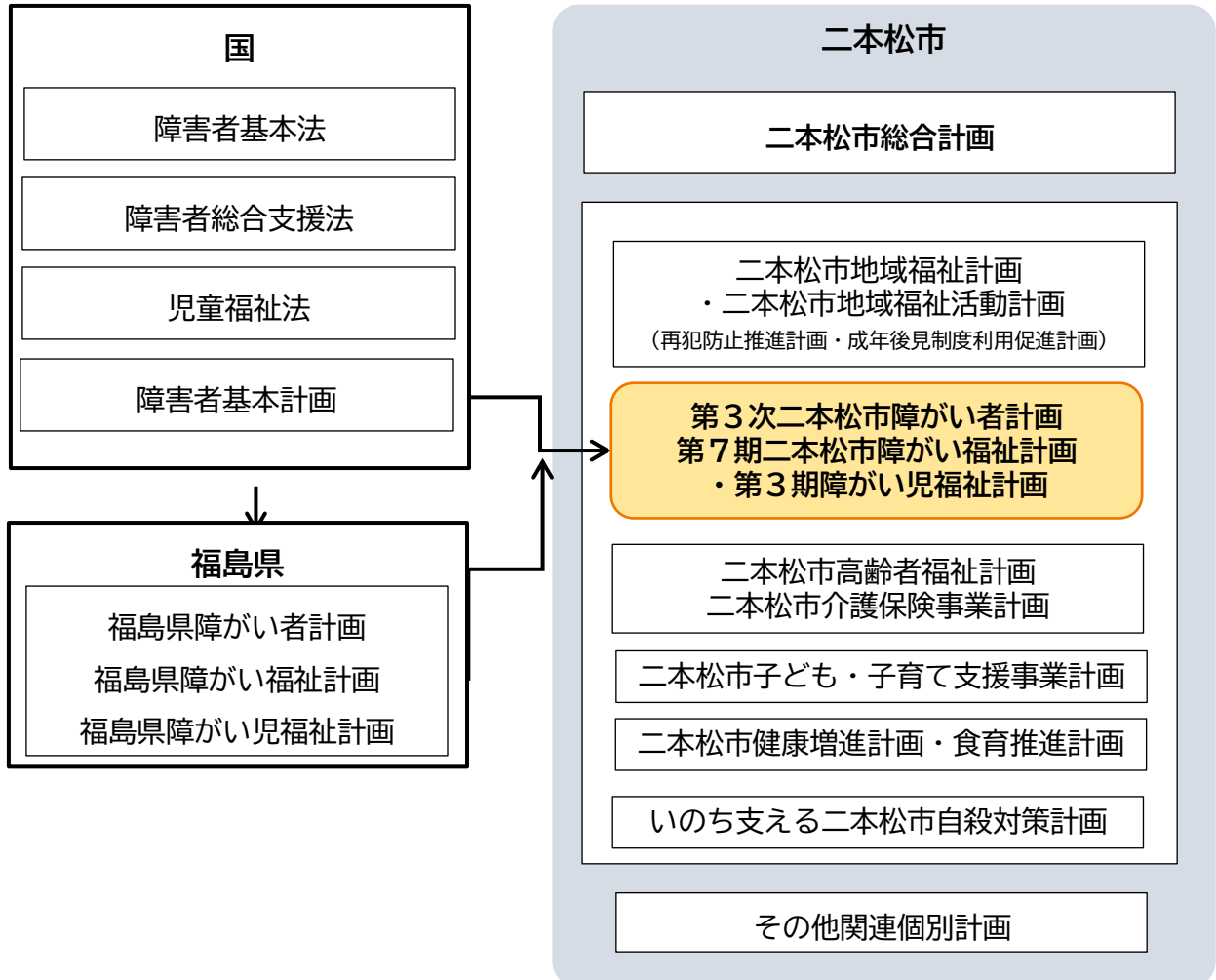
「障がい者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和11年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

### (2) 上位・関連計画について

本計画は、市の最上位計画である「二本松市総合計画」の部門別計画として位置づけられ、「地域福祉計画」や「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものです。

#### ○ 上位計画、関連計画について



### 3 計画の根拠法令

本計画は、障がい者計画を障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」として、障がい福祉計画を障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい児福祉計画を児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。

○ 障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービスの提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画

### 4 計画の構成

本計画は、第1章、第2章、第3章、第6章は共通の章とし、第4章は「二本松市障がい者計画」、また、第5章は「二本松市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」とします。



## 5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき国の示す基本指針を踏まえ策定することとなり、次期計画の基本指針は令和6年度から令和8年度までの3年間について示されていますが、本市では「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）」に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間を、障がい者計画と合わせて策定することとしました。

なお、計画の中間年度である令和8年度に中間評価を行います。

### ○ 計画期間について

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者計画	第2次障がい者計画 (H30～R5)			第3次障がい者計画 (R6～R11)					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (R2～R5)			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (R6～R11)					
						中間 評価			

## 6 計画の策定体制

### (1) 計画策定委員会の設置

市民の意見を計画に反映させるため、福祉・医療・保健・ボランティア及び障がい者の代表者15名の委員で構成する「二本松市障がい者福祉計画策定委員会（二本松市社会福祉審議会）」を設置し、計画の内容について協議を行いました。

### (2) 庁内策定組織

市役所内関係各課（6部3支所16課）の課長職で組織する「二本松市障がい者福祉計画策定庁内幹事会」を設置し、計画の内容、素案について協議、検討を行いました。

### (3) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障がいのある人等のニーズや生活状況等を把握するため、障がい者及びそのご家族、障害福祉サービス事業所へアンケート調査を実施するとともに、当事者団体やあだち地方地域自立支援協議等から意見聴取を行い、計画に反映させました。

#### (4) パブリックコメント（意見公募）の実施

本計画案を、令和5年12月19日から令和6年1月18日まで市ウェブサイト等で公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

## 7 計画策定についての主なポイント

### (1) 国の障害者基本計画における視点

国の第5次障害者基本計画では、以下の5点を各分野の共通する横断的視点として計画を推進するものとしています。本計画についても社会情勢の変化を踏まえつつ、以下の視点に留意しながら各施策を推進します。

#### ①条約の理念の尊重及び整合性の確保

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障がい者施策の検討及び評価にあたっては、障がい者が政策決定過程に参画することとし、障がい者の意見を施策に反映させることが求められる。

#### ②共生社会の実現に資する取り組みの推進

##### i) あらゆる社会的障壁（バリア）の除去

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要がある。加えて、社会的障壁の除去を進めるにあたっては、障がい者の参加を確保し、障がい者の意見を施策に反映させるとともに、障がい者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障がいのある人と障がいのない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブ（inclusive：包括的、包含的）な社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを進めていくことが重要である。

##### ii) 障がい者差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取り組みが行われる必要がある。このため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体や障がい者団体を始めとする様々な主体の取り組みとの連携を図りつつ、事業者・事業主や国民一般の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進する。

## iii) アクセシビリティ(利用のしやすさ)向上に資する新技術の利活用の推進

近年、画像認識、音声認識、文字認識等のA I技術が進展し、自分に合った方法(音声、ジェスチャー、視線の動き等)でデジタル機器・サービスが利用可能となっている。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴があり、社会的障壁の除去の観点から、障がい者への移動の支援や情報の提供、意思疎通、意思決定支援等様々な場面でアクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、積極的な導入を推進する。

## 用語解説

## ～アクセシビリティ～

アクセシビリティ (accessibility) とは、「接近できること」、「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」などの意味がある言葉で、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念や基本的施策を定めた「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の名称にも使われています。



## ③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自立の尊重を目指す条約の理念を踏まえ、障がい者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、雇用、教育、文化芸術、スポーツ等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。

支援にあたっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、障がい者施策は障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障がい者の家族やヤングケアラー(大人に代わって家事や介護を行わざるを得ない子ども)を含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意する。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していく必要がある。

## ④障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人ひとりの固有の尊厳を重視する条約の理念を踏まえ、障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施する。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは症状が多様化しがちであり、一般に障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要がある。

また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等について、障がい特性等の社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要がある。特に発達障がい、難病、高次脳機能障がいについては、社会全体の理解促進、家族支援、福祉・労働・教育・医療分野の取り組み等を総合的に進めていくことが重要である。

### ⑤障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進

#### i) 障がいのある女性

障がいのある女性は、それぞれの障がいの種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いた障がい者施策の策定・実施には政策決定過程への当事者参画が重要である。このため、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)の定めるところにより、女性の参画拡大に向けた取り組みを行うとともに、障がいのある女性の政策決定過程への参画拡大に向け、障がい者施策を審議する審議会等における障がい者の委員の選定にあたっては、性別のバランスに配慮しつつ、障がいのある女性委員の人数・比率について定期的に調査・公表を行う。あわせて、団体推薦による障がいのある審議会等委員について、各団体等に対して、団体からの委員の推薦にあたって性別に配慮するよう格段の協力を要請することとする。

#### ii) 障がいのある子ども

「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定)においては、子どもに関する取り組み・政策を我が国における社会の真ん中に据えて(子どもまんなか社会)、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすることとされている。障がいのある子どもに対しても、地域社会への参加・包容を推進する点等を踏まえた、子どもと家族に対する妊娠期からの切れ目のない継続支援を早期から行うことが必要であり、この場合、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要があることに留意することとする。

#### iii) 障がいのある高齢者

障がいのある高齢者は、障がいに加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置き、また、条約との整合性に留意して障がい者施策の策定・実施が求められる。

(第5次障害者基本計画より抜粋)



## (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画基本指針見直しの主なポイント

都道府県及び市町村が令和6年度から令和8年度までの第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定するにあたり、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、国は、基本指針について改正を行いました。以下の基本指針に即して策定を行います。

<主な改正内容>

## ①入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援

- ・重度障がい者等への支援など、地域ニーズへの対応
- ・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等整備の努力義務化
- ・地域社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の実現に向けた支援の充実

## ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

## ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取り組み

## ④障がい児へのサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョン（inclusion：包括、包含）の推進
- ・都道府県及び政令市における難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

## 用語解説

～インクルーシブ・インクルージョン～

インクルーシブは「包括的な」や「包含的な」、インクルージョンは「包括」や「包含」といった意味を表す英語です。これらの言葉が注目されるようになったのは、国連で平成18年に採択された障害者権利条約からとされており、条約で謳われる「障がいのある人を排除しない」ことを表しています。当初は障がい児教育の分野で多く用いられていましたが、現在は障がいのあるなしに関わらず、多様性を尊重して共に暮らす「共生」を表す言葉としても使われています。



⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定

- ・障がい福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障がい者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

(3) SDGsとの関連について

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」社会の実現を基本理念として掲げています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」という考えは、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していくという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい者福祉施策を推進するにあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、障がいのある人々の最善の利益が実現される社会を目指します。

本計画は、SDGsの17の目標のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」に関連しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 現状と課題

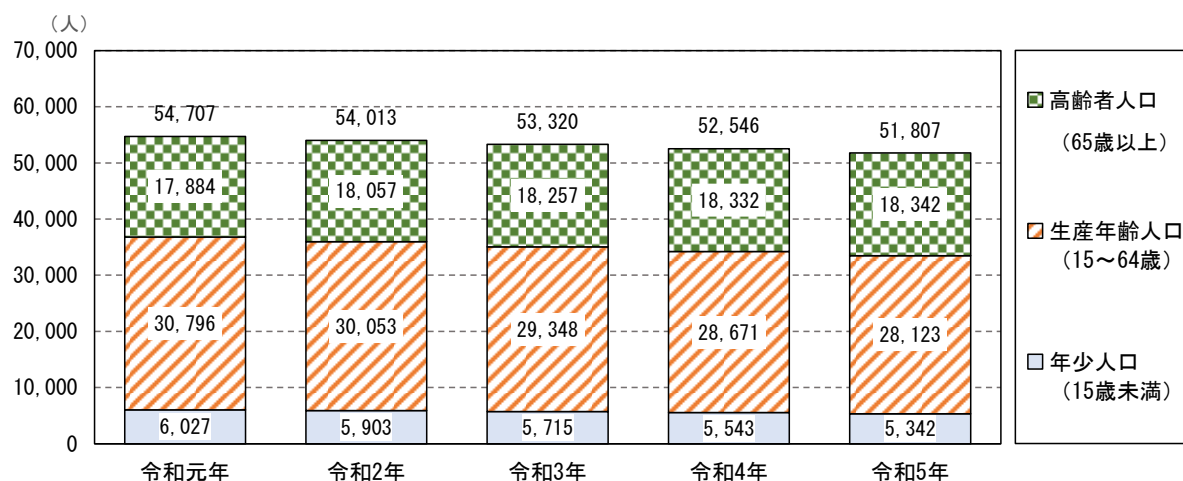
### 1 人口の推移

本市の人口は、減少傾向で推移し、令和5年4月1日現在の総人口は51,807人で、令和元年4月1日に比べ2,900人減少しています。

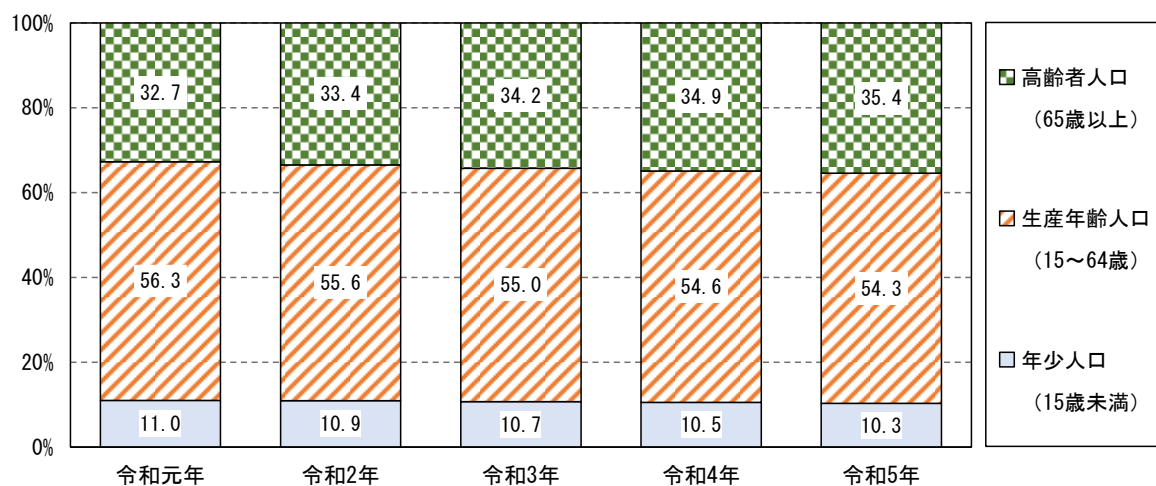
年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が年々減少しているものの、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

また、年齢3区分の人口構成では、常に15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少傾向、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日現在では、年少人口割合10.3%、生産年齢人口割合54.3%、高齢者人口割合（高齢化率）35.4%となっています。

#### ○ 年齢3区分別人口推移



#### ○ 年齢3区分別人口割合推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

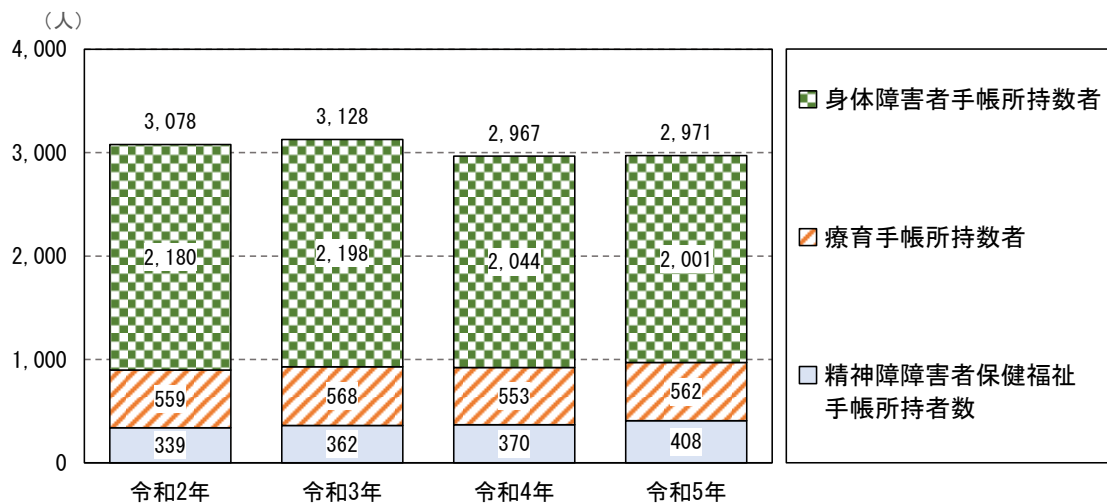
## 2 障がい者数の推移

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

本市における障がい者の数を各手帳所持者別で見ると、令和5年4月1日現在で身体障害者手帳が2,001人、療育手帳が562人、精神障害者保健福祉手帳が408人となっています。

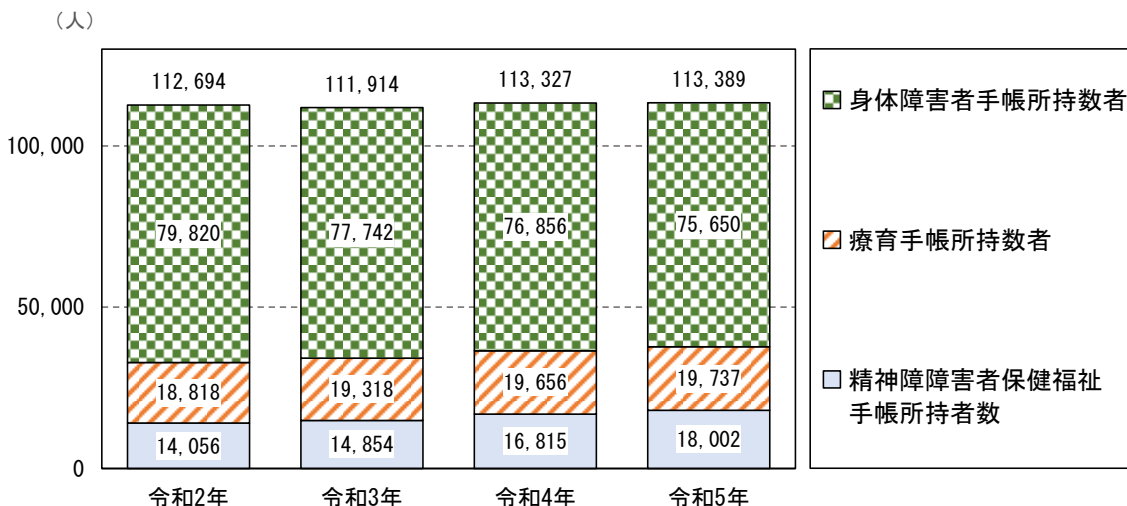
令和2年度からの3年間では、身体障害者手帳が179人(8.2%)減、療育手帳が3人(0.5%)増、精神障害者保健福祉手帳が69人(20.4%)増となっており、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。福島県全体で見ると、令和2年4月1日から令和5年4月1日までの推移は身体障害者手帳が4,170人(5.2%)減、療育手帳が919人(4.9%)増、精神障害者保健福祉手帳は3,946人(28.1%)増となっています。

#### ○ 二本松市の各手帳交付者数の推移



資料：二本松市保健福祉部福祉課(各年4月1日現在)

#### ○ 福島県の各手帳交付者数の推移



資料：福島県障がい者総合福祉センター、福島県精神保健福祉センター(各年4月1日現在)

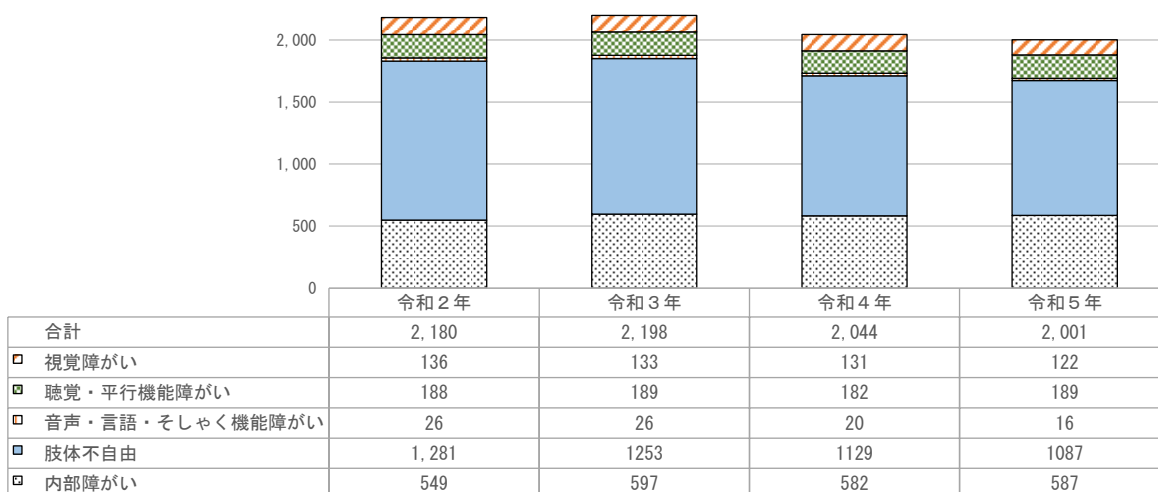
### 3 身体障がい者の状況

#### (1) 障がい別 身体障がい者数の推移

令和5年4月1日現在の本市における身体障害者手帳所持者数を障がい別にみると、視覚障がい者が122人、聴覚・平衡機能障がい者が189人、音声・言語・そしゃく機能障がい者が16人、肢体不自由が1,087人、内部障がい者が587人となっており、肢体不自由が半数以上を占めています。全体的に減少傾向となっています。

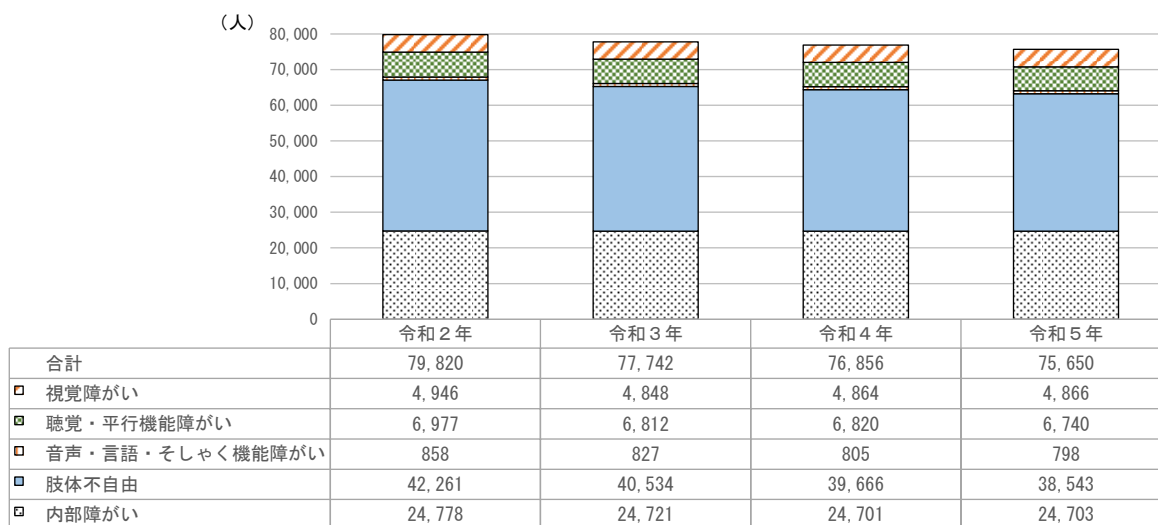
福島県全体でも、本市と概ね同様の傾向となっており、肢体不自由が半数以上を占めています。

#### ○ 二本松市 身体障がい者数の推移



資料:二本松市保健福祉部福祉課(各年4月1日現在)

#### ○ 福島県 身体障がい者数の推移

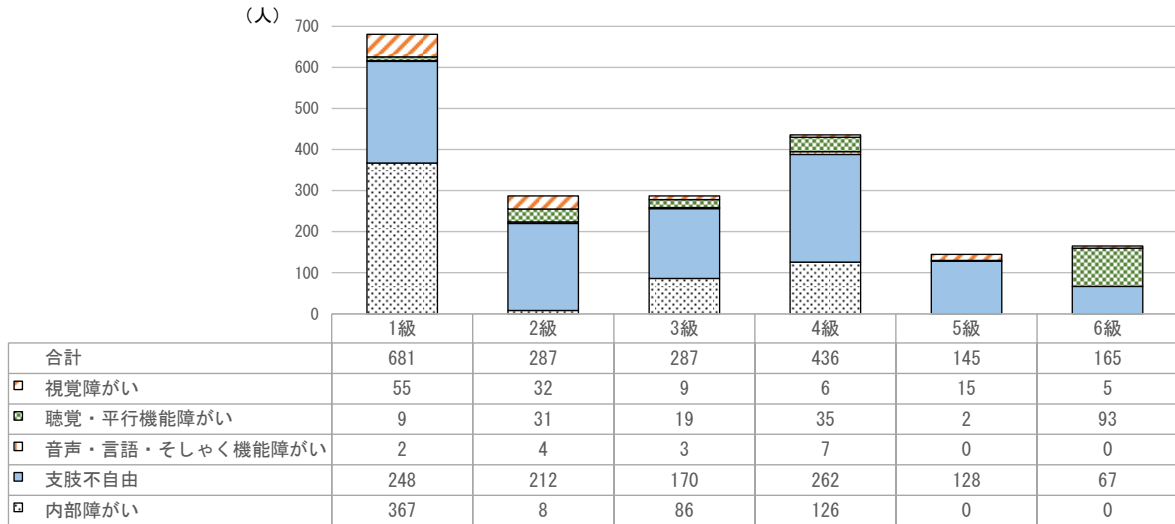


資料:福島県障がい者総合福祉センター(各年4月1日現在)

(2) 障がい別・障がい程度別 身体障がい者数の推移

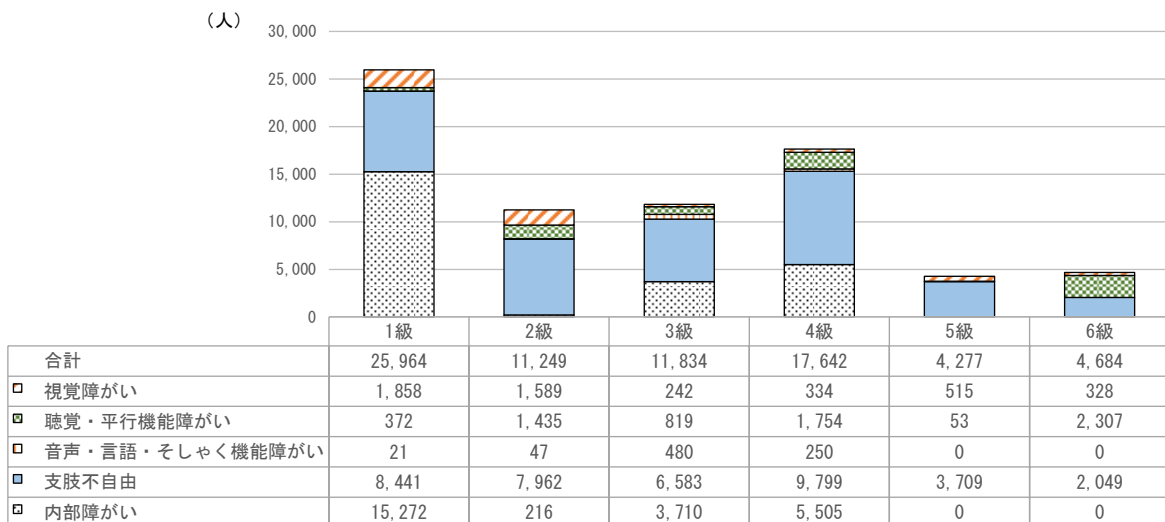
令和5年4月1日現在の本市における身体障害者手帳所持者数を障がいの種類・障がい程度別にみると、下図のとおり、障がい種別により障がい程度の偏りは異なっていますが、その傾向は福島県のものと同様傾向となっています。

○ 二本松市 障がい別・障がい程度別 身体障がい者数の推移



資料:二本松市保健福祉部福祉課(令和5年4月1日現在)

○ 福島県 障がい別・障がい程度別 身体障がい者数推移



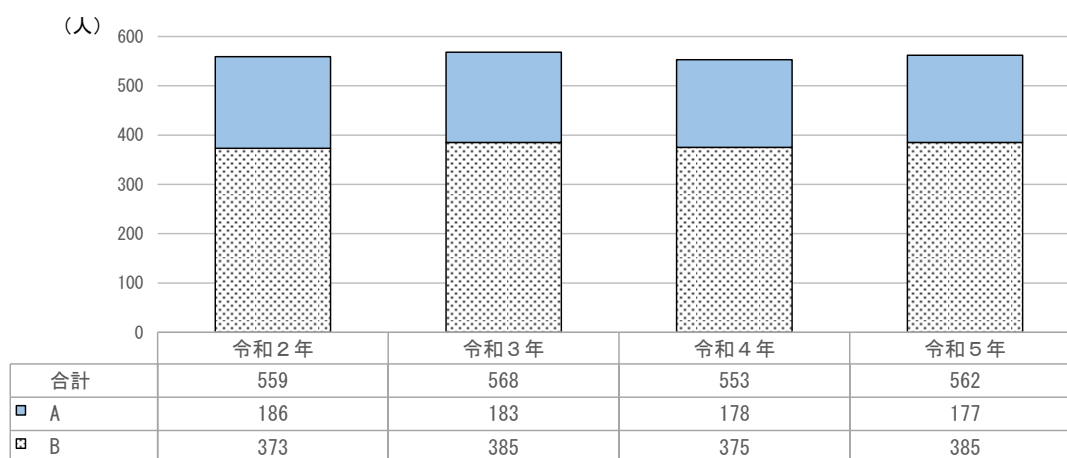
資料:福島県障がい者総合福祉センター(令和5年4月1日現在)

## 4 知的障がい者の状況

### (1) 障がい程度別 知的障がい者数の推移

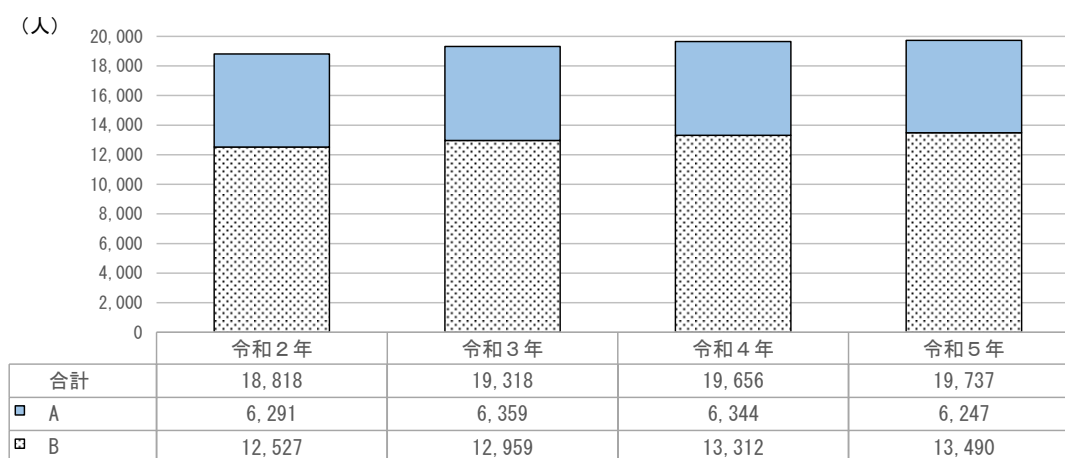
令和5年4月1日現在の本市における知的障がい者数の推移を障がい程度別にみると、A（重度）が177人、B（中・軽度）が385人となっています。人数は概ね横ばいです。福島県全体では、A（重度）が6,247人、B（中・軽度）13,490人となっています。

#### ○ 二本松市 程度別知的障がい者数の推移



資料：二本松市保健福祉部福祉課(各年4月1日現在)

#### ○ 福島県 程度別知的障がい者数の推移



資料：福島県障がい者総合福祉センター(各年4月1日現在)



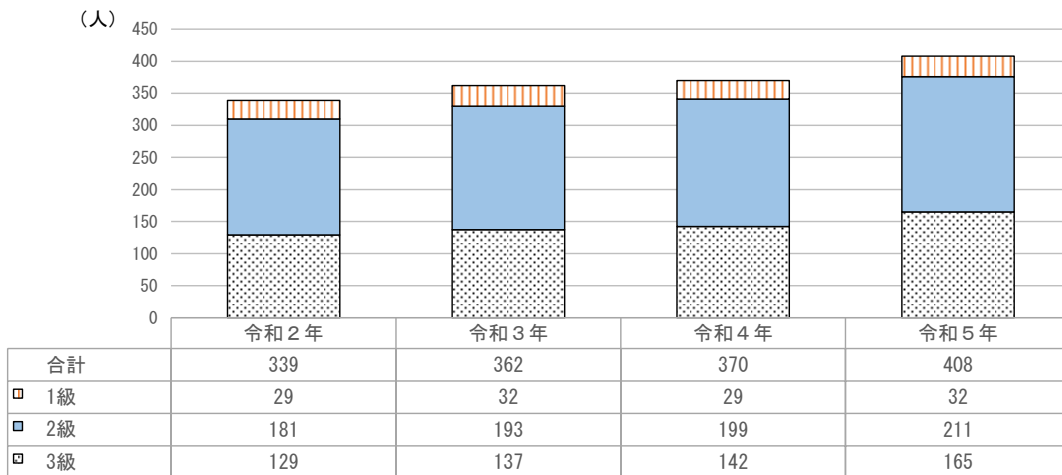
## 5 精神障がい者の状況

### (1) 障がい程度別 精神障がい者数の推移

令和5年4月1日現在の本市における精神障がい者数は増加傾向となっており、令和5年では408人となっています。等級別にみると、1級が32人、2級が211人、3級が165人となっています。障害福祉サービスの利用や障がい者雇用のための取得が多くなっています。

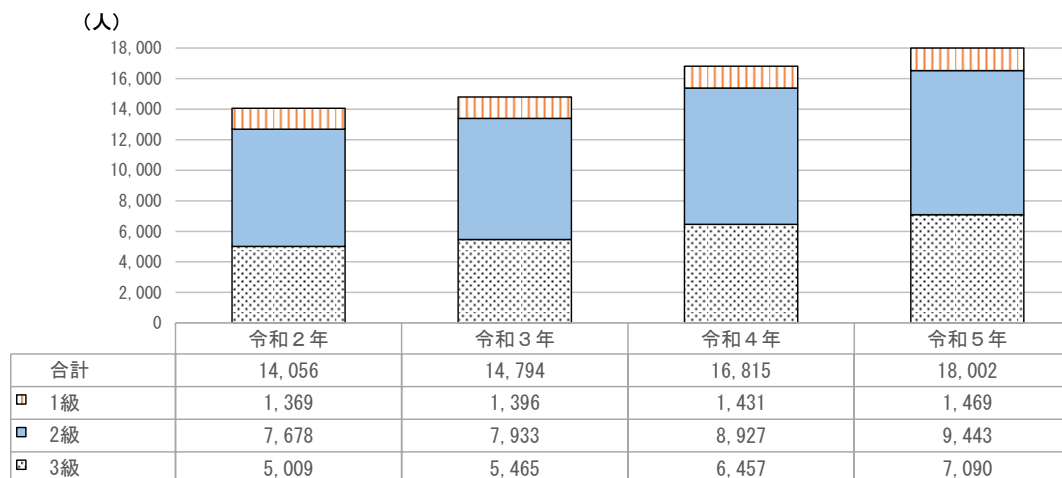
福島県全体でも増加傾向となっており、令和5年では18,002人（1級が1,469人、2級が9,443人、3級が7,090人）となっています。

#### ○ 二本松市 程度別精神障がい者数の推移



資料:二本松市保健福祉部福祉課(各年4月1日現在)

#### ○ 福島県 程度別精神障がい者数の推移



資料:福島県障がい者総合福祉センター(各年4月1日現在)

## 6 障がい児の就学状況

本市における障がい児の就学状況は、以下のとおりとなっています。

- 特別支援学級の状況 単位：校・学級・人

	設置校数	学級数	児童生徒数
小学校	14	25	95
中学校	6	12	48
合計	20	37	143

資料：二本松市教育委員会（令和5年5月1日現在）

- 通級指導教室の状況 単位：校・学級・人

	設置校数	学級数	通級児童数
小学校	3	4	66

資料：二本松市教育委員会（令和5年5月1日現在）

- 保育所における障がい児の在籍状況 単位：人

	3歳未満	3歳	4歳以上	合計
在籍児数	238(98)	122(60)	236(141)	596(299)
在籍障がい児数	1(1)	5(5)	14(8)	20(14)

※公立保育所+認可保育所の人数、( )は公立保育所

資料：二本松市保健福祉部子育て支援課（令和5年5月1日現在）

- 認定こども園における障がい児の在籍状況 単位：人

	3歳未満	3歳	4歳以上	合計
在籍児数	126(24)	124(23)	266(48)	516(95)
在籍障がい児数	3(2)	2(0)	6(2)	11(4)

※公立保育所+認可保育所の人数、( )は公立保育所

資料：二本松市保健福祉部子育て支援課（令和5年5月1日現在）

## ○ 公立幼稚園における障がい児の在籍状況 単位：人

	4歳	5歳	合計
在籍児数	22	23	45
在籍障がい児数	3	1	4

資料：二本松市保健福祉部子育て支援課（令和5年5月1日現在）

## ○ 特別支援学校在籍状況 単位：人

	小学部	中学部	高等部	合計
県立大笹生支援学校 (福島市)	2	1	6	9
福島大学付属特別支援学校 (福島市)	0	0	1	1
県立あぶくま支援学校 (郡山市)	0	0	13	13
県立たむら支援学校 (田村市)	11	11	3	25
県立郡山支援学校 (郡山市)	1	3	2	6
県立聴覚支援学校 (郡山市)	0	1	0	1
県立須賀川支援学校郡山校 (郡山市)	0	1	0	1
県立聴覚支援学校福島校 (福島市)	0	0	0	0
県立視覚支援学校 (福島市)	2	0	0	2
県立須賀川支援学校 (須賀川市)	0	0	2	2
県立西郷支援学校 (西郷村)	1	0	0	1
合計	17	17	27	61

資料：二本松市保健福祉部子育て支援課（令和5年5月1日現在）

## 7 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、障がい者等の意見を反映させるため、市内の障がい者・障がい児及び障害福祉サービス等に携わる事業所に対してアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

### ①当事者（障がい児者）アンケート：（1）～（11）

【調査時期】令和5年4月1日から令和5年5月31日

【調査対象】市内在住の障害者手帳（身体、知的、精神）所持者

【調査方法】郵送配付・回収

調査対象	対象者数（人）	回収数（率）
障害者手帳所持者	1,800 件	799件（44.4%）

### ②事業所アンケート：（12）～（13）

【調査時期】令和5年4月1日から令和5年5月31日

【調査対象】安達地方管内に事業所を設置している障がい福祉関係のサービス提供事業者

【調査方法】メール配布・回収

調査対象	事業者数	回収数（率）
事業所	50件	35件（70.0%）

※回答率は、小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがあります。また、回答者が2つ以上回答することができる質問（複数回答）の場合、その回答率の合計は、100%を超えることがあります。



(1) 日常生活動作

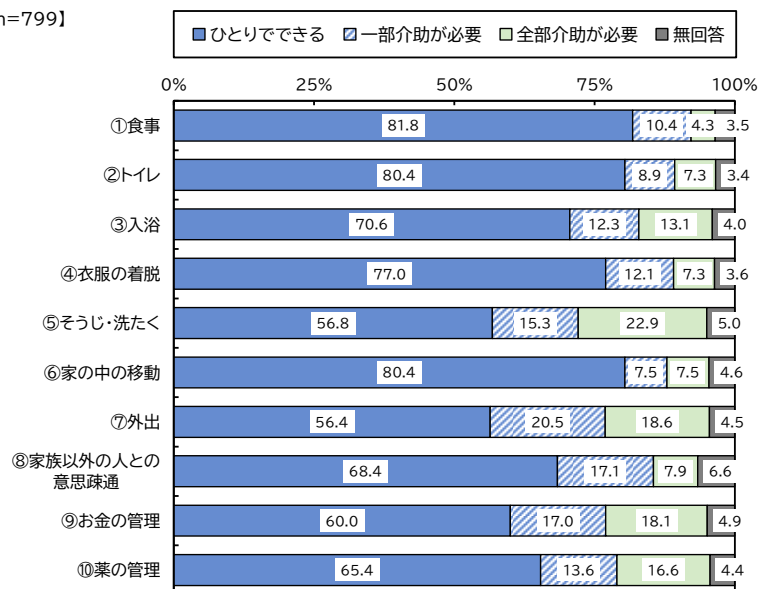
日常生活について「ひとりでできる」の割合は、全体では「①食事」が81.8%と最も多く、「ひとりでできる」の割合が全体で最も低かったのは、「⑦外出」の56.4%となっています。

障がい別にみると、「ひとりでできる」の割合が全体で最も低かったのは、身体障がい者では「⑦外出」、知的障がい者と精神障がい者はともに「⑨お金の管理」となっています。また、知的障がい者はその他の障がい者と比較して、「ひとりでできる」の割合が全体的に低くなっています。

● 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。  
(①～⑩それぞれに○を1つ)

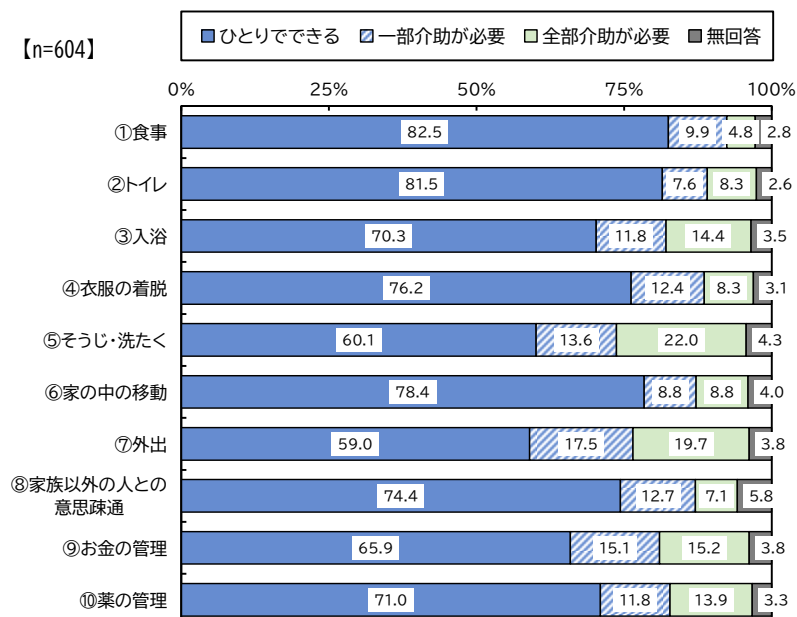
■全体

[n=799]



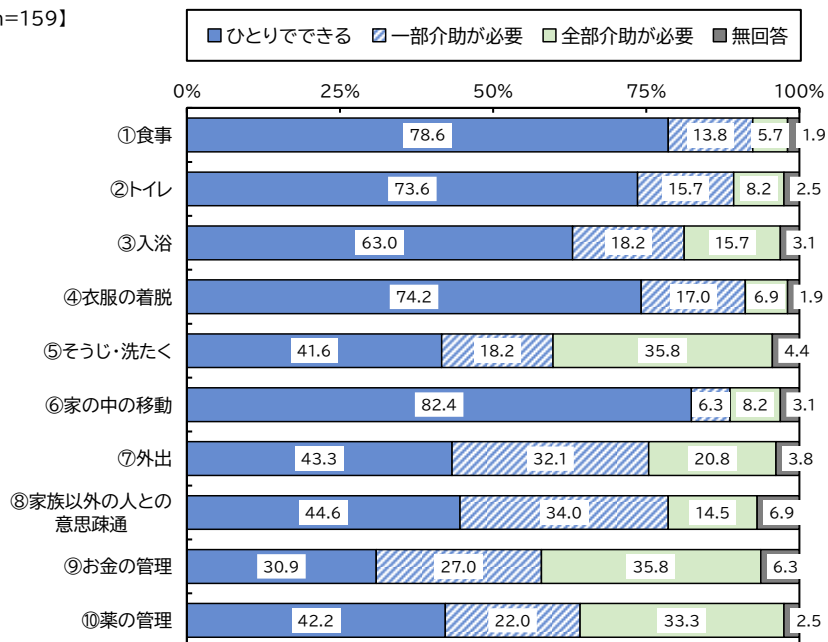
■身体障がい者

[n=604]



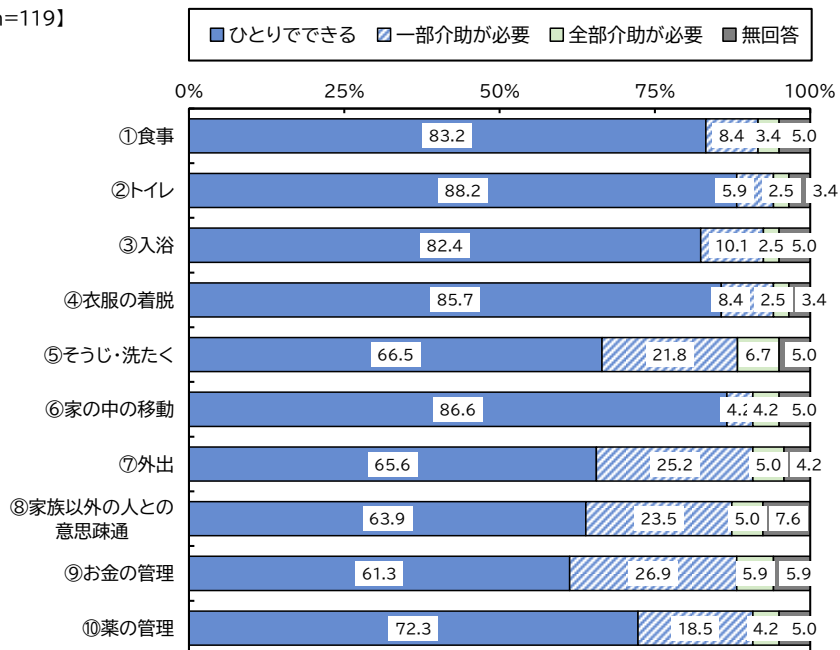
■知的障がい者

【n=159】



■精神障がい者

【n=119】



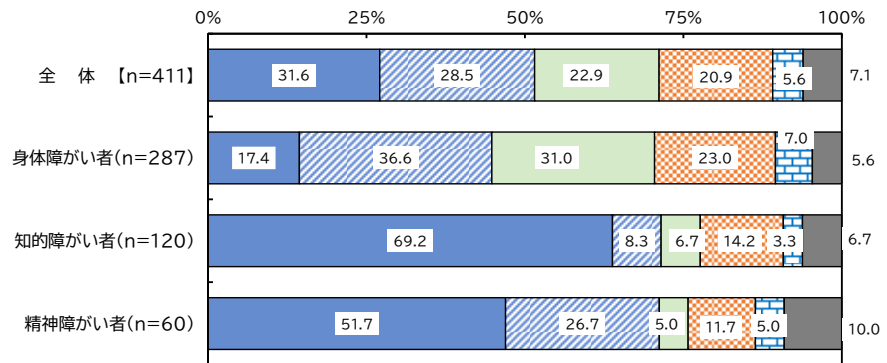
(2) 主な介助者

日常生活での主な介助者は、「父母、祖父母、兄弟」、「配偶者（夫または妻）」との回答が多くなっています。また、介助者の年齢は、「60歳～69歳」、「70歳～79歳」との回答が多くなっています。

● 日常生活動作で「2. 一部介助が必要」または「3. 全部介助が必要」と答えた方  
あなた(宛名の方)を介助してくれる方は主にどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

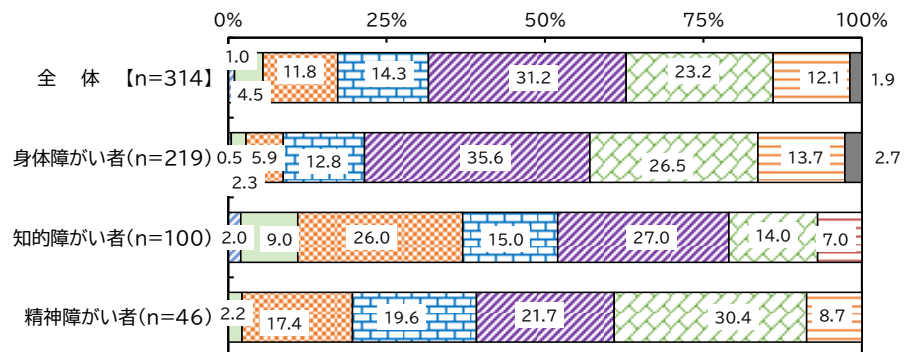
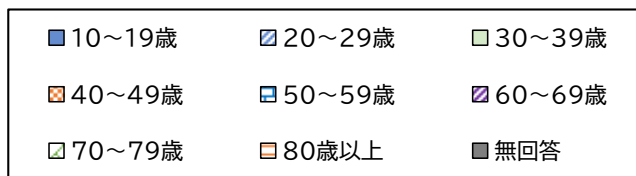
■ 主な介助者

[n = 411]



■ 主な介助者の年齢

[n = 314]



※「10～19歳」の回答は0件

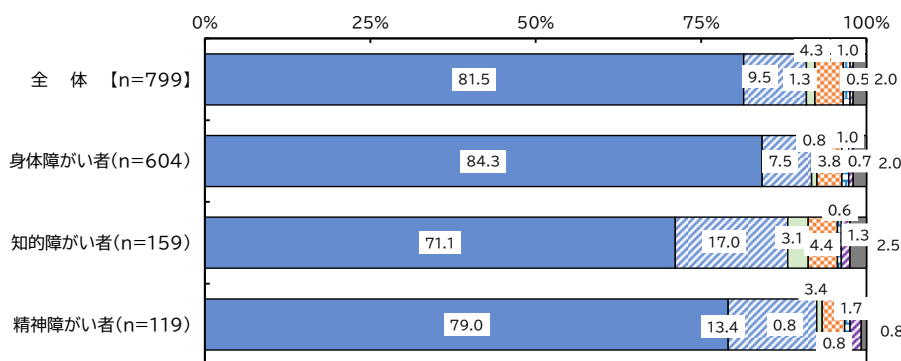
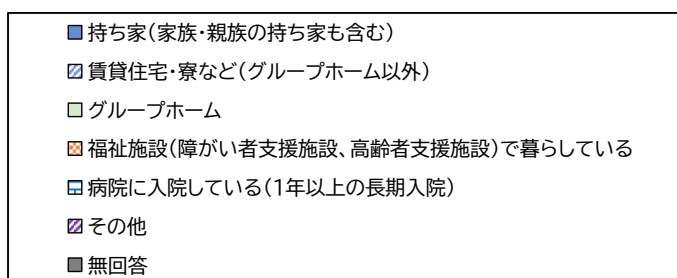
(3) 現在の住まい

調査該当人数は少ないですが、現在暮らしている場所は、全体では「持ち家（家族・親族の持ち家も含む）」が81.5%と最も多くなっています。障がい別にみても、すべて「持ち家（家族・親族の持ち家も含む）」が最も多くなっています。

また、現在、「福祉施設」、「病院に入院」と回答した方で、「家族と一緒に生活したい」との回答は、23.8%となっています。

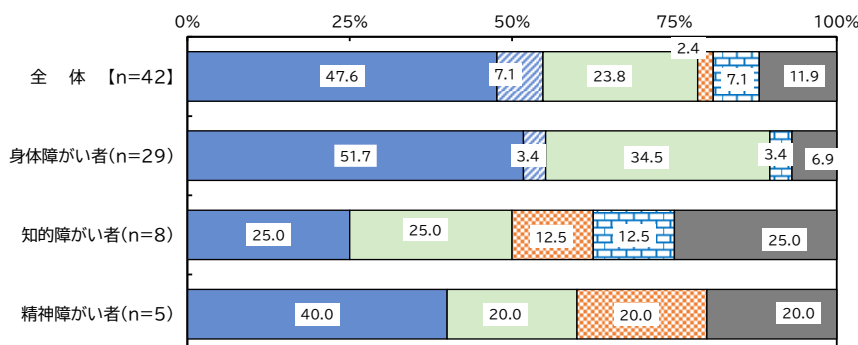
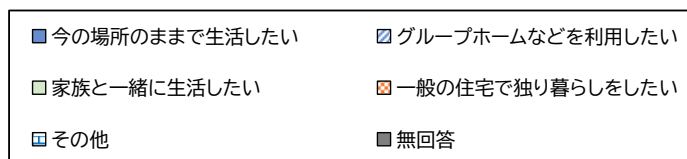
● あなたが現在暮らしている場所はどこですか。

[n=799]



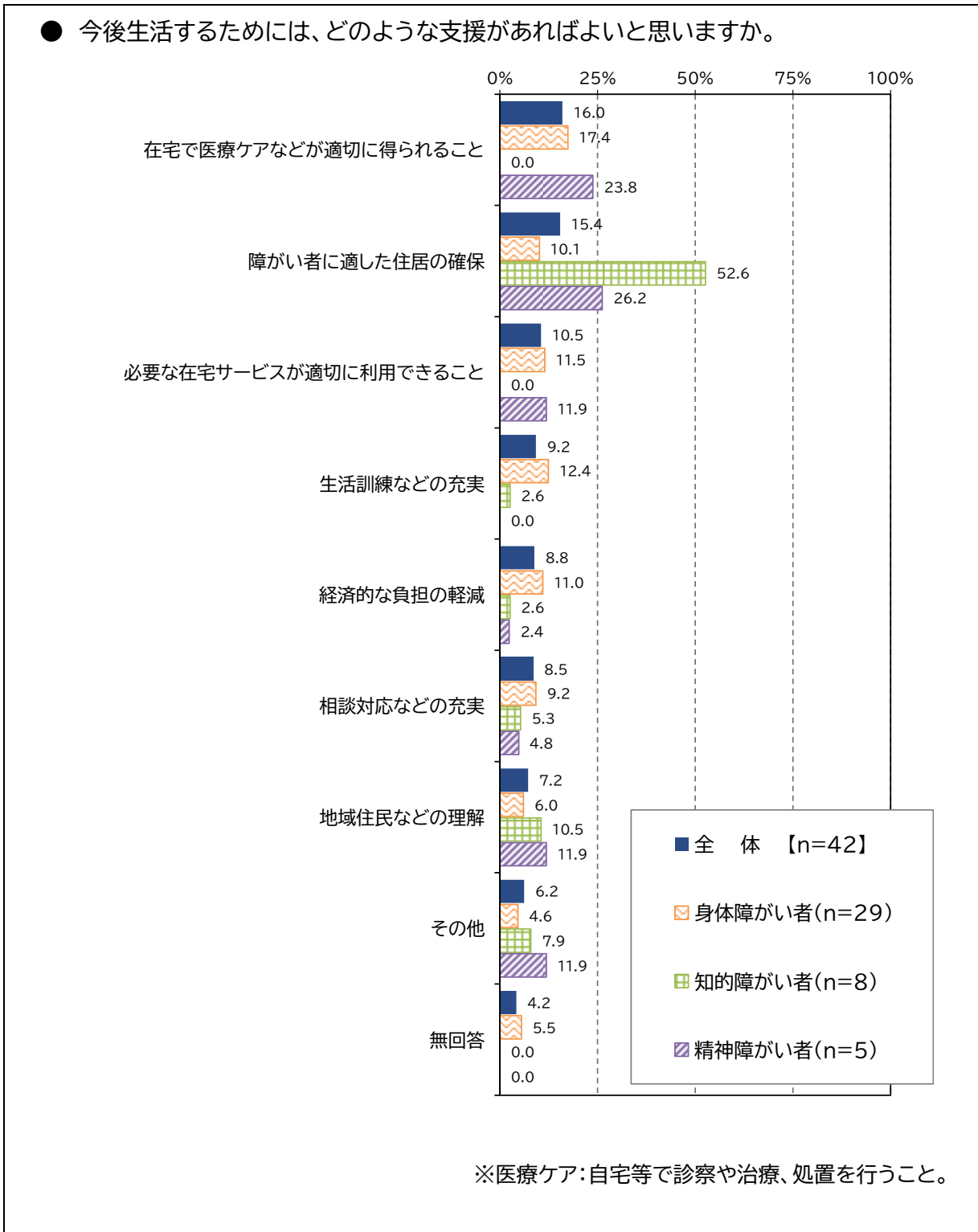
● 将来生活したい場所

[n=42]





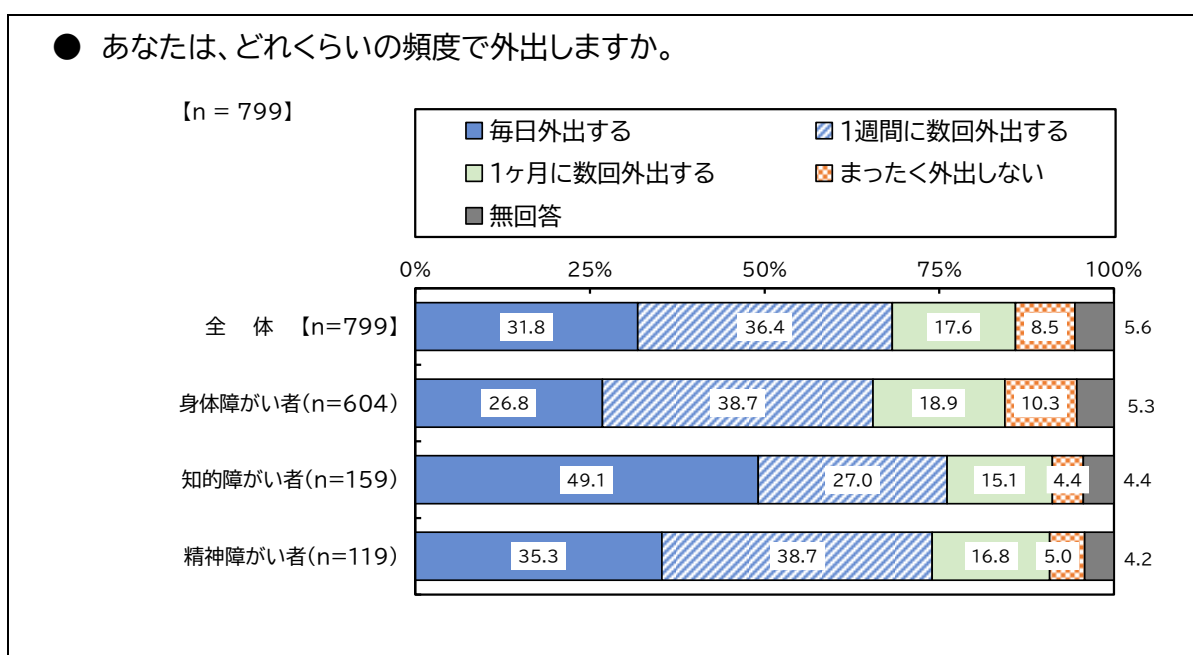
今後、在宅で生活するために必要な支援は、全体では「在宅で医療ケア（※）などが適切に得られること」が最も多くなっています。障がい別にみると、身体障がい者は「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、知的障がい者と精神障がい者は「障がいに適した住居の確保」が最も多くなっています。

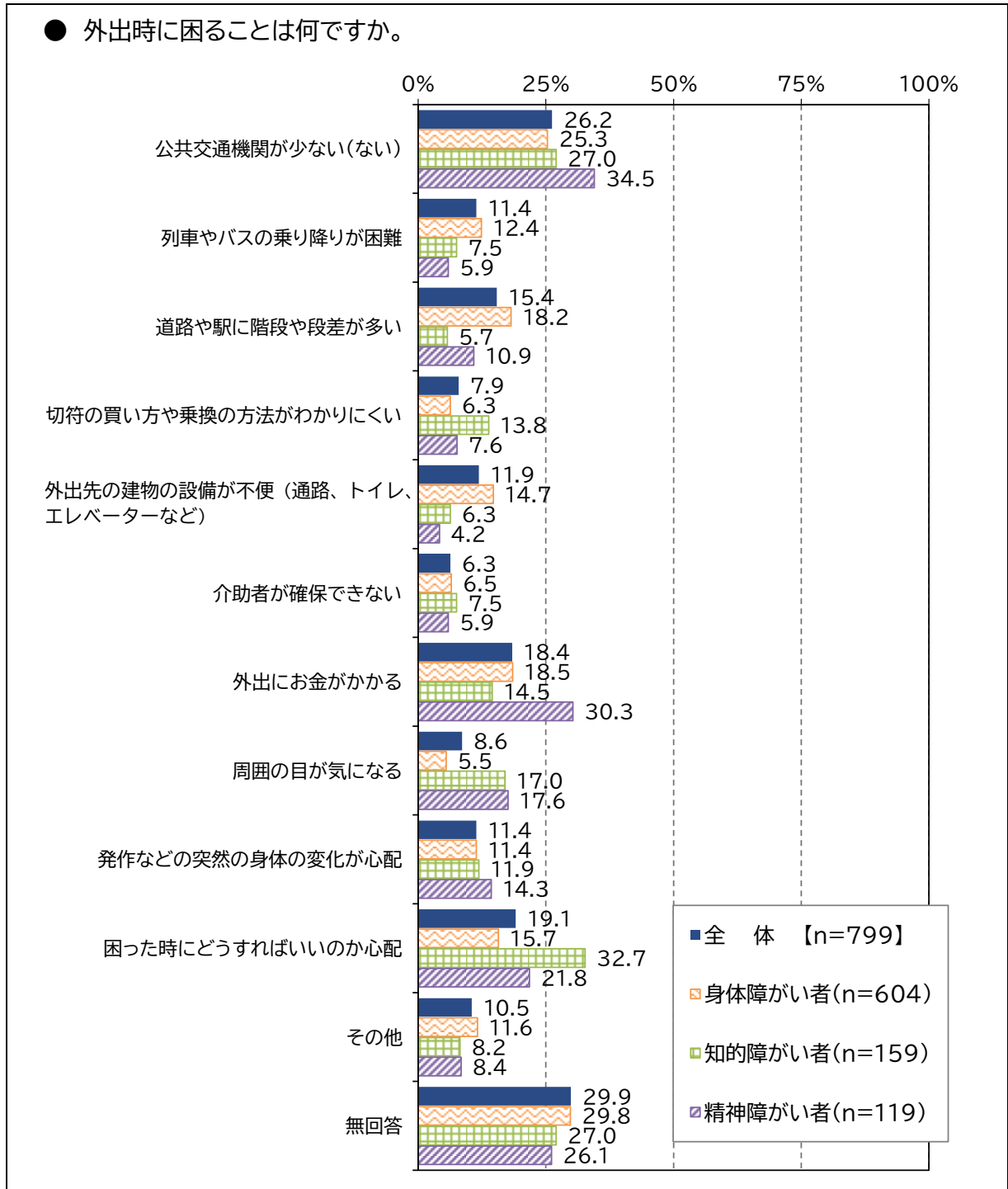


(4) 外出について

外出の頻度は、全体では「1週間に数回外出する」が36.4%と最も多く、「まったく外出しない」は8.5%となっています。障がい別にみると、身体障がい者と精神障がい者は「1週間に数回外出する」、知的障がい者は「毎日外出する」が最も多い回答となっています。

また、外出時に困ることについては、全体では「交通機関が少ない(ない)」が26.2%と最も多くなっています。障がい別にみると、身体障がい者と精神障がい者では「交通機関が少ない(ない)」、知的障がい者では「困ったときにどうすればいいのか心配」が最も多い回答となっています。

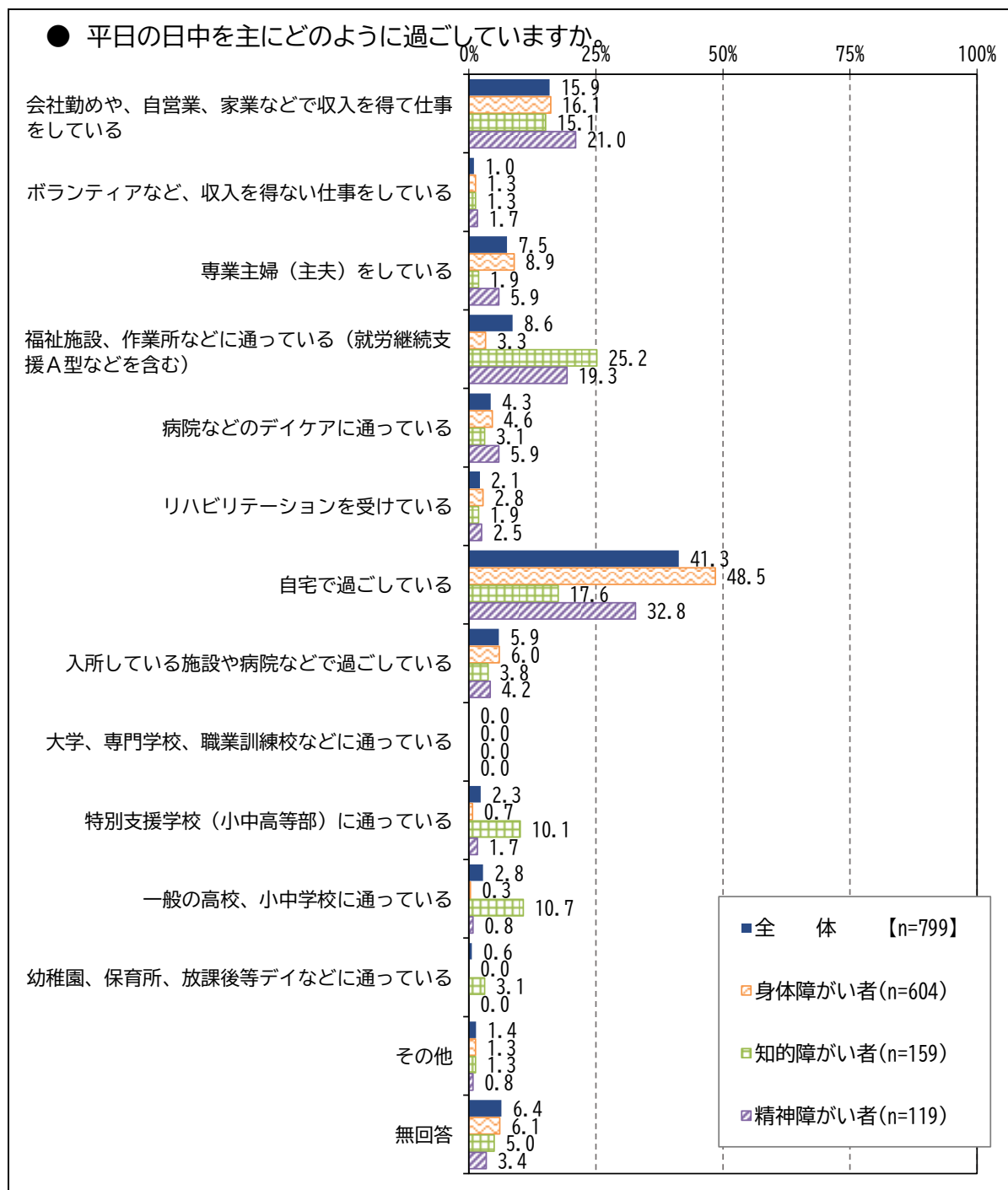




(5) 日中の活動や就労について

平日の日中の過ごし方は、全体では「自宅で過ごしている」が41.3%と最も多くなっています。

また、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」との回答は、全体は15.9%、障がい別では、身体障がい者が16.1%、知的障がい者が15.1%、精神障がい者が21.0%となっています。



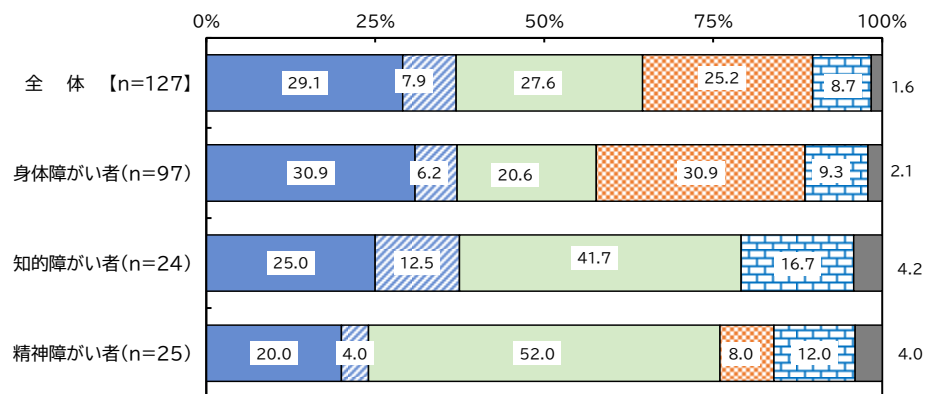
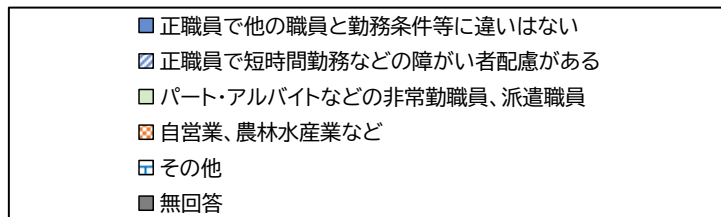
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている人の雇用形態は、全体では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が29.1%と最も多くなっています。

また、今後の就労希望については、全体の29.9%が「仕事をしたい」と回答しています。

障がい別では、身体障がい者の25.8%、知的障がい者の33.3%、精神障がい者の55.5%が「仕事をしたい」と回答しています。

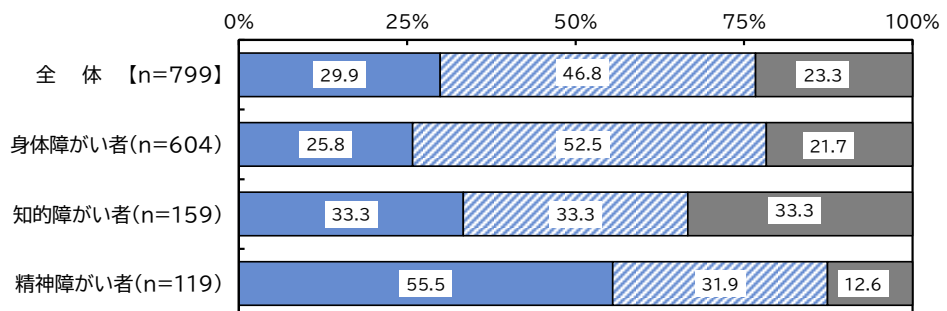
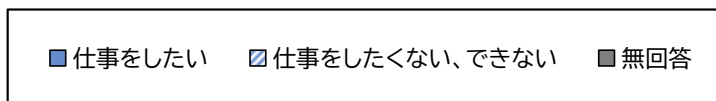
●「1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と答えた方  
どのような勤務形態で働いていますか。

[n = 127]



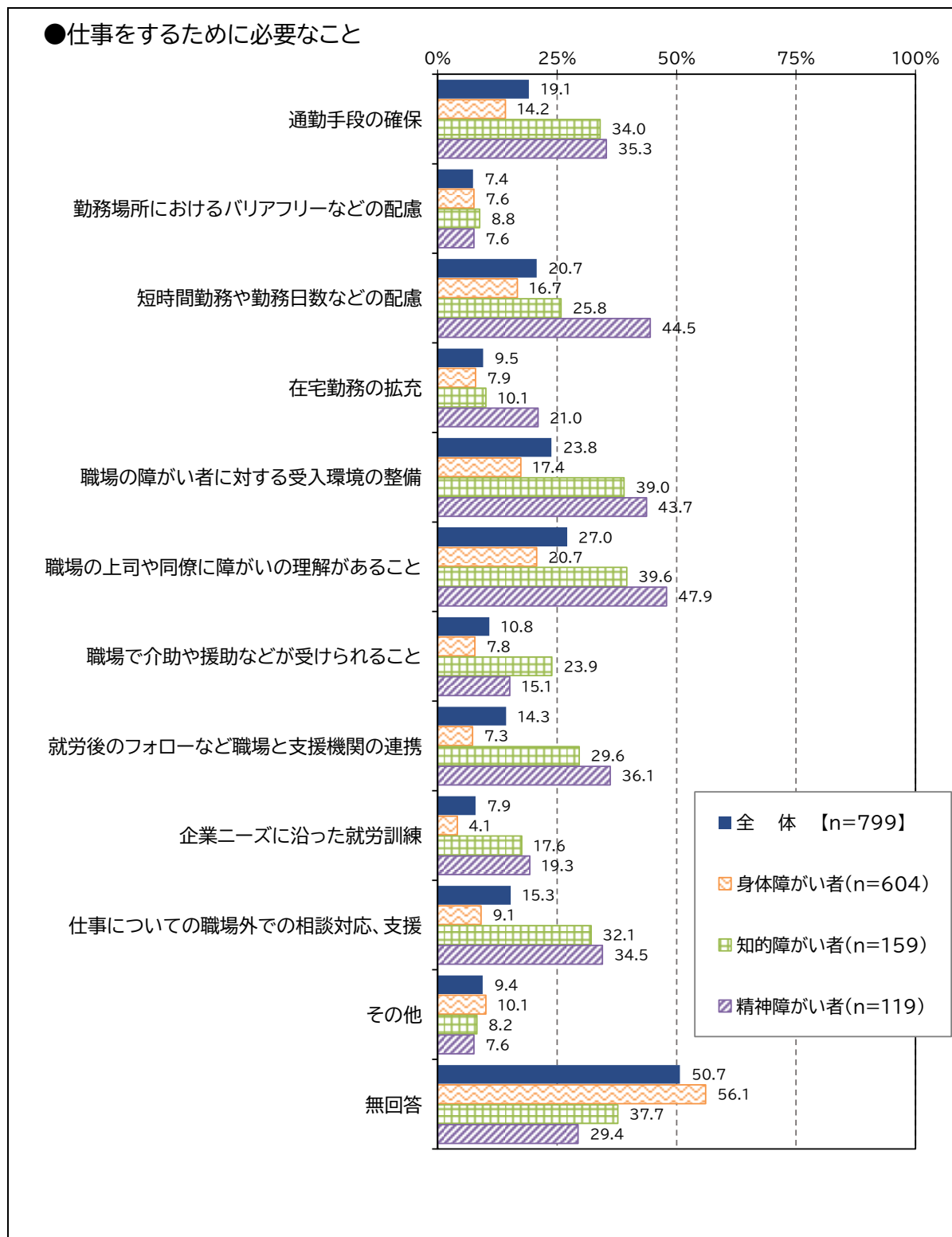
●今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

[n = 799]



仕事をするために必要なことは、全体では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「職場の障がい者に対する受け入れ環境の整備」との回答が多くなっています。

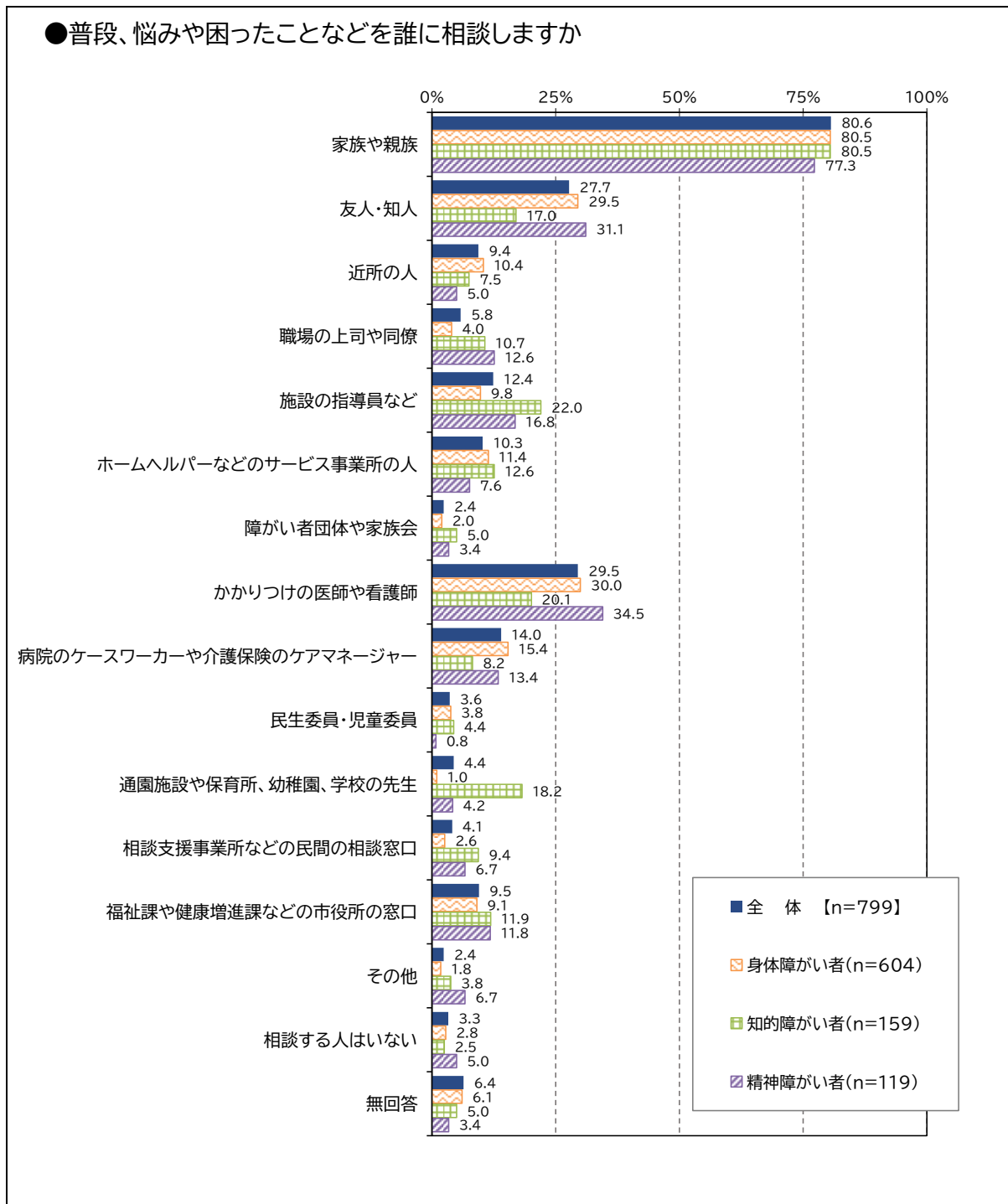
障がい別でも「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」がすべての障がい種別で最も多くなっています。



(6) 相談相手

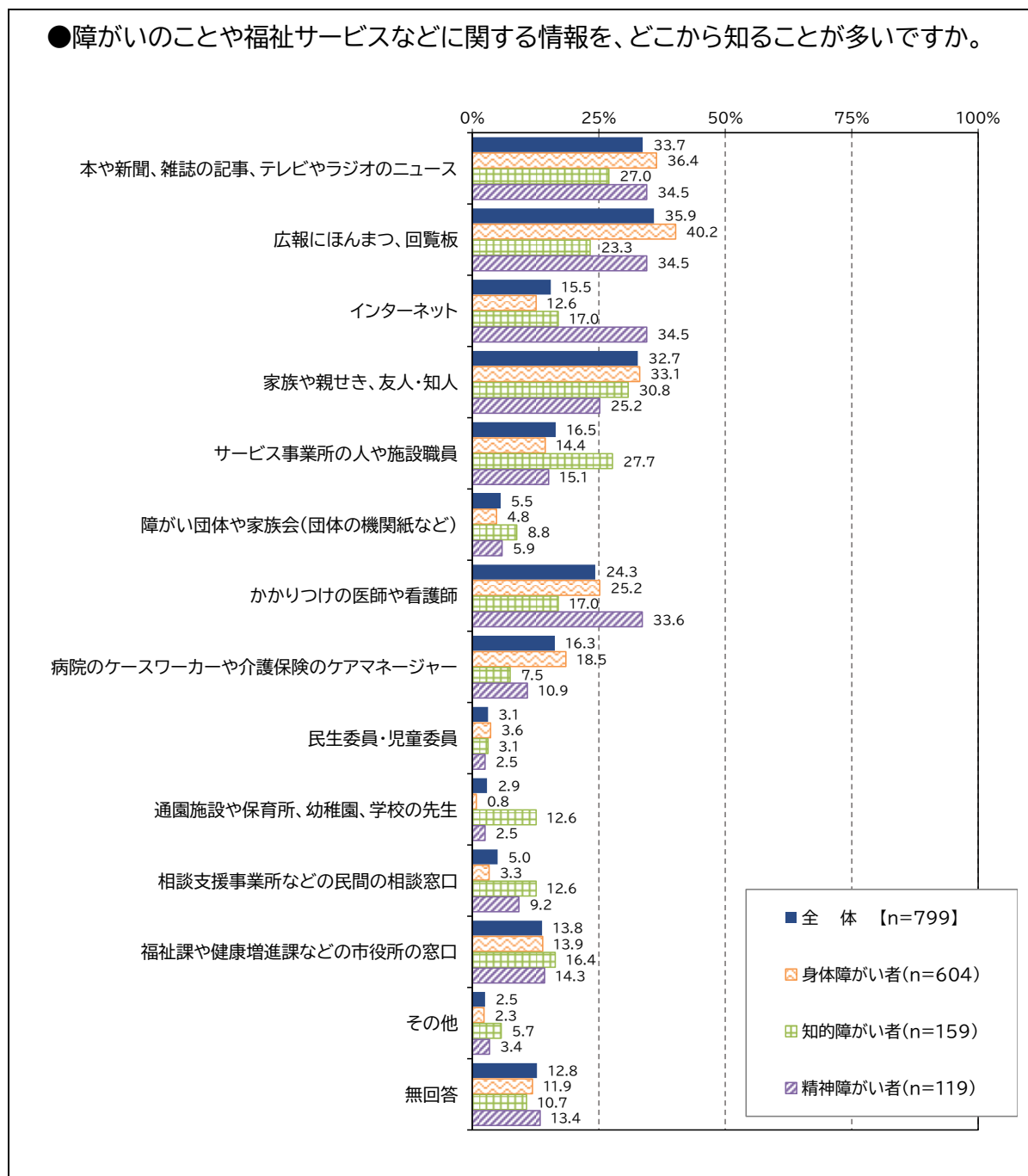
悩みや困りごとの相談先は、全体、障がい別すべてで「家族や親族」が最も多くなっています。

また、「相談する人はいない」との回答は、全体で3.3%、障がい別では、身体障がい者が2.8%、知的障がい者が2.5%、精神障がい者が5.0%となっています。



(7) 情報収集

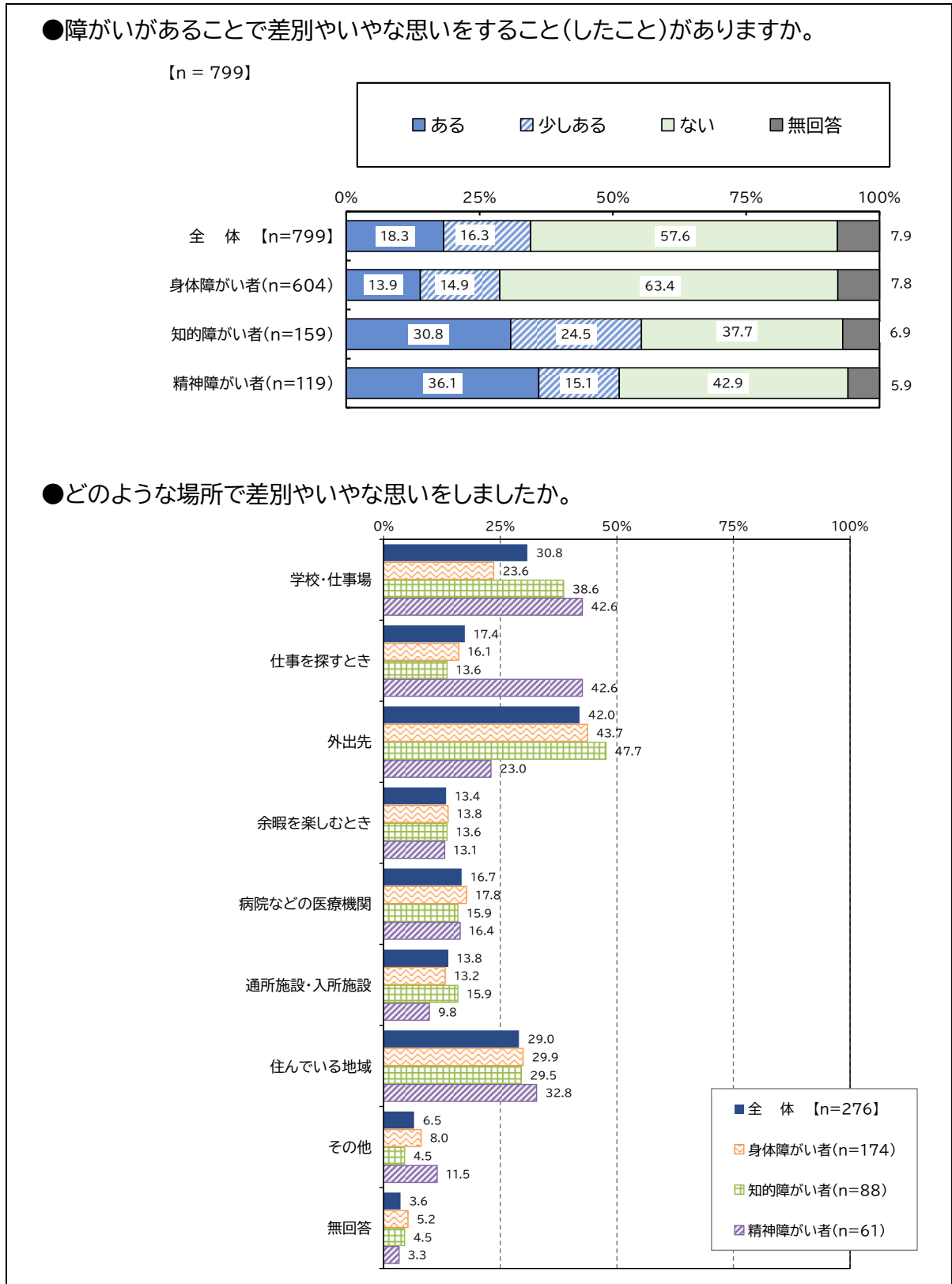
障がいのことや福祉サービスなどの情報の入手先は、全体では「広報にほんまつ、回覧板」が最も多くなっています。障がい別では、身体障がい者が「広報にほんまつ、回覧板」、知的障がい者が「家族や親せき、友人・知人」、精神障がい者が「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「広報にほんまつ、回覧板」、「インターネット」が最も多くなっています。





(8) 差別の有無

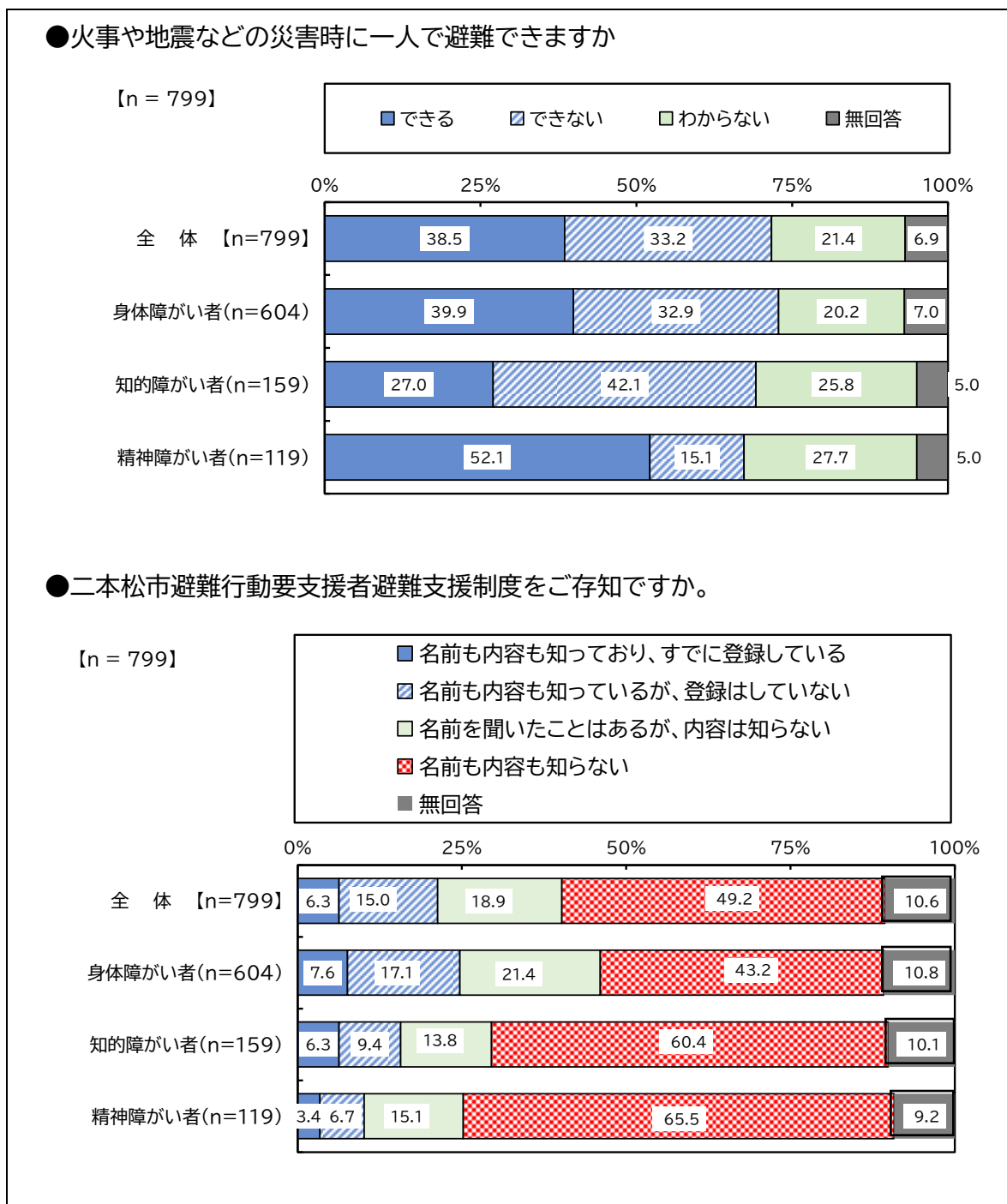
障がいによる差別の経験は、全体では「ある」、「少しある」合わせて34.6%、障がい別では、身体障がい者の28.8%、知的障がい者の55.3%、精神障がい者の51.2%が差別を経験しています。



(9) 災害時について

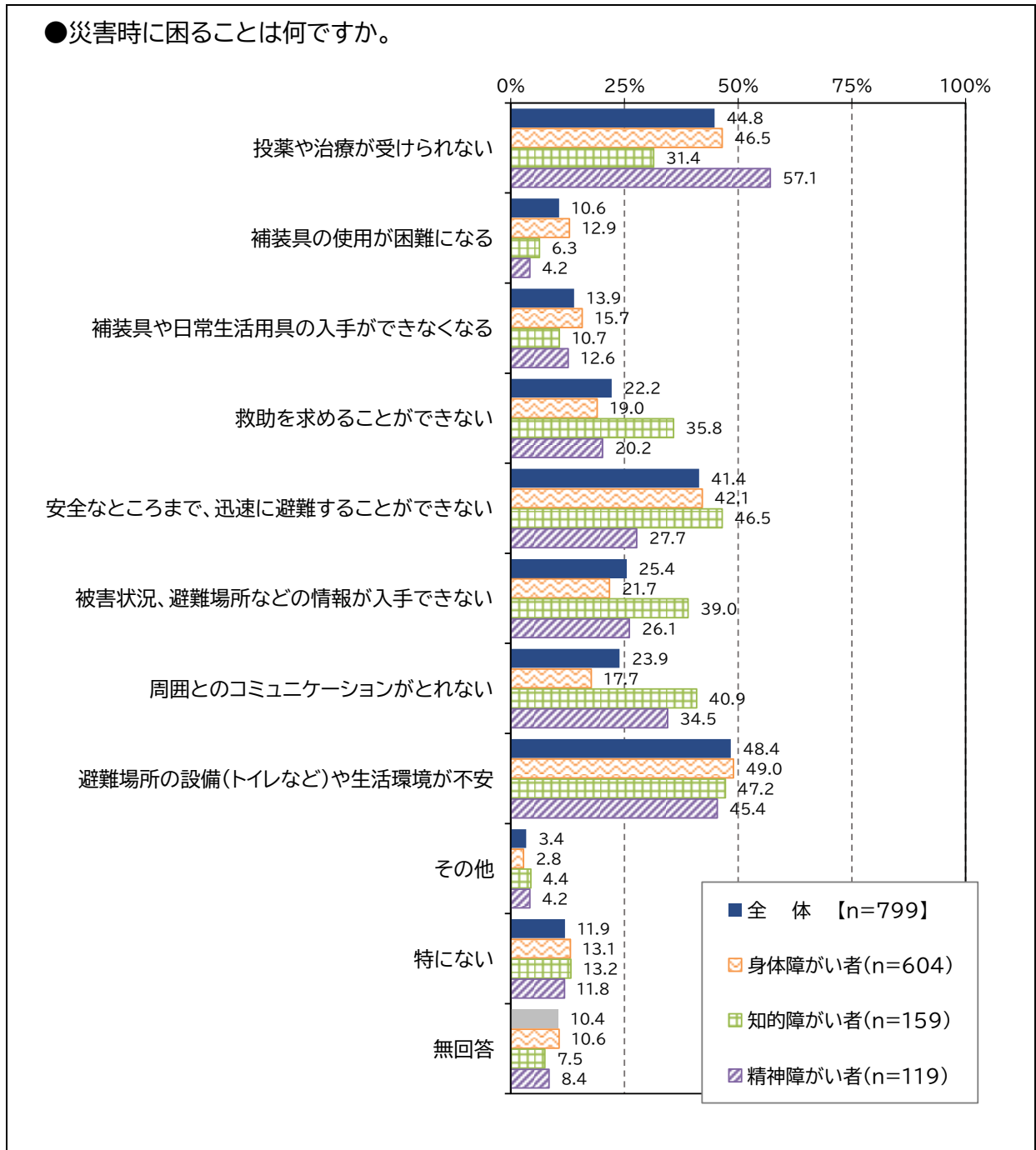
災害時に一人で避難できるかは、全体の33.2%、身体障がい者の32.9%、知的障がい者の42.1%、精神障がい者の15.1%が「できない」と回答しています。

また、二本松市避難行動要支援者避難支援制度の認知度は、全体の49.2%、身体障がい者の43.2%、知的障がい者の60.4%、精神障がい者の65.5%が「名前も内容も知らない」と回答しています。



災害時に困ることは、全体では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が48.4%で最も多くなっています。

障がい別では、身体障がい者、知的障がい者は、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、精神的障がい者は「投薬や治療が受けられない」が最も多くなっています。

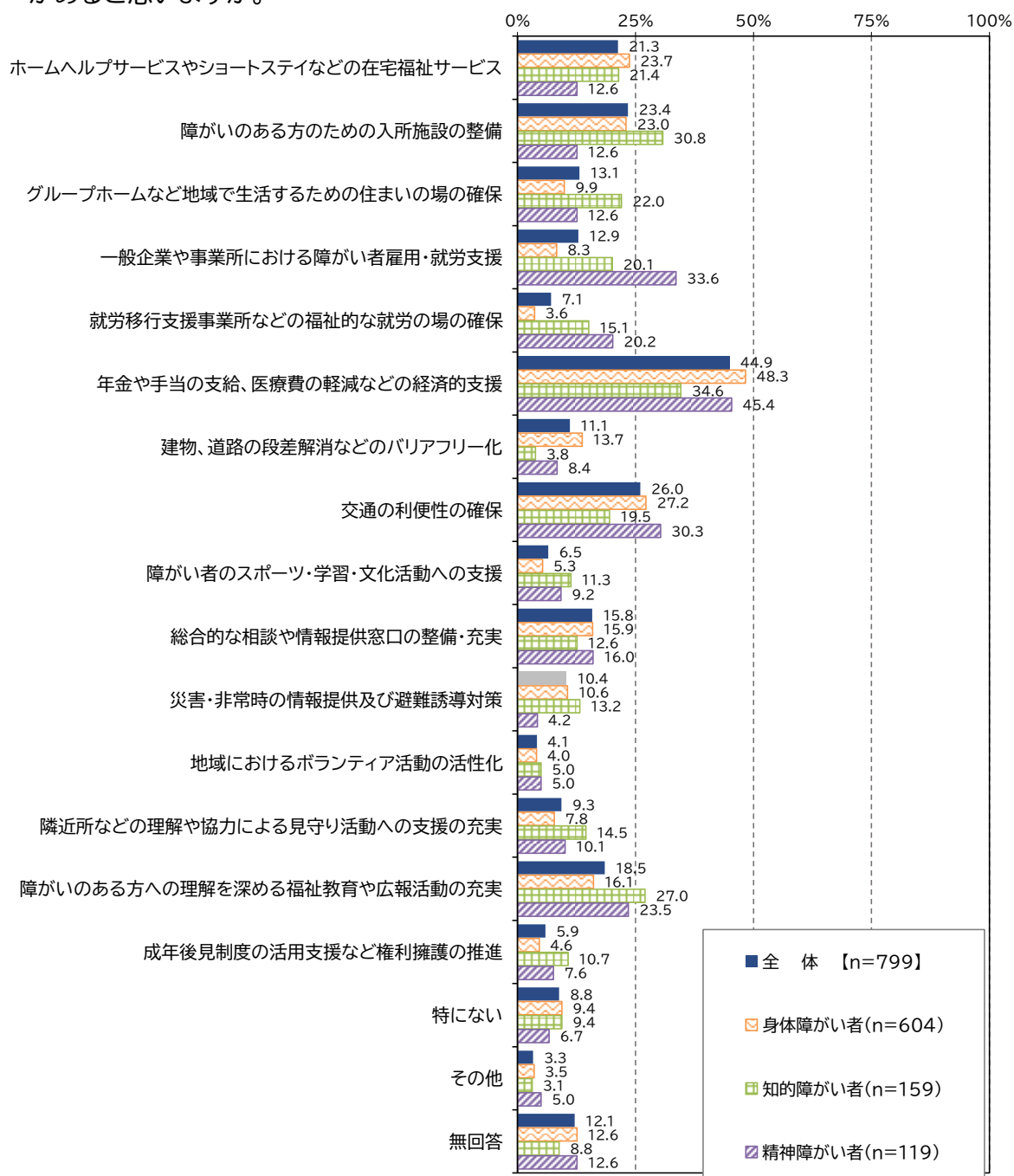


(10) 力を入れるべき施策

力を入れるべき施策は、全体では「年金や手当の支給、医療費の軽減などの経済的支援」が44.9%で最も多くなっています。

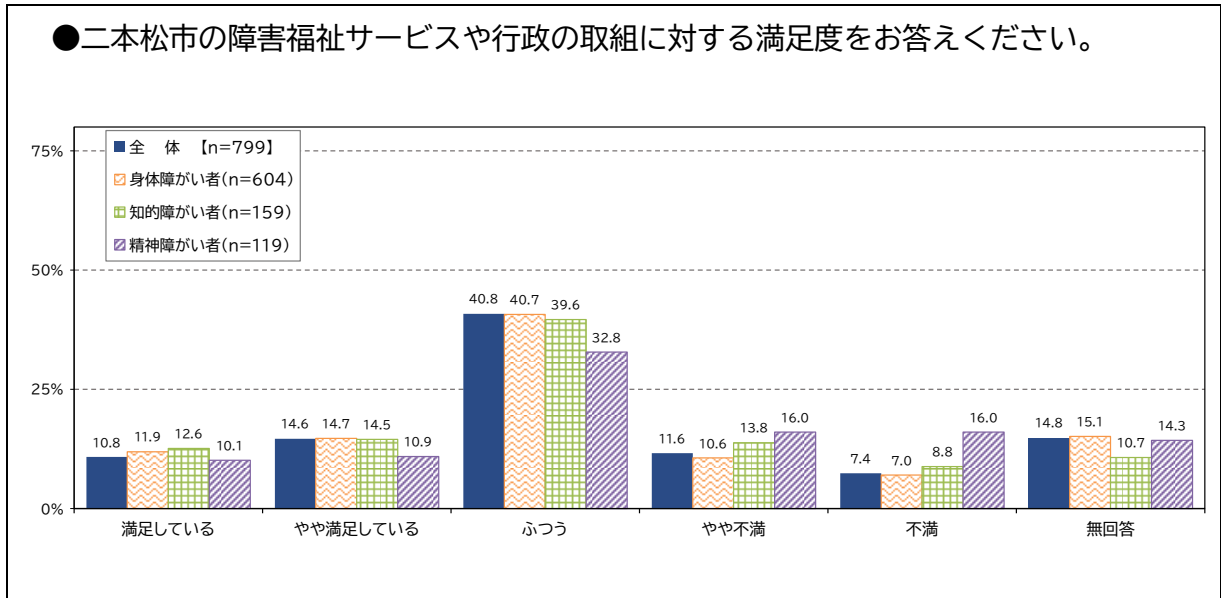
障がい別でも、身体障がい者、知的障がい者、精神的障がい者すべてで「年金や手当の支給、医療費の軽減などの経済的支援」が最も多くなっています。

●二本松市が障がい者施策を充実させるため、どのようなことに特に力を入れていく必要があると思いますか。



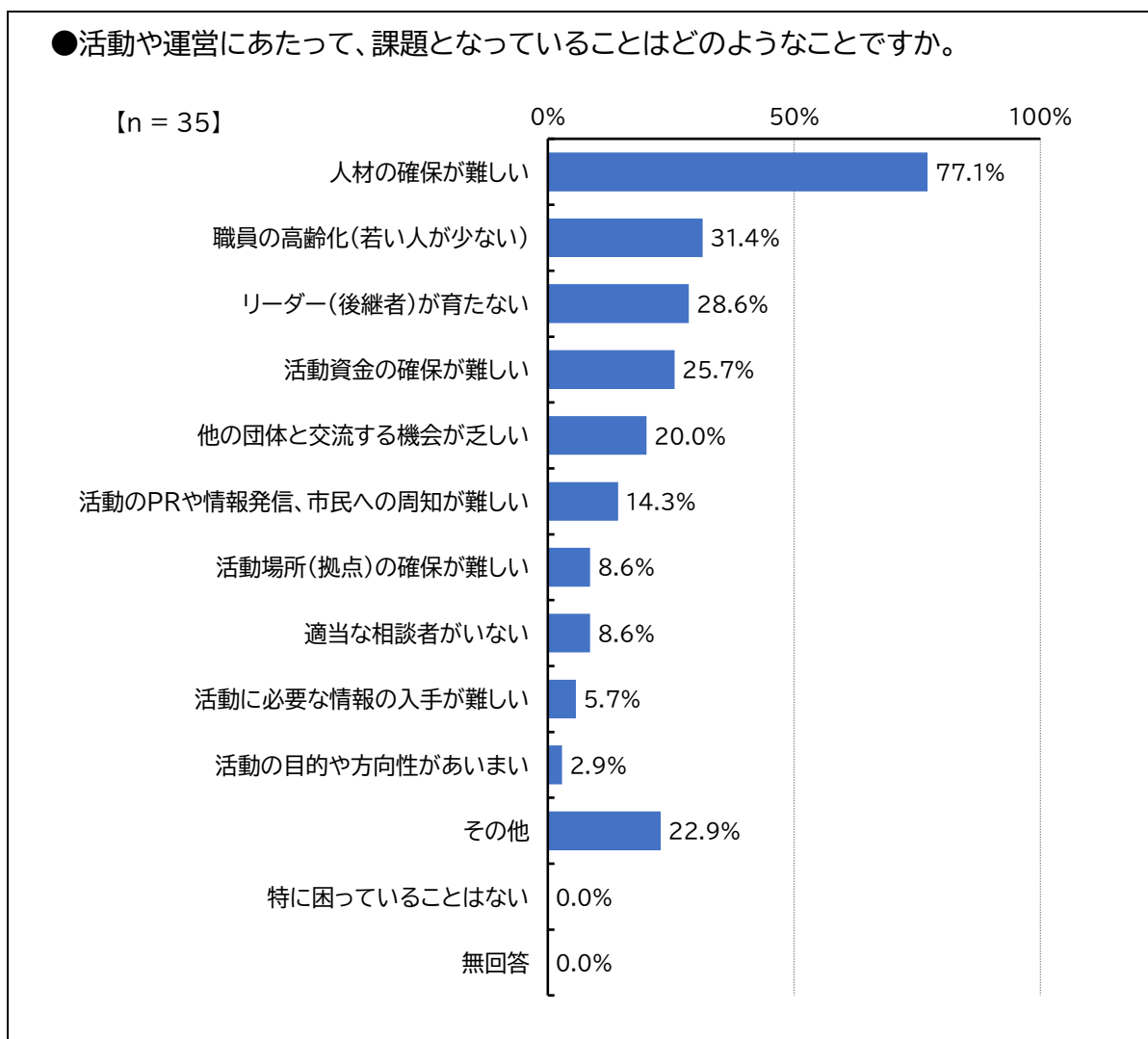
(11) 二本松市の障害福祉サービスや行政の取組に対する満足度

本市の障害福祉サービスや行政の取組に対する満足度は、全体、障がい種別すべてで「ふつう」が最も多くなっています。身体障がい者、知的障がい者に比べ精神障がい者の満足度が低い傾向となっています。



(12) 事業所調査（運営上の課題）※障がい福祉関係のサービス提供事業者

活動や運営にあたって課題となっていることは、「人材の確保が難しい」が77.1%で最も多く、次いで「職員の高齢化（若い人が少ない）」（31.4%）、「リーダー（後継者）が育たない」（28.6%）と続いています。



## (13) 事業所調査（主な意見） ※一部抜粋

- 各分野における現状や問題点、課題、また解決のために「行政」、「関係機関」、「団体」、「市民」などが、どのように取り組めばよいと思いますか。

## &lt;分野：生活支援&gt;

障がいのある人の福祉サービス全般（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援など）や、各種経済的支援、福祉用具支援、相談支援について

意見
核家族化しているので地域の高齢者と子供たちが関われる場・機会を作って相互理解が図れる（触れ合う）ようになれば良い。
サービスを提供する側と関係機関側とは考え方に温度差を感じる。 寄り添いたいと思っても、事業所としてはある程度の枠組みがないと継続できないこともある。
サービス提供事業所が少なく生活に困難を抱えながら生活を強いられている方々が多くいる。また、障がいや福祉に対する知識や理解が乏しい方が多く、サービス提供の質の問題も散見されている。 あたりまえに誰でも住み慣れた地域で生活することが可能となるように、地域福祉向上の為に啓蒙・啓発活動や行政機関のバックアップのもと官民一体となって検討・取り組みを行うことで改善されるのではないかな。
発達障がいを併せ持つ方が増えてきている。学卒後、就労移行支援や就労継続支援A型事業所経由で当事業所の利用を希望されるが、いままでの福祉サービス事業者から全く情報がない。本人というよりは家族が困り知人を頼って相談に来る機会が多い。本人の困り感よりは、家族の困り感にどこが対応するのか。行政が窓口で聞き取りをしようと思うが、困り感を共有するところが必要。
移動支援等の地域サービスを実施している事業所が少ない。 1対1のサービスで職員の負担が多いわりに対価が低すぎる。（休日出勤に偏る。）

## &lt;分野：生活環境&gt;

住居や公共施設、道路、公共交通機関などのバリアフリー化の推進や、障がいのある人の災害・緊急時の支援について

意見
行政主導で、関係機関や団体等を通し、障がい者の居る住宅周辺を小さなコミュニティとし、周知と緊急時の支援についての取り決め、情報共有を図っておく。
バリアフリー化と災害時の支援は一緒に検討する必要がある。災害時の避難もさることながら障がい者にとって初期避難の課題は大きい。障がい者によって情報取得は非常に厳しく、そして避難するかどうかの判断も困難である。情報弱者への対応及び避難行動を起させない方々の対応を検討していく必要がある。
幼児期からの訓練が必要。障がい児の成長と共に親も成長して行かなければならない。行政に相談するのみでなく近隣住民や地域住民等の交流を深める努力は必要。

<分野：雇用・就業>

障がいのある人の雇用の促進や、就労の支援について

意見
放課後等デイを18歳で卒業し就労している様子を聞くと送迎を利用しているようなので、送迎は必要と思う。様々な障がい特性に応じた事業所が多数あることが望ましい。
法定雇用率が改正され、障がい者の雇用が増えてきている。そのなかで、協議会の就労支援部会が開催している企業の合同説明会を是非継続してほしい。 反面、障がい者の雇用について、様々な法律（制度）を重ねながら収益をあげている事業者が存在していることも耳にする。法律の網の目を潜り、障がい者の弱みに付け込む事業者を福祉行政含め労働部局と連携し対応してほしい。
障がいをお持ちの方で一般就労している（過去一般就労していた）方でも、障がいを隠して就労している（過去就労していた）というケースが散見される。隠す理由として、障がいがあるとそもそも採用されないといったことや、障がいがある場合、勤務時間が通常より短くなったりすることがあり、収入の面で厳しくなるといったことから、障がいを隠して就労している（過去就労していた）ことが散見される。
働く場の確保、企業等の障がいに対する理解促進、働きやすい環境の整備。（民間企業での配慮が必要）本人も含め、実習や体験の場の必要性。 管内就労継続支援A型事業所の受け皿が少ないため、障がいのある人のニーズを把握した上での事業所増加が必要。
就労継続支援事業所A型、B型だけでなく、障がいのある人が本当に働きたいと思った環境で働くことができるような、企業の体制整備等が大切だと思う。

<分野：保健・医療>

障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期支援、要支援児や保護者のための支援、心の健康づくりの推進など、障がいのある人の保健や医療について

意見
「早期発見」は必要であり大事な事ですが、「障がい」という言葉を聞くご家族としては、受け入れる事は、容易ではないと思う。情報もすぐにわかるので不安が大きくなるにつれ「障がい」という事に関しての「説明」や「どうして？」に対する答えがわかりやすく誰でも、気軽に聞ける窓口が必要なのではないか？
医療や検診等で早期発見等は十分行われていると思うので、今後は障がいのあるお子さんの保護者が一人で悩むことがないように行政が率先してママカフェ等のイベント等を立ち上げ、互いに支え合い分かち合うことのできる環境づくりを行って欲しい。
疾病の早期発見につなげるためには医療機関等関係機関が主導し、行政との連携協力をお願いしたい。窓口となる行政機関は、専門性、人間性等、力量が問われると思う。
体力づくり、自然とのふれあいのための「散歩」などから始まり、服薬の管理など家庭はもちろん医師、施設、行政、地域住民との連携が不可欠と考えられる。
今ある社会資源をフルに活用するため福祉関係者と保健師の連携が必要。



## &lt;分野：教育・育成&gt;

障がいのある人に対しての早期教育の充実や、特別支援教育の推進、就学相談や教育相談の充実といった教育や育成について

意見
進学ごとに不安を訴えられる保護者が多く、小学校入学から高校までの進学の相談窓口があると良いと思う。支援学校か支援クラスか最終的に納得して保護者が決められることが大切だと思うが子どもの障がい特性が優先されることも、本人の負担が軽減されるのではないかと感じる。早く地域内に特別支援学校が出来ることを望む。
安達地方に住む障がいがある児童生徒は、郡山市や田村市にある特別支援学校への通学を希望する場合に、保護者が送迎せざるを得ない状況となっている。教育を受ける機会の不均衡でもあるため、保護者の負担に頼らない多様な通学方法の手段確保が急務であると感じる。また、小学校から高校までの学校生活を安達地方で完結できるような仕組み作りが必要と思われる。
子供たちのライフステージを踏まえ、その時々で子供、家族を支えるチームを作ってほしい。その支える集団が多くなることで、頼れるところが定着する。愛着障がい、共依存関係が課題となっている方々の困り感が軽減できるのではないか。
前提にあるのは「障がい」に対する理解が「市民」まで浸透する事であると思う。理解した上で「何が不足しているか」を把握し、「行政主導」で「関係機関」、「団体」、「市民」の「役割の構築」が教育や育成の充実につながると思われる。
年々、特別支援教育を望む人は増加傾向だがそれに対応する教員や支援員の不足と対応能力の乏しさが感じられる。教育現場でも改善しようと取り組みを行っていることは理解している。 就学指導や教育相談、就学指導審議委員会などにおいて福祉現場からの声をもっと汲み取った上で就学に係る手続きを進められるように改善されるといい。



<分野：スポーツ・芸術文化>

スポーツ・レクリエーション活動の支援や文化芸術活動参加への支援など、障がいのある人の地域社会への参加について

意 見
当事者の方々がやりたい、参加したいと思われる活動の開催検討。日々の余暇活動の充実のための支援。
スポーツは（公財）県障がい者スポーツ協会、文化芸術活動においては、「はじまりの美術館」など各種団体が活動しており、二本松市身体障がい者福祉会でも美術・作品展を開催しており、過去と異なり、関係機関の援助のおかげで活発な活動を展開していると感じる。
スポーツ・レクリエーション活動ができる環境等が、一部の有志で行われているのが現状。本人たちの特性を引き出せる環境が必要。場所と共に伝える人材等の育成が必要。
パラリンピックを参考に指導していただける方がいたら参加してみたい。道具など市で購入し貸し出しなど、指導者の育成などして頂き、お願いできる仕組みを作してほしい。
レクリエーションもいかに共生社会を意識して企画するかが大切になる。障がい者だけのレクリエーションやスポーツ大会ではなく、健常者と交流ができる大会を持つような対応が大切になると思われる。地域の方々が障がい者を「特別である」という意識を取り除くような大会を意図的に企画してみたらどうだろうか。

<分野：啓発・広報>

障がいに関する理解の促進や啓発・広報活動の推進、障がいのある人へのボランティア活動の推進について

意 見
広報の特集シリーズで知らせてもよいのではないか。 市の公共施設にパンフを置いてもよいのではないか。 支援により良転や改善の事例も広報できればよい。 郵便局、銀行、市役所、支所、公民館、子育てセンター、保健センターなど。
市民が障がい者支援について知り、興味を持っていただけるよう、イベントの企画やポスターの掲示等より多くの方の目に止まるよう意識の向上を図って欲しい。また一人ひとりができる支援のような具体的に行動が起こせる支援やできることなど、イメージが持てるような啓発を行っていただけると理解が深まると思う。
障がいに関する理解促進や権利擁護の観点から、行政広報紙へ掲載し継続して啓発を図ることが大切。その際には、関心を持って見てもらえるような記事づくりの工夫も必要。
障がい者への理解の促進や啓発・広報等々があるが、そもそも障がい者の理解の促進、幼児教育・学校教育から真剣に考えていかないと障がい者理解にはならないのではないか。障がい者を分け隔てする、偏見から考え直さなくては、この部分は前に進まないと思う。 子どもの頃からの学び、小さな地域から発信する環境を整えることが必要と思う。
障がいの有無に関係なく楽しいイベントの中に理解の促進や啓発等を取り入れたほうが浸透しやすいと思う。また、「楽しいイベント」の中の障がいのある人へのボランティア活動にしたほうが参加が促進されるのではないと思う。

## 8 アンケート調査結果などから見える課題

### (1) 日常生活や介助者支援について

障がい者の日常生活について、アンケート結果では「そうじ・洗たく」、「外出」、「お金の管理」などで介助が必要との回答が多くありました。

また、主な介助者は、「父母、祖父母、兄弟」、「配偶者（夫または妻）」、「子ども」といった家族が多く、介助者の年齢については、「60歳～69歳」、「70歳～79歳」の高齢の介助者が多くなっています。

障がい者のニーズに合った適切なサービス提供体制と併せて介助者への支援提供やサポート体制の充実により負担を軽減する取り組みも重要です。

### (2) 外出について

外出の頻度については、全体では「1週間に数回外出する」が36.4%と最も多くなっていますが、「まったく外出しない」との回答も8.5%ありました。

また、外出時に困ることについては、全体では「交通機関が少ない(ない)」が26.2%と最も多くなっています。また、就労するために必要なこととして、「通勤手段の確保」との回答も2割以上ありました。

障がいのある人の外出促進には交通機関における配慮が課題の一つとしてあげられます。利用できる移動支援サービス、交通費助成の在り方について検討し、利用促進に資するサービスの周知を図ることが必要です。

### (3) 今後の暮らしについて

現在、福祉施設や病院で生活している人の2割以上が、将来の暮らしについて「家族と一緒に暮らしたい」と回答しています。

また、在宅生活に必要な支援については、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」や「障がいに適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」などが多く回答されています。

在宅での生活に向けた機能訓練や、在宅サービスの充実を図り、適切な支援につなげていくことが重要です。

また、障害福祉サービスについては、障がいによってサービスのニーズが異なることから、必要な人が必要なサービスを利用できるように、相談支援体制の充実と障がいの有無に関わらず必要な情報が得られる、わかりやすい情報提供も必要です。

### (4) 就労等について

現在の就労状況については、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」人が15.9%となっています。

また、約3割が「今後も就労したい」との希望を持っています。

仕事をするために必要なことは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「職場の障がい者に対する受け入れ環境の整備」との回答が多くなっています。そのため、障がい者の能力や適性に合った就労と、継続した就労のための安定した就労環境の整備が行われるよう、事業主や従業員への障がいの理解を深めるための啓蒙活動を促進する必要があります。

### (5) 障がい・障がい者への理解について

障がいによる差別の経験は、全体では「ある」、「少しある」を合わせて34.6%が差別を経験しています。また、差別を感じた場所は、「外出先」、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」などが挙げられています。本市が力を入れるべき施策として、「障がいのある人への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」との回答が20%近くありました。

市民の障がいへの理解促進や啓発を進めていくことはもちろん、公的機関や民間企業に対する障がいへの理解促進が必要です。

引き続き障がいに対する理解促進、継続的な啓発を行っていく必要があります。

### (6) 災害時の対応について

地震などの災害時に一人で避難できるかについては、30%以上が「できない」と回答しています。また、二本松市避難行動要支援者避難支援制度の認知度は、5割近くが「名前も内容も知らない」と回答しています。

災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難できない」などの回答が多くなっています。

災害状況や障がい特性に応じた適切な避難支援ができるよう、日頃からの避難訓練や避難誘導體制の確認を行っていく必要があります。また、避難所・避難場所の周知を徹底するとともに、地域住民の協力を得ながら、災害発生時における援護体制の整備と障がい者の視点に基づく利便性の高い避難所運営も大切です。

### (7) 事業所について

活動や運営にあたって課題となっていることは、「人材の確保が難しい」、「職員の高齢化（若い人が少ない）」、「リーダー（後継者）が育たない」などといった人材に関する課題が上位に挙げられています。従業員の確保方策をはじめ、育成・研修支援、離職防止の取り組み等を推進していく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画の上位計画となる「二本松市総合計画」は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、本市の全ての政策、施策、事業の根拠となるものであり、4つの重点事項として「健康寿命の延伸」、「地域のちから」、「人口減少対策」、「こどもの未来」、4つのまちづくりの基本目標として「健康で暮らし続けられるまち」、「地域の誇りに満ちた活力あるまち」、「世代をつないで人を育むまち」、「安全で快適な暮らしのあるまち」、方策の柱として「みんなで創る持続可能なまち」を掲げ、将来像である「笑顔あふれる しあわせのまち 二本松」の実現を目指しています。

また、令和4年度に策定した「二本松市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、少子高齢化や核家族化、高齢者単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域への参画意識の希薄化が進み、身近な地域の力が弱まっていることが懸念される中、地域福祉の推進にあたって欠かすことのできない「ふれあい」、「助け合い」、「支え合い」の3つのテーマを軸に、市民、地域、社会福祉協議会、市が相互に協力しながら連携強化を図り、「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち みんなでつくる二本松」を基本理念として地域共生社会の実現を目指しています。

本計画では、これら二つの計画に掲げる市の将来像や地域福祉推進の理念を踏まえながら、令和6年度から令和11年度までの今後6年間における本市障がい者福祉施策の道標として、「共生」、「支え合い」、「地域のつながり」を中心的なキーワードに据え、以下の基本理念を掲げて、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会づくりを推進します。

共に生き、共に暮らしの支え合い

笑顔つながる、しあわせのまち二本松



この基本理念は、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域の中で共に生き、共に暮らし、そして一方向からの視点ではなく、お互いが社会を支える一人であることを表しており、本計画は、障がいのある人一人ひとりの様々な思いに寄り添い、共に進めていこうという「地域共生社会」実現へ向けた目標、重点的に取り組むべき施策をまとめたものです。市民や事業者の障がいに対する理解をより一層深め、障がいのある人やその家族等が抱える不安を減らすための施策を展開し、市民の笑顔を重ねていくことを目指します。

## 2 基本目標

基本理念をもとに、より具体的な項目を整理した基本目標を設定します。「共に生き、共に暮らしの支え合い 笑顔つながる、しあわせのまち二本松」の実現に向け、以下の4つの基本目標を掲げ、施策・事業の展開を図ります。

### 基本目標1 共に生きる社会の実現と障がいの理解促進

学校や地域で障がいを学ぶ場や、障がいを題材にした映像作品を目にする機会も増え、少しずつ理解啓発の取り組みが広がりはじめています。しかし、障がいに対する理解が定着しているとは言えません。

障がいや障がいのある人を理解することは、誰もが分け隔てなく暮らすことのできる共生社会の実現に向けた一歩となります。理解啓発を継続的に進めるとともに、地域の中のつながり、連携を促進する体制の整備を目指します。

### 基本目標2 安心して暮らせる地域基盤の整備

住み慣れた地域で安心して暮らすことは、誰もが思い願う事ではないでしょうか。

近年、日々の介護をされる人の高齢化や疾病等により、将来の生活に不安を覚える当事者や家族が増加しています。日頃から様々な機関が関わり、緊急時に継続して支え合い、地域で暮らし続けられるような基盤を整備する必要性が高まっています。支援者や施設といった社会資源が効率的に活用できるように、支援度の高い障がい等の対応において平時から連携を図り、安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

### 基本目標3 バリアフリーな空間づくりと権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらず、社会の中で等しく生きることは、当然の権利であると言えますが、いまだ社会の中には様々なバリア（障がい）が多く存在しています。スムーズな移動が難しい施設、見えない、聞こえない人への情報提供、理解不足からくる差別的な対応等が、当事者に不安を抱かせる要因となっています。

有形無形を問わず、あらゆるバリアの解消に努めるとともに、一人の人間としての権利を守る取り組みを推進します。

#### 基本目標4 支援の必要な子どもの成長を支える体制の充実

障がいのある、またはその疑いのある子どもの成長を支えるためには、個別の支援計画等をもとに個々の子どもの特性に応じた適切な支援を行う必要があります。子どもへの切れ目ない支援を行うため、関係機関による情報の共有、連携を十分に行うとともに、保育所や幼稚園、認定こども園などの就学前の教育の充実や通級による指導及び特別支援学級の充実を踏まえながら、特別支援学校に通学する児童や生徒、その保護者への対応の充実も図っていきます。

#### ワンポイント手話

きょう  
**共**



「共に」

指先を前に向けた  
両手人差指を左右  
から引き寄せてつ  
ける。

せい  
**生**

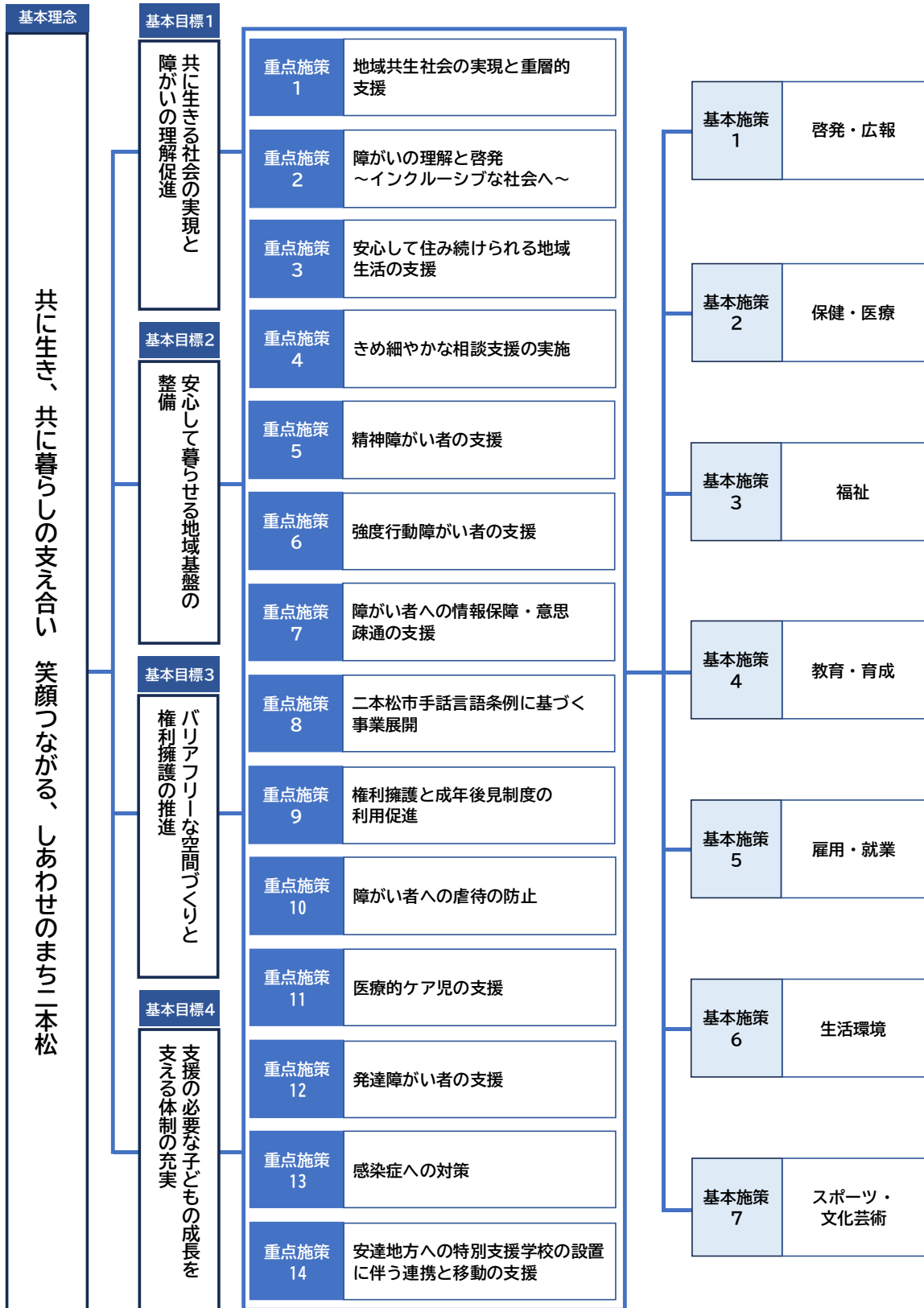


「生きる」

腕を水平に構え、腕  
前で両手拳を同時  
に力強く少し下ろ  
す。

二本松市は、令和2年に「二本松市手話言語条例」を施行し、「手話が言語である」との認識のもと、手話を安心して使える環境の整備に努めています。

### 3 施策体系





## 4 重点施策

基本目標の達成に向け、以下の14の項目を重点施策として障がい者福祉の推進に取り組みます。

### 重点施策1 地域共生社会の実現と重層的支援

地域社会における相互扶助や支え合いといった機能は、高齢化や人口減少等により、その基盤が弱まっており、孤立や孤独といった問題が指摘されています。さらに、障がいの重度化や複合化により、単独の公的支援ではカバーしきれない場面も現れています。

地域で暮らす人が、障がいの有無や性別、年齢などに関わらず、お互いを理解し、尊重する社会、共生社会の実現を図ります。そして、様々な課題に対応するため、障がいや介護、子どもといった福祉分野における既存の体制が連携し、どの部門に相談しても支援につながるワンストップ支援を行う、重層的な支援体制の構築を目指します。

#### 用語解説

##### ～地域共生社会～

社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。



### 重点施策2 障がいの理解と啓発 ～インクルーシブな社会へ～

インクルーシブ (inclusive: 包括的、包含的) という言葉が障がい分野で大きく取り上げられたのは、教育分野が始まりとされています。特に平成18年に国連で採択された「障害者権利条約」にインクルーシブ教育システムの構築として、多様性の尊重、障がい者の社会参加、障がいのある者もない者も共に学ぶ仕組み作りが示されました。現在、様々な分野で耳にすることの多いSDGs (持続可能な開発目標。本計画第1章7に記載。) の中でも、インクルーシブ教育の推進が含まれています。

近年では、教育分野にとどまらず、「インクルーシブ社会」＝「共生社会」としても用いられるようになりました。そうした社会の実現、社会が多様性を包容していくためには、正しい理解、知識が不可欠であり、障がいに関する理解啓発の取り組みを積極的に行っていきます。

### 重点施策3 安心して住み続けられる地域生活の支援

障がいの重度化や8050問題、「親亡き後」といった課題に対応するため、地域で生活するための機能（相談対応、緊急時の受け入れ対応、自立生活の体験等）を行っていきます。

安達地方二市一村においては、あだち地方地域自立支援協議会を中心に、平成29年度からこれらの機能整備に向けた協議、検討を行っており、順次、体験の場の設置や地域支援コーディネーターによる対象者の掘り起こし、緊急時の受け入れ場所の確保を実施しており、今後、機能の充実を図っていきます。

#### 用語解説

～あだち地方地域自立支援協議会～

障害者総合支援法で定められ、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健、医療、教育等の関係者で構成され、地域の課題を協議し問題解決を図っていく機関です。平成19年に安達地方二市一村で共同設置されました。年3回開催される全体会と、個別課題を検討する支援部会（子ども、教育、就労、生活）で構成され、管内の課題解決に向けた協議を行っています。



### 重点施策4 きめ細やかな相談支援の実施

障がいに関する様々な生活相談や、障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画（ケアプラン）の作成を行う専門職として、相談支援専門員がいます。相談支援専門員は一人ひとりに寄り添った、適切な支援に結び付けるためのコーディネーターでもあります。

近年、障がい者等を取り巻く問題が複雑化し、サービスの利用希望者も増えているため、相談支援専門員の役割は高まっていますが、一方で相談支援専門員の数は増えておらず、必要な相談に応じきれない現状もあります。相談支援事業所や、相談支援専門員の相談機関である基幹相談支援事業所の支援を行い、相談機能の充実を図っていきます。



## 重点施策5 精神障がい者の支援

近年、精神疾患を有する患者の数は増加傾向にあり、平成29年には全国で約420万人となって、脳血管疾患や糖尿病の患者数を上回るなど、国民にとって身近な疾患となっています。本市においても、精神障害者保健福祉手帳や精神疾患医療受給者証の所持者は増加傾向が続いており、精神障がい者への支援は今後の課題の一つとなっています。

精神障がい者の就労や日中活動といった地域での生活のために、地域全体で支える仕組みとして「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とよばれる体制の構築を目指し、当事者や関係機関との連携のもと、支援体制の整備を図っていきます。

### 用語解説

#### ～精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム～

精神保健福祉に関しては、平成16年から「入院医療中心から地域生活中心」として、様々な施策が行われてきました。こうした中、平成29年に国から出された報告書において、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念とすることが明確化されました。



## 重点施策6 強度行動障がい者の支援

「強度行動障がい者」とは、重度の障がいのため、著しい行動上の障がい（他害、自傷など）のある人で、施設等における支援度の高い人を指しています。重度障がい者の地域生活の支援として、あらためてその対応が求められています。本市においても、家族の突然の入院等により、この特性を持つ人の支援において、受け入れ先の確保に相当の時間を費やすなどのケースがあるため、地域生活の支援機能の整備と合わせて支援体制の構築を進めていきます。

### 用語解説

#### ～強度行動障がい～

精神科的な診断（知的障がい、自閉症、統合失調症等）を指す言葉ではなく、直接的な他害行為（噛みつき、頭突き等）、間接的な他害行為（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が、通常考えられない頻度で出現している状態を指します。家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態とも言われています。



### 重点施策7 障がい者への情報保障・意思疎通の支援

令和4年に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」では、障がい者による情報の取得や利用、意思疎通に係る施策に関する基本理念、基本施策を定めています。障がいの有無で隔たれることなく、情報保障、意思疎通が図られるよう、視覚障がい者や聴覚障がい者等への対応の充実を図っていきます。

### 重点施策8 二本松市手話言語条例に基づく事業展開

二本松市におけるろう者との意思疎通支援に関しては、当事者と支援者の長い取り組みに裏打ちされており、令和元年12月に成立したこの条例は、「手話が独自の体系を持った言語である」という理念を明確に表したものとなっています。条例では、ろう者の意思疎通に関する環境の整備と、手話の理解及び普及に関する基本的な事項を定めており、今後も様々な事業を展開していきます。

#### 用語解説

～ろう者～

聴覚障がい者のうち、主に社会生活における意思疎通手段として手話を使う方です。



### 重点施策9 権利擁護と成年後見制度の利用促進

重度の知的障がい者や精神障がい者、重い認知症の高齢者など、本人の意思確認に困難を抱える人の権利を守る仕組みとして成年後見制度があります。今後、制度の利用促進に向けて、市成年後見制度利用促進計画に基づき、関係機関と体制整備に向けた協議を進め、安定的な権利擁護支援体制の構築を目指します。

#### 用語解説

～二本松市成年後見制度利用促進計画～

成年後見制度の利用の促進、推進体制の整備等の方向性を定めたもので、令和4年度に市地域福祉計画・地域福祉活動計画と併せて策定されました。平成28年に成立した成年後見制度利用促進法では、関係機関の連携のもと、市町村の円滑な制度利用に向けた支援体制の整備が求められており、この法に基づいています。



## 重点施策10 障がい者への虐待の防止

虐待には、本人への他害行為を伴う身体的虐待、言葉や態度による心理的虐待、収入や年金等を搾取する金銭的虐待、介護や支援を行わないネグレクト等があります。また、自分の考えを伝える事に難しさがある障がい者は、虐待を受けやすく、中には虐待を受けていること自体を理解できない人もいます。また、介護者の虐待行為は、支えているという意識が介護者にあり、なかなか判明しにくくなっています。周囲の関係者や支援者が虐待について理解を深めることや、早期の通報のための日頃の連携、そして虐待を未然に防止するための介護者の支援を二本松市障がい者虐待防止センターを中心に行っていきます。

### 用語解説

～二本松市障がい者虐待防止センター～

市では障害者虐待防止法に基づいた以下の事業を行うため、福島県あだち地域相談センターあだたらと共同で障がい者虐待防止センターを設置し、事業を推進しています。

- ①障がい者虐待に関する通報、届出の受理
- ②虐待の防止と当事者の保護のための相談、指導及び助言
- ③障がい者虐待の防止等に関する広報、啓発の実施



## 重点施策11 医療的ケア児の支援

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の支援、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として様々な取り組みが始められています。

本市においても、保健及び福祉の様々な機関が関わりながら支援を行っており、安達地方二市一村によるあだち地方地域自立支援協議会でも、広域的な課題として、医療的ケア児に関する協議の場を設け、連携を図っています。今後も、医療的ケア児とその家族の支援の充実を目指していきます。

### 用語解説

～医療的ケア児～

日常生活及び社会生活を営むため、恒常的に医療的ケア（人工呼吸器や経管栄養等）を必要とする乳幼児等を指します。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加している状況があり、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援やその家族への支援が重要な課題となっています。



## 重点施策12 発達障がい者の支援

これまで、身体や知的、精神といった3障がいには該当せず、生きづらさ、生活のしづらさを感じている人の中に、自閉症や注意欠陥多動性障がい（ADHD）といった発達障がいのある人がいることが近年わかってきました。本人や周囲の人たちがその人の特性を理解し、寄り添うことでその人にあった生活を送ることができるようになります。発達障がいの理解促進を図るとともに、支援者の連携による教育現場での様々な関りや、家庭での支援手法等の研修を行うペアレント・プログラムを継続して実施していきます。

### 用語解説

#### ～発達障がい～

脳機能の障がいであり、その状態が低年齢で現れるため通常の育児では難しさを感じることがあるとされています。成長するにつれ、自分自身の持つ不得意な部分に気づき、生きづらさを感じることもあります。その特性を本人や家族、周囲の人がよく理解し、その人にあったやり方で日常的な暮らしや学校、職場での過ごし方を工夫することができれば、持っている本来の力が生かされるようになります。発達障がいは、生まれつきの特性であり疾病とは異なります。



## 重点施策13 感染症への対策

令和元年に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症が社会に与えた様々な影響の中で、身体の接触を伴う介護支援の現場での感染対策は大きな問題となりました。ク施設内での集団感染の発生による支援事業所の閉鎖で、日中の対応が困難な当事者の問題も課題とされました。あらかじめ支援者間の情報共有と連携に努め、緊急時の対応に備えます。

## 重点施策14 安達地方への特別支援学校の設置に伴う連携と移動の支援

これまで安達地方には特別支援学校がなく、福島市や郡山市等の特別支援学校まで長い通学時間が必要となっていました。関係者の息の長い取り組みにより、令和7年度開校を目指して県立特別支援学校の整備が進められています。今後、地域の特別支援学校として連携を図っていきます。

また、地元への設置により、通学時間の短縮が図られることとなりますが、個々の障がいの特性等によっては引き続き市外の特別支援学校への通学が必要なお子さんもおり、支援関係者からは通学に係る移動支援については継続した課題であるとの指摘も出されていますので、これらの課題の対応について引き続き協議、検討を行っていきます。

### 用語解説

～安達地方への特別支援学校の整備～

二本松市安達ヶ原地内に小学部及び中学部の校舎が新築整備され、本宮市の県立本宮高等学校内に高等部が併設される予定です。



## 第4章 障がい者計画の施策の展開

### 基本施策1 啓発・広報

#### 【現状・課題】

私たちは、障がいの有無に関わらずそれぞれ同じ権利を持った一人の人間です。しかし、実際の社会生活の中では、障がいに対する理解が不足しているために、程度の差こそあれ差別や虐待が行われています。障がいや障がいのある人について正しい理解を広めることは、そうした方々の暮らしやすさ、ひいては共生社会の実現につながります。そのための取り組みとして、啓発・広報活動に積極的に取り組んでいくことが必要です。

#### 【現行計画の評価】

市民への理解を広げるため、広報にほんまつ等の媒体による周知、啓発を行いました。また、障害者週間における障がい者支援事業所製品販売会の開催や、国際的な記念日に合わせた市有施設でのライトアップイベントの企画を行い、情報発信に努めました。

一方で、表層的な事業にとどまり、市民との双方向の啓発にまでは至りませんでした。障がい等の理解の拡大、深化のためにも、一歩踏み込んだ展開が必要です。

#### 【施策の方向性】

障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深め、差別の解消や権利擁護の理念を浸透させるため、広報にほんまつや市ウェブサイトの活用、啓発事業の開催や市民を対象とした啓発講座等を実施し、積極的に周知、啓発を行います。特に青少年に対する啓発は重要です。事業の推進にあたっては、障がい者や支援者の意見を踏まえた内容とするように努めます。また、障がい者や支援者にとって必要な情報を得やすいような配慮に努めます。



【主な施策】

●施策1 障がいの正しい理解推進に向けた情報提供

<b>広報紙等による啓発・広報活動の充実</b>
広報にほんまつや市ウェブサイト等により、障がいに関する啓発・広報活動を積極的に実施します。
<b>新聞等の広報媒体の活用</b>
市の福祉施策や当事者団体の情報を新聞等の報道機関に提供し、啓発・広報を推進します。
<b>啓発・広報資料の作成配布</b>
各種行事等において、障がいに関する資料や、施策に関するパンフレット等を作成、配布します。また、障がい者や支援者にとって必要な情報を得やすいよう、情報提供にあたっての配慮や、わかりやすい資料の作成に努めます。
<b>障がい啓発出前講座の実施</b>
各種団体や小中学校、企業等を対象とした障がい啓発を目的とした出前講座を実施し、障がいの理解促進に努めます。
<b>当事者団体・家族会等との連携</b>
周知、啓発を実施するにあたっては、当事者団体や家族会、支援団体と連携を図り、関わる方々の思いを踏まえた事業推進に努めます。

●施策2 重点啓発期間の取り組み

<b>障がい者月間における啓発</b>
国では、12月9日は「障害者の日」、12月3日から9日までの7日間を「障害者週間」としています。市ではさらに12月を「障がい者月間」と位置づけ、この期間、障がい者の自立と社会参加、障がい者に対する理解と認識を深めるための啓発事業を重点的に行います。
【障害者週間の強調テーマ】
(i) ノーマライゼーションの理念の普及      (ii) 障がい者の「完全参加と平等」の実現 (iii) 福祉のまちづくりの推進                      (iv) 「障害者の日」の周知      等
<b>障害者雇用支援月間における啓発</b>
9月は障害者雇用支援月間となっており、事業主をはじめとしたすべての人に、障がい者の雇用と職業的自立に関する啓発を行います。
<b>手話に関する記念日の啓発</b>
「二本松市手話言語条例」に基づき、「手話記念日」（5月5日）や「手話言語の国際デー」（9月23日）における、手話の理解と普及促進を目指した啓発活動を行います。

### 障がいに関する様々な記念日や社会参加を契機とした啓発

世界自閉症啓発デー（4月2日）といった障がいに関する様々な記念日や、各種障がい者スポーツ大会入賞者報告などを契機とした啓発を行います。

#### 用語解説

##### ～ノーマライゼーション～

障がいのある人もない人も、同じように生活し、共にいきいきと活動できる社会の実現を目指す考え方です。当初はデンマークで提唱され、「障がい者に対してノーマルな生活条件を整えること」とされました。現在では、障がい分野を超え、年齢や性別、健康状態など、人間の多様性を尊重する理念とされています。



～「世界自閉症啓発デー」ブルーライトアップ～  
自閉症啓発のシンボルカラーである青色を用いたライトアップで、毎年4月2日の啓発デーに合わせ、各地の観光施設等において実施されています。

二本松市では、JR二本松駅前の二本松市市民交流センターにおいて施設上部の調色照明を利用し、建物外観をブルーにライトアップしています。

## 基本施策2 保健・医療

### 【現状・課題】

日ごろから心身の健康増進及び疾病の予防を心がけ、疾病・障がいの早期発見・早期治療による障がいの予防や軽減を図っていくことが重要です。

疾病の早期発見につなげるため、障がいのある人の健診を受ける機会を拡充する健診受診の勧奨や、健診会場のバリアフリー化に配慮する必要があります。

また、令和元年に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症が社会全体に大きな影響を及ぼしたことから、感染症の感染拡大時には障がい者やその支援者の不安解消に努める必要があります。

### 【現行計画の評価】

妊産婦から乳幼児まで、日々の相談を基にした各種対応を行いました。特に、令和5年2月より出産・子育て応援事業として、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない相談対応と、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を開始しました。

また、発達障がい児支援の一貫である、「ペアレント・プログラム」を継続的に開催し、親の支援力の充実を図りました。精神障がい者の支援についても、地域で包括的に支援を行うシステムの構築に向けた広域の協議に参加し、検討を行いました。

### 【施策の方向性】

障がい者を取り巻く様々な関係機関のネットワークづくりを行い、障がい者のニーズを的確に把握し、一生涯にわたる支援を目的として保健・医療に関する施策を推進します。

また、令和元年に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症を契機として、感染症の感染拡大時に合わせた生活様式の変化に対応すべく、関係機関の連携を強化します。

【主な施策】

●施策1 保健・医療・福祉相互の連携の推進

<b>ネットワーク体制の整備充実</b>
合理的配慮を踏まえた保健・医療・福祉の一体的なサービスを提供するため、各関係機関の連携の充実を図ります。
<b>感染症対応における連携強化</b>
令和元年に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、横断的な連携の重要性が指摘されており、感染症の感染拡大時の障がい者や支援者の感染予防等、健康の維持に向けた情報共有、連携強化を図ります。

●施策2 妊娠、出産期の保健医療の充実

<b>正しい知識の普及促進</b>
妊娠、子育てといった母子保健の相談や、学校等における思春期の母性保健知識の普及を行います。また、妊娠中の健康維持に努めます。
<b>妊婦健診費用の助成・健康の保持増進</b>
妊娠高血圧症候群などの早期発見のための妊婦健診の受診の勧奨と費用の助成を行います。
<b>周産期医療体制の充実</b>
ハイリスク妊産婦、要支援乳児に対する医療体制及び関係機関との連絡体制の充実を図ります。

●施策3 乳幼児発達相談体制の充実

<b>未熟児・新生児育児支援の実施</b>
必要な人に必要なサービスを迅速に提供するとともに、高度医療に関し医療機関との連携を図ります。また、あだち地方地域自立支援協議会で実施している子どもとの遊びを通じた交流の場である「すくすく広場」や子育ての悩みを共有する「情報交換会」などの相談、交流の充実を図ります。
<b>乳幼児健診の充実</b>
乳幼児の成長段階に応じて健康診査を実施し、障がいや発達に関する問題の早期発見に努め適切な指導、支援を行います。
<b>障がいの疑いのある乳幼児の支援体制の充実・早期療育の支援</b>
児童福祉施設や保健施設の活用、個別及び集団的指導の実施、また児童相談所の相談等を行うことにより、障がいのある乳幼児の発達、成長を支援します。

●施策4 障がい児療育体制の充実

<b>専門支援体制の充実</b>
関係機関と協議しながら、相談・判定を行う専門医療機関または専門家の育成、相談窓口の増加に努め、連携を図り支援を行います。
<b>障がい児育児支援体制の充実</b>
各種保健教育や育児に関する相談・指導を窓口対応や戸別訪問により行うとともに、障がい児の保護者会等との連携により保護者への支援を図ります。
<b>保育所・幼稚園との連携</b>
障がい児支援事業所と保育所・幼稚園を併用する際等、十分な支援が受けられるよう連携を図ります。
<b>障がい児支援事業所の充実</b>
障がいの状況に応じたサービスが供給できるよう、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の受け入れ体制の充実やサービスの質の向上のための支援を行います。
<b>様々な児童の支援体制の整備</b>
発達障がいも含め、障がい者手帳の有無に関わらず、様々な発達に関する支援を行う児童発達支援センターの設置について、検討を行っていきます。
<b>発達障がい児支援事業</b>
発達障がい及びその疑いのある児童の保護者を対象に、子どもの行動の捉え方、対応方法等を学ぶ「ペアレント・プログラム」を実施します。
<b>医療的ケア児の支援</b>
恒常的に医療的なケアを必要とする乳幼児や家族等への適切な支援を行うため、保健及び福祉の様々な機関が連携を図ります。

●施策5 医療支援の推進

<b>重度心身障がい者医療費の給付</b>
重度心身障がい者に対し、医療費の一部を給付することにより、障がい者福祉の増進を図ります。
<b>自立支援医療（更生医療）の充実</b>
18歳以上の身体障がい者に必要な更生医療と、障がい児の生活能力取得のための育成医療を充実します。
<b>周産期医療体制の充実（再掲）</b>
ハイリスク妊産婦、要支援乳児に対する医療体制及び関係機関との連絡体制の充実を図ります。

●施策6 総合的なリハビリテーション医療体制の整備

リハビリテーション供給体制の整備

心身機能障がいの回復及び機能維持を図るため、各医療機関等との連携に努め、リハビリテーション体制の充実を目指します。

●施策7 精神障がい者社会復帰の推進

精神疾患知識の啓発

障がいを理解し、地域支援を推進するため、精神疾患に対する知識の啓発、情報の提供に努めます。

地域移行・地域定着に向けた支援体制の構築

関係機関が相互に連携し、生活における様々なレベルの包括的な支援体制を構築し、地域へのスムーズな移行と定着を推進します。

一人ひとりに寄り添った復帰支援

一般就労が可能な人や在宅ケアのみの人など、地域に戻れる人の状態は様々であり、一人ひとりのペースに合わせ、復帰の支援を行います。

●施策8 相談支援体制の充実強化

相談支援事業の連携支援

相談支援事業所が医療機関との連携に機能的に活動できるよう、あだち地方地域自立支援協議会の協議等により支援体制づくりに努めます。

相談支援事業所の充実

様々な相談に対応する専門機関としての相談支援事業所の体制充実、相談の質の向上に向けた支援を行います。



## 基本施策3 福祉

### 【現状・課題】

誰もが自分の意思で物事を選び、決定する権利を持っています。しかし、障がいのある人が生活をしていく中には、障がいの種類や程度などにより個人差はあるものの、何かしらの不便や困難が伴う場面が少なくありません。障がいのある人が少しでも快適に日常生活を送れるように、それぞれの障がいの特性に応じたサービスを充実させていく必要があります。市内のサービス提供事業所の整備状況はまだまだ十分とは言えません。やむをえず市外で生活している障がいのある人も、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、福祉資源を充実させていく必要があります。

8050問題や「親亡き後」の問題、発達障がいや医療的ケア児等の障がい児をとりにくく課題、差別や虐待といった権利擁護支援等、安心して住み続けられる地域にするために何をすべきか、課題解決に向けた検討が必要です。

### 【現行計画の評価】

障がいのある人やその家族等が抱える様々な課題や悩みに対応するため、各種サービスの提供、給付を行いました。また、地域での生活の継続に向けた、地域生活支援拠点の整備を安達地方二市一村で進めました。

情報保障では、聴覚障がい者向けのタブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスなどのICT環境整備や、視覚障がい者向けの点字文書作成機器の導入を図りました。また権利の擁護では、成年後見制度利用促進計画に基づく協議、検討を進めました。全体的に年々増加する新たな課題に対し、的確に対応していかなければなりません。

### 【施策の方向性】

障がいのある人やその家族等が抱える不安に向き合い、サービスありきではなく、関係者が連携して課題解決を目指します。また、障がい者への情報保障や権利擁護に関する法整備等を踏まえた体制整備を推進します。

【主な施策】

●施策1 障害福祉サービスの充実

<b>サービスの適正な提供</b>
能力や適性に応じて自立した生活を送ることができるよう、介護支援や、就労訓練支援といった障害福祉サービスを一元的に提供します。
<b>治療材料等給付事業</b>
在宅の重度障がい者で常時介護を要する65歳未満の人に対し、紙おむつなどの購入券を給付します。
<b>衛生器材給付事業</b>
在宅の重度障がい者で身体障害者手帳をお持ちでない人工肛門や人工膀胱（ぼうこう）を造設している人に対し、ストーマ用装具購入券を給付します。
<b>人工透析患者通院交通費助成制度</b>
腎臓機能に障がいのある人が人工透析のため医療機関に通院する交通費の一部を助成します。
<b>重度障がい者タクシー料金等助成事業</b>
在宅の重度障がい者の社会参加を促進するため、移動に困難のある障がい者に対しタクシー料金等の一部を助成します。
<b>在宅酸素療法者電気料金助成事業</b>
在宅酸素療法で生活している呼吸器機能障がい者等に対し、電気料金の一部を助成します。
<b>重度障がい者生活支援事業</b>
在宅の重度障がい者の生活を支援するため、寝具類の洗濯乾燥の実施や、理美容業者が自宅を訪問してサービスを行います。また、日常のごみの搬出が難しい障がい者の生活ごみの収集を行います。
<b>特定疾患患者等見舞金給付事業</b>
特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾患患者及び慢性腎不全による人工透析患者に対して見舞金を給付します。
<b>在宅介護者支援事業</b>
在宅の重度障がい者を介護する家族等の労をねぎらうため、介護者激励金を支給します。
<b>自立支援医療費事業</b>
身体障がい者の更生や、障がい児が生活能力を得るために必要とする医療費を給付します。



<b>補装具費支給事業</b>
身体上の障がいを補うため、身体障がいの種類に応じた補装具の購入、借受け、修理にかかる費用を支給します。
<b>専任手話通訳者設置事業</b>
聴覚障がい者の来庁時の対応や、手話通訳者派遣事業における手話通訳者の派遣調整、支所窓口での遠隔手話通訳等のため、福祉事務所に専任手話通訳者を設置します。
<b>手話通訳者派遣事業</b>
聴覚障がい者の通院や地域行事の参加といった社会参加を支援するため、手話通訳者の派遣を行います。また、養成講座の実施等、市登録手話通訳者の確保・育成を進めます。
<b>遠隔手話通訳サービス事業</b>
タブレット端末を使って手話通訳を行い、各支所に来庁したろう者の利便性の向上に努めます。
<b>LINE手話サービス事業</b>
タブレット端末を使って手話による相談対応を行い、ろう者の利便性の向上に努めます。



遠隔手話通訳サービス

<b>訪問入浴サービス事業</b>
在宅での入浴が困難な身体障がい者に対して、入浴車による訪問入浴サービスを実施します。
<b>日常生活用具給付等事業</b>
障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付または貸与します。
<b>移動支援事業</b>
屋外での移動が困難な障がい者等に対し、生活に必要な外出や余暇活動等、社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。
<b>日中一時支援事業</b>
障がい者等を介護する家族等の就労支援や一時的な休息を目的として、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

<b>軽中等度難聴児補聴器購入費等助成事業</b>
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等に要する費用の一部を助成します。
<b>障がい者福祉事業所の充実</b>
市内既存事業所における適切なサービスの提供と活動継続に向けた支援を行います。
<b>車いす貸与事業</b>
疾病や身体障がい等のため一時的に車いすを必要とする人に対し、車いすの貸し出しを行います。
<b>視覚障がい者への配慮</b>
市ウェブサイトへの音声読み上げ機能の追加や、市からの通知のQRコード化、点字文書の作成など、視覚障がい者への対応を推進します。
<b>巡回福祉車両運行事業</b>
移動制約者である障がい者や高齢者等が利用できる乗合型タクシーを運行します。

●施策2 障がい児支援の充実

<b>療育相談体制の充実</b>
早期療育のため、教育委員会、児童相談所、保育所、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設、保健・医療機関等との連携を密にし、適切な相談体制の充実に努めます。
<b>障がい児保育体制の充実</b>
児童発達支援や放課後等デイサービス等の福祉事業所の充実を図るとともに、保育所、幼稚園等の未就学児保育施設及び学童保育等における障がい児保育体制の充実に努めます。
<b>特別支援学校就学児童通学支援事業</b>
バスや電車による自力通学が困難な児童・生徒の保護者に対して、通学費用の一部を助成します。
<b>発達障がい児支援事業（再掲）</b>
発達障がい及びその疑いのある児童の保護者を対象に、子どもの行動の捉え方、対応方法等を学ぶ「ペアレント・プログラム」を実施します。
<b>医療的ケア児の支援（再掲）</b>
恒常的に医療的なケアを必要とする乳幼児や家族等への適切な支援を行うため、保健及び福祉の様々な機関が連携を図ります。
<b>切れ目ない支援体制の構築</b>
ライフステージの移行時に、その人の障がいの情報が関係機関に正しく、適切に引き継がれるように、保健、福祉、教育等の関係する機関が連携して支援を行うことができる仕組み作りに努めます。

●施策3 生活安定施策の充実

<b>年金制度、手当等の周知</b>
新たに手帳を取得される人等に対し、障害年金や各種手当等の手続き、内容の周知を図ります。
<b>心身障害者扶養共済制度への加入推進</b>
保護者等の家族支援者に不測の事態が起きた場合に支援する共済制度への加入の促進と周知を図ります。
<b>生活福祉資金貸付制度の周知</b>
生活の安定を図るための社会福祉協議会の一時的な小口貸付や、利用可能な資金について周知します。
<b>日常生活自立支援事業の利用促進</b>
日常生活上の判断に不安のある障がい者に対する社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）の利用について、関係機関と連携した支援を行います。
<b>成年後見制度利用支援事業</b>
障がいや加齢により判断能力が不十分な人に対し、財産の管理や契約等法律行為を行う成年後見人の申立て手続き等を支援します。
<b>地域生活支援拠点整備事業</b>
8050問題や「親亡き後」を見据え、重度の障がい（強度行動障がい等）を含めた障がいのある人が地域で安心して住み続けられるように、コーディネーターが緊急時の居場所利用の支援や一人暮らしの体験支援を行います。

●施策4 ボランティア活動の充実・育成

<b>奉仕員養成研修事業</b>
音訳奉仕員を養成するための研修会を開催するとともに、技術向上のための支援を行います。
<b>ボランティア活動への支援</b>
社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を図り、民間ボランティア団体の活動への支援に努めます。
<b>ボランティア団体の育成</b>
地域ボランティア活動を推進するとともに、NPO法人設立支援や地域ボランティア活動の組織化を支援します。

●施策5 相談体制の充実

<b>関係機関の連携による相談体制の構築</b>
地域の民生児童委員や相談支援専門員、家庭児童相談員、教育支援センター等の関係機関が連携を図り、相談活動の充実に努めます。

<b>相談支援事業所の充実（再掲）</b>
様々な相談に対応する専門機関としての相談支援事業所の体制充実、相談の質の向上に向けた支援を行います。
<b>委託相談支援事業の実施</b>
福祉サービスの情報提供、相談、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等の業務の一部を相談支援事業者に委託し、利便性を向上させます。

●**施策6 福祉用具の普及、情報の提供**

<b>福祉用具の情報提供</b>
補装具や日常生活用具等の福祉用具の制度周知に努めるとともに、必要とする人からの相談に応じます。
<b>福祉用具の展示、相談会の支援</b>
福島県障がい者総合福祉センターが実施する福祉用具の展示、相談会の開催等について周知し、参加を支援します。

●**施策7 成年後見制度の利用促進**

<b>成年後見制度利用支援事業（再掲）</b>
障がいや加齢により判断能力が不十分な人に対し、財産の管理や契約等法律行為を行う成年後見人の申立て手続き等を支援します。
<b>法人後見制度の推進</b>
社会福祉法人等による法人後見の取り組みを支援し、安定的な権利擁護支援の体制整備を推進します。
<b>二本松市成年後見制度利用促進計画の推進</b>
令和4年度に策定した「二本松市成年後見制度利用促進計画」に基づき、制度の理解と利用促進、中核機関や地域連携ネットワークの整備等を進めます。

●**施策8 障がい者の差別解消に向けた取り組み**

<b>障がい者差別に関する相談対応</b>
社会生活における障がい者差別の相談に対応します。
<b>障害者差別解消法の周知・啓発</b>
障害者差別解消法の内容について、障がい者の権利擁護に関する市民への周知、啓発を行い、法の趣旨の理解を拡げます。
<b>差別の解消に向けた体制整備</b>
障がい者差別を地域において関係者が協議する場として、障害者差別解消支援地域協議会等の設置について検討を行っていきます。

**様々な情報保障の取り組み**

障がいの種別に関わらず、日常生活や社会生活において、誰もが等しく情報を得られるように市の各種事業の実施にあたって、障がいの理解と配慮に努めます。

**手話言語条例の展開**

「手話は言語である」の理念の下、聴覚障がい者の理解と手話の利用環境整備の充実を目指した二本松市手話言語条例に基づき、各種事業を実施します。



令和元年12月 手話言語条例成立を記念して

**●施策9 障がい者の虐待防止に向けた取り組み**

**障がい者虐待防止センターにおける活動の推進**

福島県あだち地域相談センターあだたらと共同で設置する障がい者虐待防止センターにおいて、虐待通報に迅速に対応するとともに、被虐待者のケアから虐待の防止に向けた対応まで関係機関と連携して実施します。

**周知・啓発と予防に向けた対応**

差別解消に関する周知・啓発と合わせ、虐待防止に関する広報を行うとともに、訪問相談における面談等での情報収集、未然防止に努めます。

**●施策10 高齢障がい者の支援**

**高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用**

介護移行手続きも含め、高齢の障がい者の支援を行うにあたっては、障がい者及び高齢者福祉行政、相談支援事業所、地域包括支援センター等関係者の一層の連携を図ります。

## 基本施策4 教育・育成

### 【現状・課題】

障がいのある子どももいない子どもも、地域の教育の場において共に学ぶことのできるインクルーシブ教育の理念に基づいた対応が求められています。それぞれの子どもが学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけられるような配慮も必要です。

それぞれの子どもの力と可能性を引き出し、さらに伸ばしていくため、子どもの特性や発達段階等に十分に配慮した発達・教育環境の整備、保健・福祉部門との連携がより求められています。

令和7年度には、本市に県立特別支援学校の開設が予定されており、学習環境の改善や通学時間の短縮が期待できます。

### 【現行計画の評価】

各学校の実情に応じて特別支援学級が設置されるとともに、校長や教員、介助員を対象とした研修の充実を図り、指導力・支援力の向上を図りました。また、就学相談や進路指導にあたっては、関係機関との連携を図り、積極的に対応しました。

令和4年度には、自閉症・情緒障がいに対応する通級指導教室が2校に設置され、教育体制の整備を図りました。

### 【施策の方向性】

学校、保護者との共通認識のもと相談支援専門員、障がい児支援事業所支援員、家庭児童相談員、保健師、教育支援センター担当や民生児童委員等関係者との連携を図り、教育体制の整備を推進していきます。

【主な施策】

●施策1 学校教育の充実

<b>地域での学びの場の充実</b>
児童・生徒の実情に応じ、地域での学びの場を確保するとともに、特別支援教育担当教員の研修体制と校内の支援体制の充実を図ります。
<b>就学相談・進路指導の充実</b>
障がいのあるまたはその疑いのある子どもに対して適切な就学相談・進路指導を行うため、関係機関との連携を図りながら、相談対応の充実に努めます。
<b>障がいのある子どもの受け入れの円滑化</b>
二本松市障害児就学指導委員会の審議結果を踏まえて、学校や保護者に対し、就学支援や助言等を行い、総合的に就学先を判断できるよう支援します。

●施策2 交流教育の充実

<b>交流及び共同学習の計画的・組織的推進</b>
インクルーシブ教育システムの構築を目的として、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことができる環境の構築を図ります。
<b>障がいの理解</b>
障がいについての理解を促進するため、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、地域の中で共に学ぶ機会の提供と充実に努めます。



### ●施策3 教育機会の拡充

#### 特別支援学校の整備促進

令和7年度に予定されている県立特別支援学校の開校に向けて、環境の整備に協力するとともに、教育・福祉部門による連携を図っていきます。

#### 在宅障がい児訪問教育の充実

訪問教育の必要な在宅障がい児は現在おりませんが、今後を見据え、対応について検討していきます。

### ●施策4 教育施設・設備の充実

#### 教育施設・設備の整備促進

校舎のバリアフリー化や特別支援教育に必要な教材の充実を図り、特別支援学級等で学ぶ障がい児の教育環境の整備に配慮します。

### ●施策5 指導体制の充実

#### 介助員の配置

特別支援学級や通常の学級での教育環境の充実を図るため、介助員の適正な配置に努めます。

### ●施策6 教員の研修の充実

#### 教員の研修機会の拡充

県特別支援教育センター及び県立特別支援学校の地域支援センターと連携し、インクルーシブ教育や障がいに関する施策等についての研修機会の拡充を図ります。

#### 教員への自主研究・研修の勧奨

教員の特別支援教育に関する自主的な研究・研修を勧奨するとともに、実施にあたっては積極的に支援していきます。





## 基本施策5 雇用・就業

### 【現状・課題】

働くことは、生活していくための収入を得る行為であると同時に、自分が持てる能力を発揮し、可能性を伸ばし、成長していく、自己実現の一つの形であると言えます。障がい者が地域社会の中で自立した生活を営むため、また、働きたいと願う障がい者の思いを実現するため、企業はもちろん、社会全体での取り組みが求められています。

一般就労の現場においては、就労後の人間関係等により、就労の継続が困難となって離職するケースや、市内や安達地方に就労移行支援等を行う機関・事業所が無いことによる移動の問題があります。

障害福祉サービスとしての就労支援では、市内に就労継続支援事業所の新規開設が行われている状況にあり、利用者も増加傾向にありますが、一方で、一般就労への移行が進まないことや事業所の支援力向上が課題となっています。

### 【現行計画の評価】

就労に関する障害福祉サービス利用の支援を行いました。また、あだち地方地域自立支援協議会による障がい者向け企業説明会（障がい者おしごとフェア in あだち）の開催や、雇用率向上に向けた商工団体との懇談を行いました。ただし、具体的な雇用に結び付いた実績は多くない状況でした。

就労継続支援事業所の活動支援では、市役所玄関ホールにおいて、事業所製品販売会を開催し、併せて市民への周知も行いました。市民や事業所からの反響もあり、こうした事業の継続も必要です。

### 【施策の方向性】

障がい者雇用の推進にあたっては、就労を希望する障がいのある人と雇用する企業等を結ぶ橋渡しが重要です。障がいのある人が地域の中で自立した生活を営むため、就労希望者が就労できるよう、企業や雇用主に働きかけを行い、各種関係機関との連携を図りながら就労環境の整備を推進するとともに就労継続支援事業所の活動を支援します。

【主な施策】

●施策1 障がい者の就業相談、職業訓練の周知

<b>障がい者の就業相談、職業訓練の周知</b>
障害者就業・生活支援センターやハローワーク、相談支援事業所等関係機関と連携し、就業を希望する障がい者への相談、情報提供を行います。
<b>企業の雇用拡大と定着の支援</b>
企業や雇用主に対し、障がいや障がい者の理解促進に向けた啓発と障がい者雇用に関する各種制度の周知、雇用率改善要請を行うとともに、就労者の定着に向けた支援を行います。

●施策2 就労継続支援事業の拡大・充実

<b>就労継続支援事業所の利用支援</b>
一般就労に困難がある障がい者の就労を支援する就労継続支援事業所の利用にあたって、事業所の情報提供や関係機関との連携、利用手続きの決定を行います。
<b>特別支援学校との連携</b>
特別支援学校卒業後の進路として、就労継続支援事業所利用を希望される人の相談やアセスメント実施の支援を行います。

●施策3 障がい者雇用を促進する事業の実施

<b>障がい者向け企業説明会（障がい者おしごとフェア in あだち）の開催</b>
あだち地方地域自立支援協議会の事業として、障がい者雇用を実践・検討している企業等による説明会を開催し、障がい者雇用の促進を図ります。
<b>自動車改造費の助成</b>
肢体や聴覚等に障がいのある人の自動車運転免許取得費用の一部を助成し、就労にかかる通勤時の自動車利用を支援します。

●施策4 障害者施設優先調達推進法の促進

<b>優先調達推進法に基づく事業振興</b>
公共施設における就労継続支援事業所等の製品の購入や提供可能な役務の利活用を積極的に進めます。
<b>市民や民間事業者への周知</b>
市ウェブサイトやイベント等において、就労継続支援事業所等の製品紹介を行い、事業の振興を図ります。

## 基本施策6 生活環境

### 【現状・課題】

バリアフリーやユニバーサルデザインといった言葉が認知されるようになってきましたが、現実には物理的な障壁の解消はまだ進んでいません。障がいのある人が快適に生活を営み、様々な活動に参加するためには、バリアフリーなどの言葉の理解だけでなく、すべての人が障がいを理解することが必要です。物理的な障壁の解消はその入り口であり、相手に寄り添う気持ちが求められています。

本市の生活環境面では、障がい者や高齢者などの交通弱者に対する移動支援や、東日本大震災等の自然災害により意識が高まっている防災対策が課題となっています。特に市地域防災計画にも位置付けられている障がい者や高齢者などへの災害時の支援体制の整備が必要です。

### 【現行計画の評価】

公共施設や道路等の整備を進めるにあたり、障がい者への配慮に努めました。地域交通対策としては、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行を行いました。利用者からはより使いやすい運行を望む声もあります。防災面では、市地域防災計画を改訂し、障がい者や高齢者などの「避難行動要支援者」の避難支援体制について計画に盛り込みました。また、避難所の情報保障の一環として、聴覚障がい者用情報受信装置の整備に着手しました。

### 【施策の方向性】

障がいのある人が住みやすいまち、障がいのない人にとっても住みやすいまちであると考えます。障がいのある人が地域で安心して安全な生活を送ることができるよう、公共施設や道路・歩行空間の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、その維持補修など、当事者の意見に配慮した整備を適時行い、バリアフリーのまちづくりを目指します。

障がい者や高齢者などの交通弱者への対応としては、地域内の交通体系の整備と利便性の向上に努めます。また、防犯対策として地域の見守り体制の構築や消費生活センターによる相談対応を行います。さらに、災害時の対策として、防災意識の啓発や避難支援体制の整備を進めます。

【主な施策】

●施策1 人にやさしいまちづくりの推進

法や県条例に基づくまちづくりの推進

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び県の「人にやさしいまちづくり条例」を踏まえ、障がい者などの施設利用に配慮した誰もが安全で利用しやすい快適なまちづくりを推進します。

●施策2 住環境の整備

市営住宅の整備

市営住宅の改修等の整備にあたっては、福祉部門と建設部門とが連携し、障がい者が住みよい住宅環境の整備を図ります。

公園等の整備充実

都市公園等の整備にあたっては、県の「人にやさしいまちづくり条例」施設整備マニュアルを基に実施します。

●施策3 住宅改修などの支援

バリアフリー住宅改修等の相談対応

障がい者が自宅での生活上の支障を解消するために行う改修等の相談に対応します。

日常生活用具給付等事業（再掲）

障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具類等を給付または貸与します。

●施策4 安全な歩行空間の確保

歩道等の整備

歩行空間の確保にあたっては、歩道を整備するとともに、段差の解消や視覚障がい者用誘導ブロックの設置、電柱類の地中化の整備等を進めます。

●施策5 公共交通機関の利便性の確保

公共交通機関の確保

障がい者や高齢者等の交通弱者への対応として、民間バス路線の維持やコミュニティバス、デマンドタクシーの運行等を行います。

JR駅やバス停留所におけるサイン表示の向上

時刻表や運行情報などをわかりやすく表示するよう、事業者に求めています。

### 公共交通機関のバリアフリー化の推進

JR 駅等施設のバリアフリー化や、路線バスへの低床バスの導入等を事業者に求めていきます。

## ●施策6 防犯対策の推進

### 防犯対策の推進

障がい者・高齢者等社会的弱者の安全確保の観点から、地域の民生児童委員や関係機関による見守り体制を構築します。

### 消費生活センターによる支援

消費生活に関するさまざまなトラブルに対応する消費生活センターにおいて、専門の相談員による問題解決に向けたサポートを行います。

## ●施策7 防災対策の推進

### 都市の防災整備の充実

避難場所や避難路、福祉避難所等の整備を図り、障がい者等の社会的弱者に配慮した都市整備に努めます。

### 災害時避難行動要支援者避難支援制度の推進

重度の障がい者や高齢者等の、災害時に避難支援が必要な人への対応を、地域の民生児童委員や関係機関の連携により整備します。

### 防災ネットワークの確立

聴覚障がい者等の緊急通報システムである「メール119」等への登録勧奨や、住民自主防災組織等のネットワークの確立を推進します。

### 地域防災計画の推進

地域防災計画に基づいた、日頃の備えとしての総合防災訓練やシンポジウム等の防災教育の場において、障がい者への配慮と対応に努めます。

### 情報伝達手段の確保

防災ラジオの普及を図り、障がい者等避難行動要支援者への情報伝達手段の確保に努めます。また、避難所における情報保障の一環として、聴覚障がい者用情報受信装置の整備を進めます。



## 基本施策7 スポーツ・文化芸術

### 【現状・課題】

楽しみを持つことは、暮らしに潤いをもたらし、人生を豊かにします。スポーツをすること、旅行をすること、芸術鑑賞等々、その内容は一人ひとり様々であり、誰もがそれを楽しむことができる権利を持っています。

しかし、障がいのある人々が社会の中でそうした活動に自由に参加できる状況にあるとは言えません。家族や福祉事業所の支援によるところが大きい現状となっており、社会全体で障がいのある人々の社会参加についてより意識を高める必要があります。

### 【現行計画の評価】

令和3年に開催された東京パラリンピックの周知や、パラスポーツの指導者を招いた市民大学セミナー等を開催しました。また、地域の障がい者スポーツ教室の広報を行いました。

芸術・文化活動の分野では、「ほんとの空ふれあい音楽祭」を開催し、発表の場の確保と市民との交流の場の創出を行いました。来場者が限定的であったため、さらなる周知が課題となっています。

### 【施策の方向性】

何かしらの楽しみを持つことは、生きがいづくりにもつながります。しかし、障がいによっては、楽しむために何らかの支援を必要とする場面もあります。障がいのある人も障がいのない人と同様に、主体的に自分の望むことを楽しむことができるよう、支援体制の整備を進めます。また、パラスポーツイベントや芸術・文化事業の広報、地域における障がい者行事を積極的に支援します。



【主な施策】

●施策1 スポーツ、レクリエーション活動の充実

<b>障がい者スポーツ等の交流事業の推進</b>
相互理解と障がいや障がい者に関する認識を深めるため、市内外における交流事業を支援、推進し、社会参加の機会の確保に努めます。
<b>障がい者のスポーツ行事等参加のための環境整備</b>
障がい者の各種スポーツ行事等への参加を促進するため、人的・物的環境の整備充実に努めます。
<b>スポーツ、レクリエーション指導者の養成推進</b>
障がい者のスポーツやレクリエーション等を適切に指導できる人材の養成を図ります。
<b>障がい者スポーツ大会の開催支援</b>
障がい者がスポーツを通じ、相互の親睦を図り、市民の障がい者への理解を深めるため、スポーツ大会の開催を支援します。

●施策2 生涯学習・芸術文化活動参加の支援

<b>障がい者の芸術・文化活動の支援</b>
書画、彫刻、デザイン、ダンス等、芸術文化活動は、障がい者の創造性を育み、生活に潤いを与えます。これらの活動に対する支援の一環として、市民への発表の場を確保し、障がい者の社会参加と市民の障がい者に対する理解を深めます。
<b>生涯学習活動への参加支援</b>
手話通訳者派遣等の意思疎通支援や移動支援、わかりやすい資料づくり等の配慮を行い、障がい者の市民講座等への参加を促進します。
<b>主体的に関わることのできる活動の実施</b>
障がい者や高齢者の生きがいつくりの観点から、「社会参加」にとどまらない「社会貢献」を実感できる事業の実施に努めます。

●施策3 国際交流の推進

<b>障がい者の国際交流活動への参加推進</b>
障がい者の国際交流に関する各種事業の周知を行うとともに、パラリンピックやデフリンピックの広報により、障がい者の国際的な活動への市民の関心を高めます。

用語解説

～デフリンピック～

デフ（deaf:耳が聞こえない）とオリンピックを組み合わせた、ろう者によるオリンピックの名称で、オリンピック同様、4年に一度開催されています。令和7年夏には「第25回夏季デフリンピック競技大会東京 2025」として初めて日本で開催されることとなり、福島県広野町のJヴィレッジにおいてサッカー競技が行われる予定です。



【東京大会エンブレム】





## 第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

### 1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標

国が示す第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の成果目標について、本市における目標を設定しました。この目標の達成と障害福祉サービスの充実を図ります。

※国の示す計画策定指針に沿って令和8年度までの成果目標を明示しています。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

#### 【国指針】

- ・ 令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
- ・ 令和4年度末時点の施設入所者数から5.0%以上低減

項目	数値	備考
令和5年3月31日時点の施設入所者数	73人	令和4年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	2人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数
	2.7%	地域生活移行者数を全入所者で除した値
【目標値】削減見込者数	2人	令和8年度末時点の削減見込者数
	2.7%	削減見込数を全入所者で除した値

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があります。そのため、基盤整備の状況を評価する指標として、以下の目標値を設定します。

【国指針】

- ・精神障がい者の地域移行支援の利用者数見込
- ・精神障がい者の地域定着支援の利用者数見込
- ・精神障がい者の共同生活援助の利用者数見込
- ・精神障がい者の自立生活援助の利用者数見込
- ・精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数見込【新規】
- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数見込
- ・保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数見込
- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数見込

●精神障がい者の各種支援の利用者数

項目	数 値	備 考
令和4年度の地域移行支援の利用者数	3人	令和4年度の利用人数
<b>【目標値】</b> 地域移行支援の利用者数	5人	令和8年度の利用人数
令和4年度の地域定着支援の利用者数	2人	令和4年度の利用人数
<b>【目標値】</b> 地域定着支援の利用者数	4人	令和8年度の利用人数
令和4年度の共同生活援助の利用者数	10人	令和4年度の利用人数
<b>【目標値】</b> 共同生活援助の利用者数	15人	令和8年度の利用人数
令和4年度の自立生活援助の利用者数	0人	令和4年度の利用人数
<b>【目標値】</b> 自立生活援助の利用者数	1人	令和8年度の利用人数
令和4年度の自立訓練(生活訓練)の利用者数	0人	令和4年度の利用人数
<b>【目標値】</b> 自立訓練(生活訓練)の利用者数	1人	令和8年度の利用人数

●保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	数値	備考
令和4年度の協議の場の開催回数	0回	令和4年度の開催回数
<b>【目標値】開催回数</b>	1回	令和8年度の開催回数

●保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数

項目	数値	備考
令和4年度の関係者ごとの参加者数	0人	令和4年度に参加者数
<b>【目標値】参加者数</b>	15人	令和8年度に参加者数

●保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	数値	考え方
令和4年度の目標設定及び評価の実施回数	0回	令和4年度の実施回数
<b>【目標値】実施回数</b>	1回	令和8年度の実施回数

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う地域生活支援拠点等については、令和5年度末までに1つ以上の拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

【国指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障がいをもつ者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいをもつ者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

●地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値	備考
令和5年3月31日時点の設置数	1か所	令和4年度末時点の設置か所数
<b>【目標値】設置数</b>	<b>1か所</b>	令和8年度末時点の設置か所数
令和5年3月31日時点のコーディネーターの配置人数	7人	令和4年度末時点の配置人数
<b>【目標値】配置人数</b>	<b>8人</b>	令和8年度末時点の配置人数
令和5年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	9回/年	令和4年度末時点の検証・検討回数
<b>【目標値】検証・検討回数</b>	<b>9回/年</b>	令和8年度末時点の検証・検討回数

〔地域生活支援拠点のイメージ〕

**地域のコーディネート**

～専門員(コーディネーター)の設置～

事業名：地域生活支援コーディネーター設置事業

8050問題等、障がい者を取り巻く緊急性の高い対応を、相談支援専門員が、情報の収集、整理を行い、体験機会の提供や緊急時の対応も含めた総合的なコーディネートを行う。



**体験の機会・場づくり**

～アパート、グループホームの居室確保～

事業名：自立生活体験事業

民間集合住宅の一室借上げや、グループホーム体験利用の支給決定を行い、施設や家族から自立した生活を送るための体験(訓練)を行う場を整備し、円滑な地域生活移行の一助とする。



**緊急時の対応**

～医療機関等との連携～

事業名：緊急時居所確保対策事業

障がい者の家族等の突発的な病気等により、緊急的に当事者の居所を確保する必要が生じた場合に、管内の基幹病院や通所施設等と連携し、当事者の一時的な居場所を確保する。



●強度行動障がい有する者の状況や支援ニーズの把握

項目	数値	備考
令和5年3月31日時点 強度行動障がい有する者の状況や支援ニーズの把握の有無	無	令和4年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無
<b>【目標値】状況や支援ニーズの把握の有無</b>	<b>有</b>	令和8年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無

●強度行動障がい有する者に対する支援体制の整備

項目	数値	備考
令和5年3月31日時点の支援体制整備の有無	0回	令和4年度末時点の支援体制整備の有無
<b>【目標値】実施回数</b>	<b>1回</b>	令和8年度末時点の支援体制整備の有無

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人等の数値目標を設定します

**【国指針】**

- ・令和8年度までに、福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上
- ・令和8年度までに、就労移行支援から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上
- ・令和8年度までに、就労継続支援A型から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上
- ・令和8年度までに、就労継続支援B型から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：25%以上

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数	10人	令和3年度の福祉施設を退所した一般就労者数
【目標値】一般就労移行者数	15人	令和8年度の福祉施設を退所した一般就労者数
	1.5倍	(倍率)
令和3年度の就労移行支援事業移行者数	3人	令和3年度の就労移行支援事業移行者数
【目標値】就労移行支援事業移行者数	6人	令和8年度の就労移行支援事業移行者数
	2.0倍	(倍率)
令和3年度の就労継続支援A型事業移行者数	3人	令和3年度の就労継続支援A型事業移行者数
【目標値】就労継続支援A型事業移行者数	4人	令和8年度の就労継続支援A型事業移行者数
	1.3倍	(倍率)
令和3年度の就労継続支援B型事業移行者数	4人	令和3年度の就労継続支援B型事業移行者数
【目標値】就労継続支援B型事業移行者数	5人	令和8年度の就労継続支援B型事業移行者数
	1.3倍	(倍率)
令和3年度の一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数	0か所	就労移行支援事業所のうち、令和3年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
令和8年度の就労移行支援事業所数(見込)	1か所	令和8年度の就労移行支援事業所数(見込)
【目標値】一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数	0か所	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数
	0.0%	令和8年度の一般就労移行者が5割以上となる就労定着支援事業所数を令和8年度の就労移行支援事業所数で除した値
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	5人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
【目標値】就労定着支援事業利用者数	5人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数
	1.0倍	(倍率)
令和3年度の就労定着支援事業所数	0か所	令和3年度の就労定着支援事業所数
令和8年度の就労定着支援事業所数(見込)	1か所	令和8年度の就労定着支援事業所数(見込)
【目標値】就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数	0か所	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数
	0.0%	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数を令和8年度の就労定着支援事業所数で除した値

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

多様化する障がい児支援のニーズに対応するため、障がい児支援体制の充実や、重症心身障がい児、医療的ケア児への支援体制づくりを進める必要があります。

障がい児支援の提供体制の整備に向け、以下の目標を設定します。

【国指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。また、地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において障害児の地域社会への参加を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに各圏域及び各市町村において、保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

●児童発達支援センターの整備

項目	数値	備考
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
<b>【目標値】整備数</b>	<b>1か所</b>	令和8年度末までの整備か所数

●障害児の地域社会への参加を推進する体制の構築  
(保育所等訪問支援事業所の整備)

項目	数値	備考
令和5年3月31日時点の整備数	2か所	令和4年度末の整備か所数
<b>【目標値】整備数</b>	<b>3か所</b>	令和8年度末までの整備か所数

重症心身障がい児を支援する事業所の整備

●重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項目	数値	備考
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
<b>【目標値】整備数</b>	<b>1か所</b>	令和8年度末までの整備か所数

●重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項目	数 値	備 考
令和5年3月31日時点の整備数	0 か所	令和4年度末の整備か所数
<b>【目標値】整備数</b>	<b>1 か所</b>	令和8年度末までの整備か所数

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

●関係機関の協議の場の設置

項目	数 値	備 考
令和5年3月31日時点の整備数	1 か所	令和4年度末の整備か所数
<b>【目標値】協議の場の数</b>	<b>1 か所</b>	令和8年度末までの整備か所数

●コーディネーターの配置

項目	数 値	備 考
令和5年3月31日時点の配置数	2 人	令和4年度末の配置数
<b>【目標値】配置数</b>	<b>3 人</b>	令和8年度末までの配置数





(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

【国指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

●基幹相談支援センターの設置

項目	数値	備考
令和4年度までの設置の有無	有	令和4年度までの設置の有無
【目標値】設置の有無	有	令和8年度までの設置の有無

●基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言

項目	数値	備考
令和4年度の指導・助言件数	12件	令和4年度の指導・助言件数
【目標値】指導・助言件数	12件	令和8年度の指導・助言件数

●基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援

項目	数値	備考
令和4年度の支援件数	7件	令和4年度の支援件数
【目標値】支援件数	7件	令和8年度の支援件数

●基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施

項目	数値	備考
令和4年度の実施回数	12回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	12回	令和8年度の実施回数

●基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

項目	数値	備考
令和4年度の実施回数	2回	令和4年度の実施回数
<b>【目標値】実施回数</b>	<b>2回</b>	令和8年度の実施回数

●基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数

項目	数値	備考
令和4年度の配置数	1人	令和4年度の配置数
<b>【目標値】配置数</b>	<b>1人</b>	令和8年度の配置数

●協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施

項目	数値	備考
令和4年度の実施回数	3回	令和4年度的事例検討実施回数
<b>【目標値】実施回数</b>	<b>4回</b>	令和8年度的事例検討実施回数
令和4年度の参加事業者・機関数	35人	令和4年度の参加事業者・機関数
<b>【目標値】参加事業者・機関数</b>	<b>50人</b>	令和8年度の参加事業者・機関数

●協議会の専門部会の設置

項目	数値	備考
令和4年度の設置数	4部会	令和4年度の設置数
<b>【目標値】専門部会の設置数</b>	<b>4部会</b>	令和8年度の設置数
令和4年度の専門部会の実施回数	18回	令和4年度の実施回数
<b>【目標値】専門部会の実施回数</b>	<b>24回</b>	令和8年度の実施回数



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化や、サービス提供事業所の増加に伴い、利用者のニーズに合ったサービスを適切に提供することがより一層求められています。そのため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築することを目指します。

【国指針】

・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築

●県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加

項目	数値	備考
令和4年度の参加人数	6人	令和4年度の参加人数
【目標値】参加人数	8人	令和8年度の参加人数

●障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

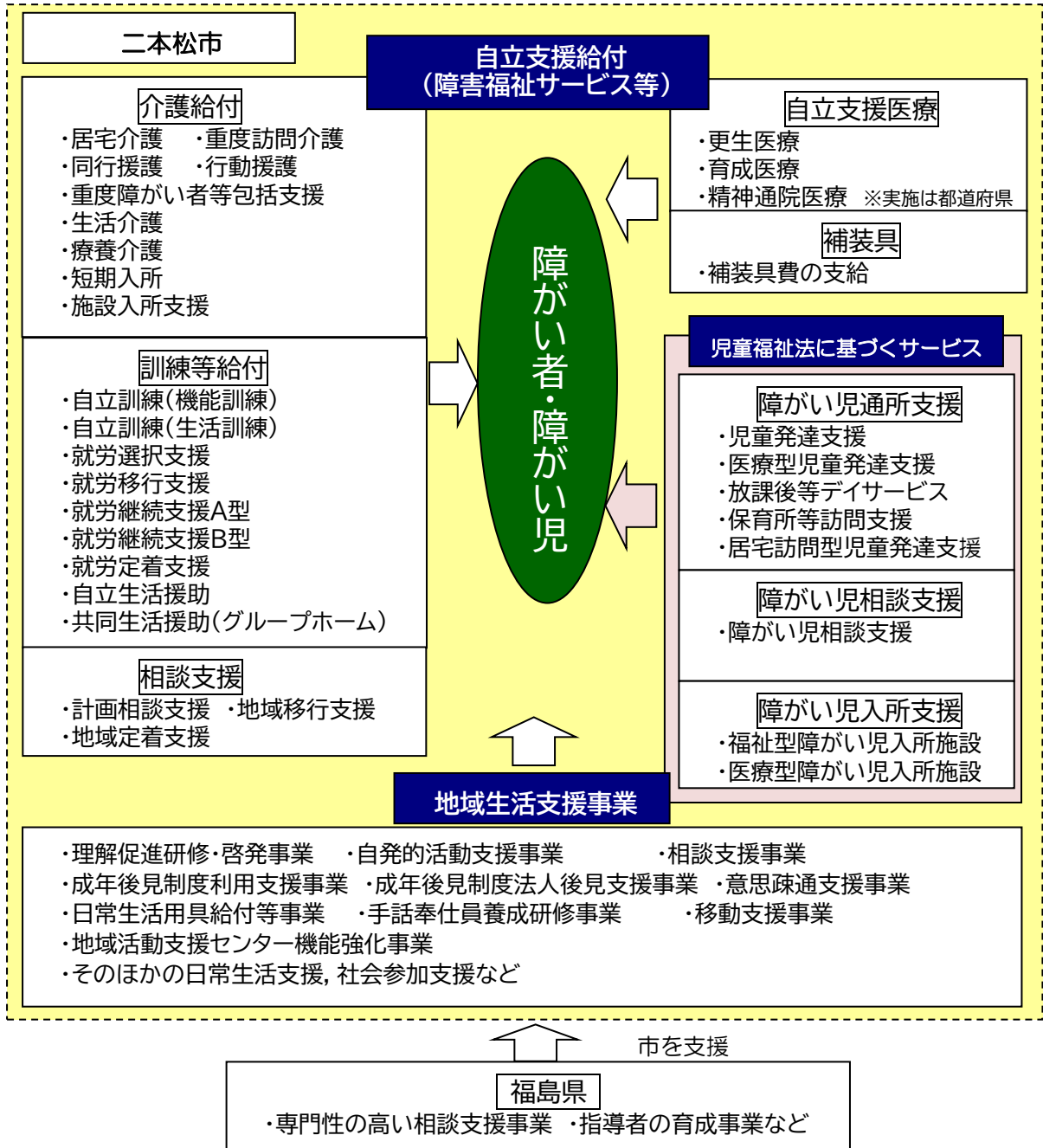
項目	数値	備考
令和4年度の体制の有無	無	令和4年度の体制の有無
【目標値】体制の有無	有	令和8年度の体制の有無
令和4年度の実施回数	0回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	1回	令和8年度の実施回数



## 2 障害福祉サービスの体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障害福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給を行います。また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」を提供します。

### 3 障害福祉サービスの利用実績と見込量

#### (1) 訪問系サービス

##### ○ 訪問系サービス一覧

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

#### ◆ 訪問系サービスの利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
居宅介護	523 時間	467 時間	528 時間	435 時間	533 時間	440 時間
	60 人	61 人	61 人	51 人	63 人	52 人
重度訪問介護	40 時間	0 時間	40 時間	0 時間	40 時間	0 時間
	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
行動援護	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
重度障がい者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
同行援護	80 時間	49 時間	90 時間	37 時間	100 時間	35 時間
	8 人	9 人	9 人	8 人	10 人	8 人

○ 居宅介護の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
昭和タクシーケアステーション孫の手	二本松市	3人
ニチイケアセンター二本松	二本松市	9人
二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーション にほんまつ	二本松市	24人
やんわりハート	二本松市	1人
大玉村社会福祉協議会ヘルパーステーション	大玉村	1人
ライトケア福島	福島市	1人
ヘルパーステーションおはよう	福島市	1人
合計(重複利用含む)		40人

令和5年12月現在

○ 同行援護の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
やんわりハート	二本松市	6人
合計		6人

令和5年12月現在

◆ 訪問系サービスの見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	433 時間	431 時間	429 時間	426 時間	423 時間	419 時間
	51 人	51 人	50 人	50 人	49 人	49 人
重度訪問介護	40 時間	40 時間	40 時間	40 時間	40 時間	40 時間
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
行動援護	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
重度障がい者等 包括支援	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
同行援護	35 時間	36 時間	36 時間	36 時間	37 時間	37 時間
	8 人	9 人	9 人	9 人	10 人	10 人

【現状と今後の方策】

アンケートにおいても在宅での支援を望む声が多く、居宅介護は在宅生活で最も身近なサービスです。利用者は微減している状況ですが、今後も一定の利用を見込みます。同行援護は、制度の周知不足もあり利用者は多くありません。しかし、必要とする視覚障がい者は市内に多いと考えられ、制度周知の実施により今後の増加を見込みます。利用実績のないサービスについても利用希望があった場合に利用者のニーズに対応できる適切なサービスの質・量を確保するため、事業所及び関係機関との連携を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

○ 日中活動系サービス一覧

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労についての課題や必要な配慮などについて、障がい者本人と支援側が共に整理・評価し、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます。(令和7年度より)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型:雇用型) (B型:非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



① 生活介護

◆ 生活介護の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
生活介護	158人	150人	161人	149人	164人	150人
	2,854日	2,772日	2,879日	2,686日	2,904日	2,700日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

○ 生活介護の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
菊の里	二本松市	27人
みんなの翼	二本松市	13人
生活介護事業所マカロン	本宮市	9人
多機能支援センタービーボ	本宮市	7人
地域生活サポートセンタークレヨン	本宮市	5人
あだたら育成園	大玉村	11人
ふあいんぱる大玉	大玉村	4人
障がい者支援施設大萱荘	福島市	2人
障がい者支援施設けやきの村	福島市	1人
障がい者支援施設静心園	福島市	7人
障がい者支援施設清心荘	福島市	2人
鈴と小鳥	福島市	1人
郡山市花かつみ豊心園	郡山市	5人
南東北さくら館	郡山市	2人
須賀川共労育成園	須賀川市	1人
あぶくま更生園	田村市	2人
東洋育成園	田村市	2人
指定障がい者支援施設石川共生園	石川町	2人
指定障がい者支援施設桜が丘愛生園	石川町	3人
福島県矢吹しらうめ荘	矢吹町	2人
福島県かえで荘	西郷村	5人
福島県かしわ荘	西郷村	5人
福島県きびたき寮	西郷村	2人
福島県けやき荘	西郷村	7人
福島県ひばり寮	西郷村	2人
東洋健生園	いわき市	1人



事業所名	所在地	利用者数
東洋学園成人部	いわき市	1人
いわき育成園	いわき市	1人
障がい者支援施設ふきのとう苑	相馬市	1人
原町共生授産園	南相馬市	1人
光洋愛成園	広野町	1人
福島県ばんだい荘あおば	猪苗代町	4人
ゆきわり荘	会津美里町	1人
はぐくみ学園	宮城県角田市	1人
光の家栄光園	東京都日野市	1人
合計		142人

令和5年12月現在

◆ 生活介護の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	149 人	149 人	148 人	148 人	147 人	147 人
	2,674 日	2,649 日	2,624 日	2,599 日	2,574 日	2,549 日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

生活介護は日中活動の場としての必要性が高く、強度行動障がいなど、支援度の高い人の利用もあります。減少傾向ではありますが今後も一定程度の需要が見込まれます。市内施設の定員に限りがあるため、利用状況の随時把握を行い、利用希望への適切な対応に努めます。



② 療養介護

◆ 療養介護の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
療養介護	11人	11人	11人	10人	11人	10人
	330日	332日	330日	304日	330日	300日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

○ 療養介護の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
独立行政法人国立病院機構 福島病院	須賀川市	7人
独立行政法人国立病院機構 いわき病院	いわき市	1人
独立行政法人国立病院機構 米沢病院	山形県米沢市	3人
合計		11人

令和5年12月現在

◆ 療養介護の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
療養介護	11人	11人	11人	11人	11人	11人
	330日	330日	330日	330日	330日	330日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

専門の医療機関での生活となり、利用者の身体能力や日常生活の維持・向上のため、継続したサービスが受けられるよう、家族等支援者との連携に努めます。

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

◆ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用実績 （1か月当たり）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自立訓練 （機能訓練）	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	10日	0日	10日	0日	10日	0日
自立訓練 （生活訓練）	2人	1人	2人	0人	2人	0人
	42日	7日	42日	0日	42日	0日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

○ 自立訓練（機能訓練）の利用状況  
なし

○ 自立訓練（生活訓練）の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
北天寮	郡山市	1人
合計		1人

令和5年12月現在



◆ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の見込量 （1か月当たり）

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立訓練 （機能訓練）	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日
自立訓練 （生活訓練）	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

現在の利用実績は少なく、今後も同様の推移を見込みます。地域生活への移行に有効なサービスですが、サービスの周知も不足しています。サービスの広報も含め、利用希望があった場合に適切にサービスにつなげられるよう、相談支援専門員等、関係者との情報共有に努めます。

④ 就労選択支援

◆ 就労選択支援の利用実績

※令和7年度からの新規事業となるため実績はありません。

◆ 就労選択支援の見込量 （1か月当たり）

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労選択支援	- 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

【現状と今後の方策】

令和7年度から新設されるサービスです。

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

⑤ 就労移行支援

◆ 就労移行支援の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
就労移行支援	14人	10人	15人	14人	16人	14人
	93日	77日	97日	74日	102日	75日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

○ 就労移行支援の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
ディーキャリア福島オフィス	福島市	1人
ひゅーまにあ福島	福島市	1人
ウェルビー郡山駅前センター	郡山市	1人
合計		3人

令和5年12月現在

◆ 就労移行支援の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労移行支援	15人	16人	17人	18人	19人	20人
	75日	78日	81日	84日	87日	90日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

利用者は横ばいとなっておりますが、市外の就労移行支援事業所の開設が増加しており、当事者からの利用相談も多い状況です。今後は、利用者の増加を見込みますが、実際に就労移行に結び付かないケースもあることから、十分なアセスメントと利用中のモニタリングについて、関係機関と十分に調整を図っていきます。

⑥ 就労継続支援A型

◆ 就労継続支援A型の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
就労継続支援A型	11人	32人	13人	46人	14人	60人
	198日	439日	234日	695日	252日	800日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

○ 就労継続支援A型の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
東日本ケアサービス	二本松市	26人
JWSIげんきワーク二本松駅前店	二本松市	8人
東日本ケアサービス大玉	大玉村	9人
ルートプラス福島	福島市	2人
ローズマリー	福島市	1人
ブリリアント	福島市	2人
かるみあ	郡山市	1人
東日本ケアサービス田村	田村市	1人
合計		50人

令和5年12月現在

◆ 就労継続支援A型の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労継続支援A型	62人	63人	65人	65人	68人	68人
	820日	825日	830日	830日	835日	835日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

近年、市内や隣接自治体への新規開設が続いており、利用実績は増加傾向です。利用を希望する人の相談も増えており、今後も増加傾向で推移すると見込みます。

利用希望の相談に来庁する人は、初めて障害福祉サービスを利用する人もおり、一般就労との違いも含め、サービスの情報提供に努めるとともに、各々のニーズに応じた利用に結び付けられるように対応していきます。

⑦ 就労継続支援B型

◆ 就労継続支援B型の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
就労継続支援B型	205人	195人	214人	196人	224人	195人
	3,090日	2,908日	3,216日	2,922日	3,346日	2,950日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

○ 就労継続支援B型の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
アクセスホームさくら	二本松市	15人
菊の里工房はっち	二本松市	10人
コーヒータ임	二本松市	14人
なごみ	二本松市	25人
なごみ第二	二本松市	10人
にこにこふれあいセンター	二本松市	19人
やんわりハートⅡ	二本松市	2人
チョコ丘の上	本宮市	3人
あだち共労育成園	大玉村	19人
こころの郷あだたら	大玉村	8人
ふれんどりー大玉	大玉村	5人
Works SCS 南福島	福島市	2人
アイエスエフネットジョイ福島	福島市	1人
あづま授産所	福島市	1人
ジョブサポート笑心	福島市	1人
チョコおやま	福島市	1人
なぎのいえ	福島市	5人
にじいろ工房	福島市	1人
まちなか夢工房	福島市	1人
ユニバーサルプレイスわーくす	福島市	1人
ワークセンター歩	福島市	2人
ベーシック憩	福島市	2人
社会福祉法人福島縫製福祉センター	福島市	1人
つくしの里	福島市	2人
ヴィレッジ	福島市	1人
すてっぷ	福島市	1人
障がい者支援施設けやきの村	福島市	2人
太陽学園	福島市	1人

事業所名	所在地	利用者数
ゆ～もあ～と	福島市	2人
ワークショップろんど	福島市	2人
笹森の郷	福島市	3人
福島おおなみ学園	福島市	1人
アールプラスワーク川俣	川俣町	5人
あさかの里第二暁紫舎	郡山市	1人
ほほえみの間	郡山市	1人
みどり工房	郡山市	1人
あさかの里すまいる	郡山市	1人
はなのまーち	郡山市	1人
まち子ちゃんの店みらくる	田村市	1人
コラτζョサテライトみはる工房	三春町	1人
かがやき	いわき市	1人
ワークセンターさくら	富岡町	1人
合計		178人

令和5年12月現在

◆ 就労継続支援B型の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労継続支援B型	200人	205人	210人	215人	220人	226人
	2,981日	3,012日	3,044日	3,076日	3,108日	3,140日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

市内の事業所数は他のサービスと比較して多く、利用者数も最も多い状況です。利用実績は横ばいですが、増加傾向の精神障がいの人の利用も考慮すると、サービスの利用も増加傾向での推移を見込みます。

市内の事業所の利用状況は概ね定員となっており、市外の事業所を利用せざるを得ない場合も生じています。通所距離の問題で市内の事業所の利用を希望する人も多く、当事者の意向に沿った調整、情報提供を行っていきます。



⑧ 就労定着支援

◆ 就労定着支援の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
就労定着支援	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	4日	4日	4日	4日	4日	4日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

○ 就労定着支援の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
就労支援センターひゅーまにあ福島	福島市	2人
合計		2人

令和5年12月現在

◆ 就労定着支援の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労定着支援	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	4日	4日	4日	4日	4日	4日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

利用実績は横ばいで推移しています。利用者にあったサービスの提供ができるよう、サービスの周知や事業所との連携を行っていきます。



～目標の実現のために専門家に相談～

⑨ 短期入所

◆ 短期入所の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
短期入所	22人	9人	22人	10人	22人	10人
	113日	62日	113日	64日	113日	65日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

○ 短期入所の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
日中サービス支援型グループホームLei	二本松市	5人
あだたら育成園	大玉村	2人
ロング・ライフ	福島市	1人
あさかあすなろ荘	郡山市	1人
南東北さくら館指定短期入所事業所	郡山市	4人
合計		13人

令和5年12月現在

◆ 短期入所の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所支援	15人	15人	15人	15人	15人	15人
	100日	100日	100日	100日	100日	100日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

利用実績は横ばい傾向で推移しています。介護者の緊急時等の対応や虐待対応等、今後も一定程度の利用は考えられます。安達地方で整備を進めている地域生活支援拠点事業においても、当事者のリスク対応として必要とされる機能です。それらを踏まえ、引き続き一定数の利用を見込みます。当事者や家族等の要望に応えられるよう、サービス提供事業所と連携を図っていきます。

(3) 居住系サービス

○ 居住系サービス一覧

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をするとともに、必要に応じ共同の場所での入浴や排せつ、食事の介護などが受けられるサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護など、日常生活上の支援をするサービスです。

① 共同生活援助（グループホーム）

◆ 共同生活援助の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
共同生活援助 (グループホーム)	77人	74人	84人	86人	92人	91人
	1,679日	1,984日	1,794日	2,159日	1,916日	2,250日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

○ 共同生活援助の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
グループホームおおすぎ	二本松市	4人
ペット共生型グループホームすばる	二本松市	2人
日中サービス支援型グループホームLei	二本松市	1人
グループホームまゆみ	本宮市	3人
共同生活援助事業所じぶんち	本宮市	2人
まきびとホームあだたら	大玉村	10人
Luna Garden福島	福島市	1人
One-home	福島市	1人
グループホーム心青笑	福島市	3人
グループホーム継喜の家	福島市	5人
グループホーム・ケアホーム絆	福島市	1人
グループホームClass	福島市	1人
グループホームかがやき	福島市	1人
グループホームしんりょう	福島市	1人
グループホームほほえみ	福島市	2人
グループホームりんごの木	福島市	1人
グローバルホーム4	福島市	1人

事業所名	所在地	利用者数
ソーシャルインクルーホーム福島腰浜町	福島市	1人
ほわいとほうす福島	福島市	1人
グループホーム堀河	福島市	1人
グループホーム R2×5	福島市	2人
福笑グループホームフォーレスト9	福島市	1人
グループホーム・ケアホーム陽だまり	福島市	2人
みどりの森	福島市	1人
グループホームいずみ寮	福島市	1人
グループホームなぎのいえ	福島市	5人
グループホーム風の樹	福島市	2人
福祉事業所ひまわり	福島市	1人
GHモンティ	郡山市	2人
Ribbon郡山	郡山市	1人
ささかわヴィレッジ I-1	郡山市	3人
ソーシャルインクルーホーム郡山安積町	郡山市	2人
障害福祉支援事業所「楽」	郡山市	1人
あさかの里開成寮	郡山市	2人
グループホーム南長久保 101	郡山市	3人
まきびとホームすかがわ	須賀川市	1人
共同生活事業所やぶき	矢吹町	1人
障がい者総合生活支援センター「ふくいん」	いわき市	1人
サポートセンターゆうあい	広野町	1人
合計		76人

令和5年12月現在

◆ 共同生活援助の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
共同生活援助 (グループホーム)	2,382 時間 99 人	2,464 時間 102 人	2,546 時間 105 人	2,628 時間 108 人	2,710 時間 111 人	2,792 時間 114 人

【現状と今後の方策】

利用実績は増加傾向にあります。「親亡き後」を見据えて、当事者の家族等からのグループホーム利用に関する相談、施設整備に関する要望が会合等で出されています。施設入所によらない地域生活の継続の要となるサービスとされており、今後も利用者は増加すると見込みます。

一方で、市内や安達地方の資源は限られており、福島市や郡山市の事業所に入居する人も少なくありません。利用状況の随時把握を行い、利用者に合った利用が可能となるように努めます。

② 施設入所支援

◆ 施設入所支援の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
施設入所支援	78人	76人	78人	73人	78人	73人

○ 施設入所支援の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
あだたら育成園	大玉村	7人
指定障がい者支援施設青松苑	福島市	1人
障がい者支援施設清心荘	福島市	2人
障がい者支援施設静心園	福島市	7人
障がい者支援施設大萱荘	福島市	2人
福島おおなみ学園	福島市	1人
障がい者支援施設けやきの村	福島市	1人
郡山市花かつみ豊心園	郡山市	5人
あぶくま更生園	田村市	2人
東洋育成園	田村市	1人
指定障がい者支援施設桜が丘愛生園	石川町	3人
指定障がい者支援施設石川共生園	石川町	2人
矢吹しらうめ荘	矢吹町	2人
福島県かえで荘	西郷村	5人
福島県かしわ荘	西郷村	5人
福島県きびたき寮	西郷村	2人
福島県けやき荘	西郷村	7人
福島県ひばり寮	西郷村	2人
障がい者支援施設ふきのとう苑	相馬市	1人
原町共生授産園	南相馬市	1人
いわき育成園	いわき市	1人
東洋学園成人部	いわき市	1人
東洋健生園	いわき市	1人
光洋愛成園	広野町	1人
ゆきわり荘	会津美里町	1人
福島県ばんだい荘あおば	猪苗代町	4人
はぐくみ学園	宮城県角田市	1人

事業所名	所在地	利用者数
光の家栄光園	東京都日野市	1人
合計		70人

令和5年12月現在

◆ 施設入所支援の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設入所支援	73人	72人	71人	70人	69人	68人

【現状と今後の方策】

利用実績は減少傾向で推移しており、今後も同様の推移を見込みます。必要に応じて地域生活へ移行するためのサービス利用や、新たに施設入所支援が必要と判断される人がスムーズに利用できるよう、利用者のニーズ把握に努め、関係機関と連携を図っていきます。

(4) 相談支援

○ 相談支援サービス一覧

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している人に対し、地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談等の支援を行います。

◆ 相談支援サービスの利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度見込	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	98人	91人	108人	91人	63人	95人
地域移行支援	2人	0人	2人	1人	2人	0人
地域定着支援	11人	10人	12人	11人	13人	10人

◆ 相談支援サービスの見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	100 人	105 人	110 人	115 人	120 人	125 人
地域移行支援	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	10 人	10 人	11 人	11 人	12 人	12 人

【現状と今後の方策】

サービスの利用にあたっては、当事者からの信頼も厚い相談支援専門員の果たす役割が大きくなっています。利用実績も増えており、今後も増えていくと見込みます。相談支援専門員と十分な連携を図り、必要なサービスが行き届くように努めます。

地域移行、地域定着の各支援については、今後も一定程度の利用を見込み、地域移行は横ばい、地域定着は微増を見込みます。

相談支援専門員の数は限られており、相談支援事業所の設置や相談支援専門員の増員が課題です。障がい者が地域で安心して生活ができるよう、事業所開設のアプローチや、専門研修の支援など、サービスの充実にむけた対応を図っていきます。

(5) 自立生活援助

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

◆ 自立生活援助の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自立生活援助	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人

◆ 自立生活援助の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	1人	1人	1人	1人	1人	1人

【現状と今後の方策】

利用実績はありませんでしたが、安達地方で整備を進めている地域生活支援拠点事業の中にある、自立生活体験事業（一人暮らしの体験）と組み合わせた利用なども含め、一定程度の利用を見込みます。利用調整にあたっては、相談支援専門員との連携を図って対応します。

## 4 障がい児支援事業の利用実績と見込量

### (1) 児童発達支援

サービス名	内容
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

◆ 児童発達支援の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
児童発達支援	55人	64人	58人	62人	61人	62人
	460日	490日	486日	459日	513日	450日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」



○ 児童発達支援の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
煌楽	二本松市	3人
太陽	二本松市	2人
すまいるⅡ	二本松市	7人
たんぼぼ	二本松市	10人
発達支援センターあだたら	二本松市	10人
マーブルハウスまゆみ	二本松市	18人
てらす	二本松市	1人
ハナイ	本宮市	1人
キッズサポートこおりやま 八山田事業所	郡山市	1人
合計		53人

令和5年12月現在

◆ 児童発達支援の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	67 人	70 人	72 人	74 人	76 人	77 人
	463 日	470 日	476 日	481 日	486 日	490 日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

利用実績は概ね横ばいで推移しましたが、近年、市内への事業所の新規開設が続いており、児童発達支援のニーズが一定程度あることから、今後も増加を見込みます。

適切な利用が図れるよう関係機関と連携を図っていくとともに、事業所の安定した運営が図れるよう、あだち地方地域自立支援協議会等での情報提供に努めます。



(2) 放課後等デイサービス

サービス名	内容
放課後等 デイサービス	通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

◆ 放課後等デイサービスの利用実績 (1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
放課後等 デイサービス	111 人	116 人	121 人	128 人	131 人	140 人
	1,133 日	1,355 日	1,183 日	1,405 日	1,233 日	1,480 日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

○ 放課後等デイサービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
煌楽	二本松市	8人
太陽	二本松市	5人
すまいる	二本松市	18人
すまいるⅡ	二本松市	9人
すまいるⅢ	二本松市	20人
ひまわり	二本松市	15人
Dekita 二本松校	二本松市	12人
ウィズ・ユー二本松	二本松市	16人
やんわりハート放課後等デイ	二本松市	6人
やんわりハートⅡ	二本松市	7人
てらす	二本松市	9人
みつばち	二本松市	6人
リノ	本宮市	1人
マカナ	大玉村	4人
「クラ・ゼミ」福島校	福島市	4人
合計(重複利用含む)		140人

令和5年12月現在

◆ 放課後等デイサービスの見込量 (1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後等 デイサービス	143人 1,506日	146人 1,532日	149人 1,558日	152人 1,584日	155人 1,610日	158人 1,637日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

利用実績は増加傾向で推移し、事業所も増えている状況から今後も増加を見込んでいます。令和7年度開設に向けて準備が進んでいる、安達地方の特別支援学校の整備も増加要因の一つとして想定されます。

適切な利用が図れるよう関係機関と連携を図っていくとともに、事業所の安定した運営が図れるよう、あだち地方地域自立支援協議会等での情報提供に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

◆ 保育所等訪問支援の利用実績 (1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
保育所等 訪問支援	1人 1日	0人 0日	1人 1日	0人 0日	1人 1日	0人 0日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

◆ 保育所等訪問支援の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所等訪問支援	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	1日	1日	1日	1日	1日	1日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

利用実績はまだありませんが、特性に応じた支援の中で、必要に応じて対応できるように一定数を見込みます。実施事業所との情報共有を行い、適切な対応に努めます。

(4) 医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

サービス名	内容
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい(肢体不自由)のある児童に対し、医療機関の設備を有した医療型児童発達支援センターや指定医療機関で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

◆ 医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
医療型児童発達支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	1日	0日	1日	0日	1日	0日
居宅訪問型児童発達支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	1日	0日	1日	0日	1日	0日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

◆ 医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の見込量 (1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療型児童 発達支援	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日
居宅訪問型児童 発達支援	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日

※「日数」＝「1か月当たりの利用人数」×「1か月当たりの平均利用日数」

【現状と今後の方策】

実績はまだありませんが、医療的ケア児の対応が重要視されており、今後の利用が想定されることから一定程度の利用を見込みます。必要な支援が提供されるよう、障がい児や家族のニーズの把握に努め、支援機関の連携を図ります。

(5) 障がい児施設入所

サービス名	内容
障がい児施設入所	障害児支援施設に入所している障がい児に対して、保護や日常生活の指導、知識の習得、医療的な対応を行うサービスで、「福祉型障害児入所」と「医療型障害児入所」の2種類があります。

◆ 障がい児施設入所の利用実績 (1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
福祉型 障がい児施設 入所	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
医療型 障がい児施設 入所	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人

◆ 障がい児施設入所の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉型 障がい児施設入所	1人	1人	1人	1人	1人	1人
医療型 障がい児施設入所	1人	1人	1人	1人	1人	1人

【現状と今後の方策】

利用実績はまだありませんが、対応が必要となった場合に備えるとともに、ニーズの把握等情報収集を行うことが必要です。

(6) 障がい児相談支援

サービス名	内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用しようとする児童やその保護者に対して、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。

◆ 障がい児相談支援の利用実績

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
障がい児 相談支援	41人	34人	46人	35人	51人	40人



◆ 障がい児相談支援の見込量

(1か月当たり)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい児 相談支援	44 人	48 人	53 人	58 人	63 人	69 人

【現状と今後の方策】

利用実績は横ばいで推移していますが、障がい児通所支援事業の増加に合わせて増加を見込みます。

発達障がい、医療的ケア児を含めた障がい児支援の必要性は、今後より一層高まるとされており、障がい児の日常生活を支え、抱える問題の解決や適切なサービス利用に向け、相談支援事業所と十分に連携した対応に努めます。



## 5 地域生活支援事業の利用実績と見込量

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に規定される市が実施主体となる事業で、実施が求められる「必須事業」と、地域特性を考慮して柔軟に実施できる「任意事業」から構成されています。

「必須事業」は、(1)理解促進研修・啓発事業 (2)自発的活動支援事業 (3)相談支援事業 (4)成年後見制度利用支援事業 (5)成年後見制度法人後見支援事業 (6)意思疎通支援事業 (7)日常生活用具給付事業 (8)手話奉仕員養成研修事業 (9)移動支援事業 (10)地域活動支援センター機能強化事業の10事業です。

また、「任意事業」は、(1)訪問入浴サービス事業 (2)日中一時支援事業 (3)発達障がい者及び家族支援体制整備事業 (4)社会参加支援事業の4事業です。

利用者のニーズ等を踏まえ、サービスの円滑な利用を図るとともに、事業内容の充実を図ります。

### 《必須事業》

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

市民や事業者に対し、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

#### ◆ 理解促進研修・啓発事業の実績

(実施の有無)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
理解促進研修・啓発事業	無	無	無	無	無	有



◆ 理解促進研修・啓発事業の見込量 (実施の有無)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

【現状と今後の方策】

私たちの社会において障がいの有無を隔てているのは、医療的な困難さよりも社会的・心理的な「こころの壁」です。障がいの理解や障がい者への差別解消の啓発を深める広報、展示等を行い、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を図れるよう努めます。

(2) 自発的活動支援事業

ボランティア活動や災害対策活動等について、障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。

◆ 自発的活動支援事業の実績 (実施の有無)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自発的活動支援事業	無	無	無	無	無	無

◆ 自発的活動支援事業の見込量 (実施の有無)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	無	無	無	有	有	有

【現状と今後の方策】

現状での実績はありませんが、今後必要に応じて障がい者等に対するボランティアの要請や、障がい者等を含めた地域における災害対策活動等に対する支援に努めます。

(3) 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。基幹相談支援センターでは、地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。

◆ 相談支援事業の実績

(事業所数・実施の有無)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
障がい者相談支援事業	4か所	4か所	6か所	5か所	6か所	5か所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	無	有	無	有	無

○ 相談支援事業所

事業所名	対象者	所在地
相談支援事業所にこここふれあいセンター	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	二本松市
Social Office PILINA	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病	二本松市
相談支援事業所なないろ	身体障がい者、知的障がい者、障がい児	本宮市
福島県あだち地域相談支援センターあだたら	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病	大玉村
相談支援事業所ふりーらんす	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病	大玉村

◆ 相談支援事業の見込量 (実施の有無)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者相談 支援事業	5か所	6か所	6か所	7か所	7か所	7か所
基幹相談支援 センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	有	有	有	有	有	有

【現状と今後の方策】

サービスの利用だけでなく、障がい者の生活上の様々な相談にも応じる相談支援専門員の必要性はより高まっていると言えます。相談機能の強化を図るため、相談支援事業所の増加を目指すとともに、専門的な相談支援等を要する困難なケースへの対応や相談支援専門員の支援力向上研修等を行う、基幹相談支援センターの充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することで、障がい者の権利擁護を推進します。

◆ 成年後見制度利用支援事業の実績 (年利用者数)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
成年後見制度利 用支援事業	2人	1人	2人	1人	2人	1人

◆ 成年後見制度利用支援事業の見込量 (年利用者数)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度 利用支援事業	2人	3人	3人	4人	4人	5人

【現状と今後の方策】

表面化していない権利擁護を必要とする当事者の数は相当数あり、今後この事業のニーズは高まっていくことが予想されるため、事業対象者は増加を見込みます。市成年後見制度利用促進計画では、円滑な事業実施に向けた体制整備を行うこととしており、制度の周知と合わせ、必要とする障がい者の権利擁護を図っていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、成年後見制度を活用した支援の体制整備を図ります。

◆ 成年後見制度法人後見支援事業の実績 (実施の有無)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
成年後見制度 法人後見支援 事業	有	無	有	無	有	無

◆ 成年後見制度法人後見支援事業の見込量 (実施の有無)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度法人 後見支援事業	無	無	有	有	有	有

【現状と今後の方策】

現状、受け皿となる法人はまだありませんが、社会福祉法人等、実施主体となりうる法人を支援し、安定的に障がい者の権利擁護を行うことができる体制整備に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳等を行う専門員の派遣等を行います。

◆ 意思疎通支援事業の実績 (年利用者数)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
手話通訳者派遣事業	476 人	359 人	507 人	307 人	541 人	292 人
登録手話通訳者数(登録者数)	14 人	14 人	15 人	16 人	16 人	19 人
手話通訳者設置事業(設置者数)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

◆ 意思疎通支援事業の見込量 (年利用者数)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者派遣事業	300 人	300 人	300 人	300 人	300 人	300 人
登録手話通訳者数(登録者数)	21 人	23 人	25 人	27 人	29 人	31 人
手話通訳者設置事業(設置者数)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

【現状と今後の方策】

令和4年前後は感染症禍により派遣実績が減少しましたが、必要とするろう者の数は増えており、今後増加を見込みます。手話通訳者養成講座や研修事業により、手話通訳者の新規確保、現任手話通訳者のレベルアップを図るとともに、情報通信技術等を活用しながら社会生活における意思疎通手段の提供に努めます。



(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具を必要とする障がい者に対し、自立生活支援用具等の用具を給付、貸与します。

◆ 日常生活用具給付等事業の実績 (年件数、年利用者数)

給付項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
介護・訓練支援用具	2 件	3 件	2 件	2 件	2 件	2 件
自立生活支援用具	9 件	9 件	9 件	13 件	9 件	11 件
在宅療養等支援用具	13 件	6 件	13 件	10 件	13 件	8 件
情報・意思疎通支援用具	15 件	6 件	15 件	6 件	15 件	6 件
排泄管理支援用具	1,066 件	1,082 件	1,075 件	1,128 件	1,084 件	1,100 件
(受給者数)	121 人	112 人	128 人	108 人	135 人	110 人
住宅改修費	2 件	0 件	2 件	2 件	2 件	1 件

◆ 日常生活用具給付等事業の見込量 (年件数、年利用者数)

給付項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
自立生活支援用具	12 件	12 件	12 件	12 件	12 件	12 件
在宅療養等支援用具	9 件	9 件	9 件	9 件	9 件	9 件
情報・意思疎通支援用具	6 件	6 件	6 件	6 件	6 件	6 件
排泄管理支援用具	1,113 件	1,126 件	1,139 件	1,153 件	1,167 件	1,181 件
(受給者数)	112 人	113 人	115 人	116 人	118 人	120 人
住宅改修費	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件

【現状と今後の方策】

排泄管理支援用具のように年間を通じて一定の利用があるもの以外は、必要に応じた対応となっていますが、今後も一定の給付を見込みます。

制度の周知が不足している部分もあり、障がい者等への情報提供が必要です。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の意思疎通支援や交流活動の促進、行政の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を実施し、市登録手話通訳者への登録を誘導します。

なお、実績及び見込量については、養成講座を終了した後、市登録手話通訳者に登録された人数を計上しています。

### ◆ 手話奉仕員養成研修事業の実績 (市登録手話通訳者登録者数)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
手話奉仕員養成研修事業	1人	2人	1人	3人	1人	3人

### ◆ 手話奉仕員養成研修事業の見込量 (市登録手話通訳者登録者数)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修事業	2人	2人	2人	2人	2人	2人

### 【現状と今後の方策】

手話奉仕員養成講座は二か年をかけて入門編と基礎編を実施しています。例年10名前後の受講申し込みがあり、ボランティアとして熱心に受講されています。講座を修了した人に対しては、市登録手話通訳者選考試験の受験を勧奨し、ろう者の社会参加等に必要な手話通訳者の育成を図っています。今後も手話通訳者の確保を進めるため、事業を推進します。



(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、余暇等での外出時の移動支援を行います。

◆ 移動支援事業の実績 (年利用者数、年利用時間)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
移動支援事業	16人	11人	16人	10人	16人	8人
	1,103時間	709時間	1,103時間	791時間	1,103時間	650時間

○ 移動支援事業の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
やんわりハート	二本松市	4人
青いそら	福島市	1人
合計(重複利用含む)		5人

令和5年12月現在

◆ 移動支援事業の見込量 (年利用者数、年利用時間)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援事業	10人	10人	10人	10人	10人	10人
	750時間	750時間	750時間	750時間	750時間	750時間

【現状と今後の方策】

利用者数は減少傾向ですが、当事者アンケートにもあるように外出に困難を感じている当事者は多く、余暇支援の充実などの点からも、今後もサービスを一定量見込む必要があります。利用者のニーズに応えられるように関係機関との連携を図っていきます。



(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの機能を充実・強化します。

◆ 地域活動支援センター機能強化事業の実績 (事業所数、年利用者数)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
地域活動支援センター機能強化事業	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

◆ 地域活動支援センター機能強化事業の見込量 (事業所数、年利用者数)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域活動支援センター機能強化事業	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【現状と今後の方策】

現在、地域活動支援センターの役割を果たす事業所はありませんが、今後、関係機関と事業の方向性を検討していきます。



《任意事業》

(1) 訪問入浴サービス事業

身体障がい者に対し、訪問により、自宅において入浴サービスを提供します。

◆ 訪問入浴サービス事業の実績 (年利用者数・利用回数)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
訪問入浴サービス事業	4人	5人	4人	4人	4人	2人
	211回	240回	211回	146回	211回	90回

◆ 訪問入浴サービス事業の見込量 (年利用者数・利用回数)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問入浴サービス事業	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	100回	100回	100回	100回	100回	100回

【現状と今後の方策】

サービス利用終了により利用者数は減少していますが、今後も一定程度の利用を見込みます。

サービスが必要な人の状況を実施事業者と情報共有し、関係機関との連携を図りながら適切なサービスの提供を行っていきます。

(2) 日中一時支援事業

日中において介護者が介護できない状況や支援者のレスパイト（一時的な休息）を目的として、一時的に見守り等の支援を行います。

◆ 日中一時支援事業の実績 (年利用者数)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
日中一時支援事業	74 人	81 人	79 人	77 人	84 人	75 人

○ 日中一時支援事業の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
菊の里	二本松市	9 人
煌楽	二本松市	15 人
太陽	二本松市	9 人
すまいる	二本松市	7 人
すまいるⅢ	二本松市	1 人
みんなの翼	二本松市	3 人
カピリナ	本宮市	6 人
おりおん	本宮市	2 人
スケッチブック	本宮市	2 人
多機能支援センタービーボ	本宮市	1 人
あだたら育成園	大玉村	1 人
福島県大笹生学園	福島市	2 人
福島県総合療育センター	郡山市	1 人
合計(重複利用含む)		59 人

令和5年12月現在



◆ 日中一時支援事業の見込量 (年利用者数)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日中一時支援事業	80 人	83 人	86 人	89 人	92 人	95 人

【現状と今後の方策】

現在、利用者数は横ばいですが、介護者の高齢化や保護者の就労による放課後等デイサービスとの併用により、今後利用者の増加を見込みます。

適切なサービスの提供について、事業所との連携を図っていきます。

(3) 発達障がい者及び家族支援体制整備事業

発達障がい者及びその家族を支援する体制を整備します。

◆ 発達障がい者及び家族支援体制整備事業の実績 (実施の有無)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
発達障がい者及び家族支援体制整備事業	有	有	有	有	有	有

◆ 発達障がい者及び家族支援体制整備事業の見込量 (実施の有無)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
発達障がい者及び家族支援体制整備事業	有	有	有	有	有	有

【現状と今後の方策】

発達障がいの受容や、家庭での関わりに悩む保護者は潜在的に多いと考えられます。そうした保護者を対象とした「ペアレント・プログラム」には例年10名前後の参加がある状況です。家族を支えることが、発達障がいのお子さんの家庭生活の安定の一助となります。今後も継続した支援の取り組みを行っていきます。

(4) 社会参加支援事業

レクリエーション活動等支援事業では、スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を支援し、障がい者スポーツに触れる機会を提供します。

奉仕員養成研修事業では、朗読に必要な技術を習得した朗読奉仕員等の養成研修を実施します。

点字・声の広報等発行事業では、文字による情報入手が困難な障がい者に対し、音声訳等の方法により広報等を提供します。

自動車運転免許取得・改造助成事業では、社会参加に必要な自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

芸術文化活動振興事業では、障がい者の音楽会等芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や支援を行います。

◆ 社会参加支援事業

(年実施個所数、利用者数)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
レクリエーション活動等支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
奉仕員養成研修事業	15 人	3 人	15 人	6 人	15 人	9 人
点字・声の広報等発行事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	12 人	10 人	14 人	10 人	16 人	10 人
自動車運転免許取得・改造助成事業	2 人	0 人	2 人	2 人	2 人	1 人
芸術文化活動振興事業	350 人	0 人	350 人	100 人	350 人	300 人



◆ 社会参加支援事業の見込量

(年実施個所数、利用者数)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
レクリエーション活動 等支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
奉仕員養成 研修事業	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
点字・声の広報 等発行事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	12 人	14 人	16 人	18 人	20 人	22 人
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
芸術文化活動 振興事業	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人

【現状と今後の方策】

障がい者の社会参加を支えることにより、その人の人生がより豊かになります。スポーツや芸術文化の事業は、例年一定の参加があり、今後も引き続き継続して実施を図っていきます。音訊による支援も視覚障がい者等への情報保障の観点から対応が求められています。各種事業の実施にあたっては、関係者との連携により適切な内容とするよう努めていきます。また、事業の周知については、広報にほんまつや市ウェブサイト等様々な媒体、機会を活用して、より多くの参加を図っていきます。



障がい者音楽祭（ほんまつの空ふれあい音楽祭）

## 第6章 計画の着実な推進に向けて

### 1 それぞれの役割と連携の強化

本計画に掲げる目標の達成に向けては、私たちの社会を構成する市民、事業者、関係団体、市それぞれが共生社会の実現に向けて主体的に行動することが重要です。そのことは、生活のあらゆる場面に関わっているとも言えます。様々な構成者がつながりを深めつつ、それぞれの持つ役割を認識し行動することによって、誰も分け隔てられないことのない、住みやすいまちの実現につながっていきます。

#### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、支え合いの中で共に生き、共に暮らすという本計画の基本理念のもと、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を認め合い、尊重する社会の実現を目指すよう努めます。

#### (2) 事業者の役割

障がいや障がいのある人との向き合い方は事業者にとっても重要な姿勢です。お客様として、また、雇用する働き手として、様々な場面で対応が求められています。障がいの有無に関わらず、誰もが差別のない対応を行うとともに、障がいのある人が働きやすい環境の整備に努めます。

#### (3) 関係団体の役割

当事者団体や支援者団体、ボランティア活動組織、障害福祉サービス事業者等の関係団体は、市や社会福祉協議会など関係機関と連携し、当事者や家族等、本人の目線からの共生社会の実現に向けた思いの発信を行っていくことに努めます。

#### (4) 市の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、関係部署との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築し、対応の充実に努めます。また、社会の障がいに対する理解促進を一層図っていくため、広報・啓発に努めます。

## 2 当事者に寄り添った支援・対応

障がい者支援に関わる者として、障がいのある人が不安を抱えて生活しているということ、日々の場面において忘れることなく、当事者にとってより良い姿は何かを考える伴走型の支援、対応に努めます。

## 3 支援に関わる人材の育成・確保

地域における支援の充実を図るためには、障害福祉サービスを担う人材や、ボランティアの育成、確保が必要です。特に、専門的なコーディネートも行う相談支援専門員の役割は重要になっています。地域の相談支援事業所の体制強化と合わせ、相談支援専門員の確保に努めます。

## 4 障害福祉サービスの質の向上

障がいの重度化や困難事例の増加に伴い、当事者や家族を取り巻く環境が大きく変化しており、専門性の高い支援、質の向上が求められています。あだち地方地域自立支援協議会の障がい福祉担当者連絡会による協議等を通じて事業所間の連携を促進し、課題の共有、支援のスキルアップのための活動支援に努めます。

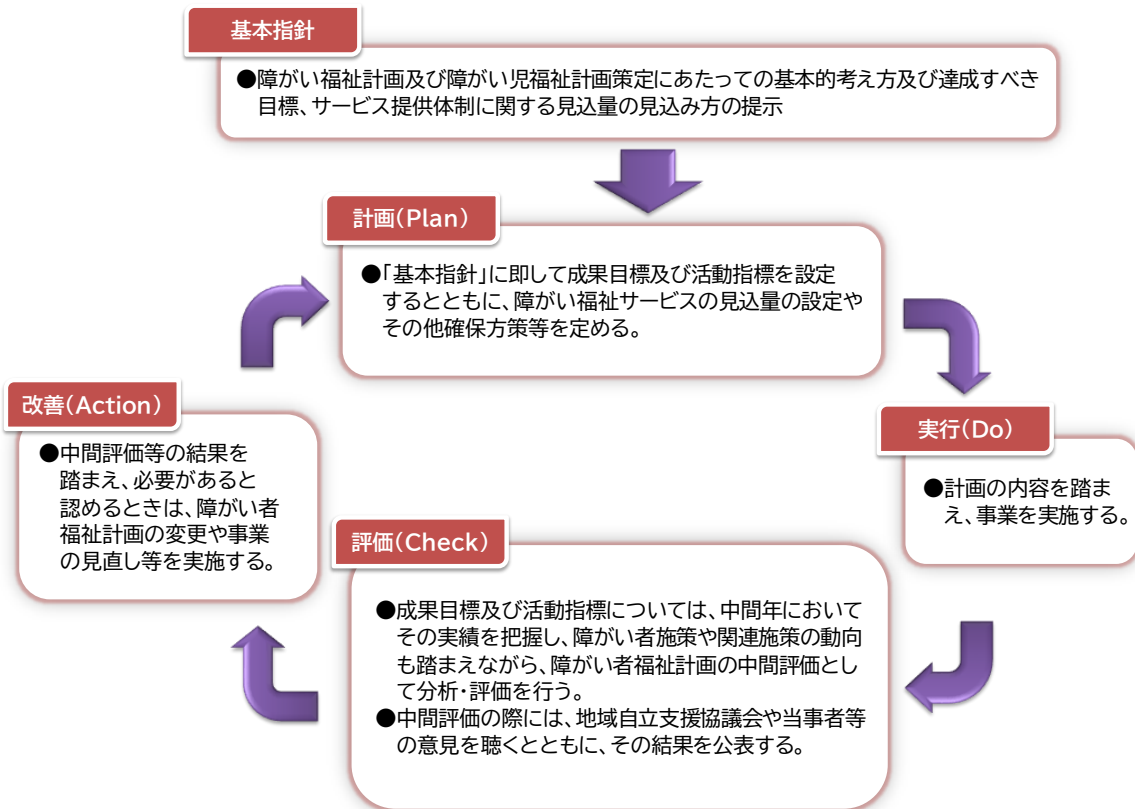
## 5 障害福祉サービスの適正な給付

当事者やその家族の状況は様々であり、個々の状況に合わせて必要な障害福祉サービスを提供することが適正な支援へとつながります。サービスの支給決定にあたっては、勘案すべき事項等の調査を行う担当者の資質向上を図るとともに、相談支援専門員との情報共有を図りながら、適正かつ公平なサービスの給付に努めます。

## 6 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図るため、令和8年度に計画全体の中間評価を実施し、その結果を市ウェブサイトにおいて公表します。また、あだち地方地域自立支援協議会等の関係機関と中間評価の結果について情報共有を行うとともに、計画期間中に障がい者福祉施策に係る新たな行政需要が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行い、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の着実な推進に努めます。





## 資料編

## 1 二本松市障がい者福祉計画策定委員会 委員名簿

No	氏名	所属	役職	区分
1	佐久間 勝	二本松市社会福祉協議会	会長	福祉関係
2	安齋 正典	二本松市民生児童委員協議会	安達方部会長	福祉関係
3	高野 弘一郎	二本松市身体障がい者福祉会	評議員 (東和方部)	福祉関係
4	七宮 弘	二本松市手をつなぐ親の会	会長	福祉関係
5	安齋 常吉	二本松市あだたらクラブ	副会長 (安達方部)	福祉関係
6	齋藤 千江子	二本松市ボランティア連絡会	児童図書研究 グループ トトロ	福祉関係
7	高橋 里美	福島県看護協会県北支部	柘記念病院 入退院支援室室長	保健関係
8	佐久間 テツ子	二本松市健康推進委員会	岩代支部長	保健関係
9	圓谷 博	安達医師会	理事 (柘記念病院)	医療関係
10	伊藤 修一	安達歯科医師会	専務 (伊藤歯科医院)	医療関係
11	六角 裕一	JCHO二本松病院附属介護 老人保健施設	施設長	介護保険関係
12	大内 和長	二本松市区長会	行政委員	学識経験者
13	石川 美知	二本松市婦人団体連合会	顧問	学識経験者
14	高橋 千代子			公募委員
15	佐藤 朋美			公募委員

## 2 二本松市障がい者福祉計画策定にかかる懇談会参加団体

No	団体名	区分
1	二本松市身体障がい者福祉会	当事者団体（身体障がい）
2	二本松聴力障がい者会	当事者団体（身体障がい）
3	二本松脳卒中友の会	当事者団体（身体障がい）
4	本人の会「ぴぴーず」	当事者団体（知的障がい）
5	二本松市手をつなぐ親の会	家族会（知的障がい）
6	二本松障がい児家族会 元気キッズ	家族会（障がい児）
7	二本松朗読サークル「ひばり」	支援者団体（視覚障がい者）
8	二本松手話サークルこぶし会	支援者団体（聴覚障がい者）
9	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	ボランティア・地域福祉団体

### 3 二本松市障がい者福祉計画 策定経過

開催年月日	令和5年5月15日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	庁議		
協議内容	計画策定方針、今後の進め方について		

開催年月日	令和5年5月31日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定庁内幹事会（第1回） ※社会福祉審議会		
協議内容	計画策定方針、今後の進め方について		

開催年月日	令和5年6月1日	開催場所	二本松市安達支所
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定委員会（第1回）		
協議内容	計画策定方針、今後の進め方について		

開催年月日	令和5年6月22日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定にかかる懇談会		
協議内容	当事者団体及び支援者団体へのヒアリング		

開催年月日	令和5年11月27日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定庁内幹事会（第2回）		
協議内容	計画素案について		

開催年月日	令和5年12月4日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定委員会（第2回） ※社会福祉審議会		
協議内容	計画素案について		

開催年月日	令和5年12月18日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	庁議		
協議内容	計画素案について		

開催年月日	令和5年12月18日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	議員協議会		
協議内容	計画素案について		

開催年月日	令和5年12月19日 ～令和6年1月18日	開催場所	—
開催会議等	パブリックコメント		
協議内容	計画素案について		

開催年月日	令和6年2月5日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定庁内幹事会（第3回）		
協議内容	計画案について		

開催年月日	令和6年2月20日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定委員会（第3回） ※社会福祉審議会		
協議内容	計画案について		

開催年月日	令和6年2月22日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	建議書の提出		
協議内容	計画策定委員会から市長に対して計画案建議書提出		

開催年月日	令和6年3月4日	開催場所	二本松市役所
開催会議等	庁議		
協議内容	計画案について		

## 4 用語解説

あ行	
アクセシビリティ	アクセシビリティ (accessibility) とは、「接近できること」「近づきやすさ」「利用のしやすさ」などの意味がある言葉で、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念や基本的施策を定めた「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の名称にも使われています。
あだち地方地域自立支援協議会	障害者総合支援法で定められ、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健、医療、教育等の関係者で構成され、地域の課題を協議し問題解決を図っていく機関です。平成19年に安達地方二市一村で共同設置された。年3回開催される全体会と、個別課題を検討する支援部会（子ども、教育、就労、生活）で構成され、管内の課題解決に向けた協議を行っています。
安達地方への特別支援学校の整備	二本松市安達ヶ原地内に小学部及び中学部の校舎が新築整備され、本宮市の県立本宮高等学校内に高等部が併設される予定です。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むため、恒常的に医療的ケア（人工呼吸器や経管栄養等）を必要とする乳幼児等を指します。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加している状況があり、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援やその家族への支援が重要な課題となっています。
インクルーシブ・インクルージョン	インクルーシブは「包括的な」や「包含的な」、インクルージョンは「包括」や「包含」といった意味を表す英語です。これらの言葉が注目されるようになったのは、国連で平成18年に採択された障害者権利条約からとされており、条約で謳われる「障がいのある人を排除しない」ことを表しています。当初は障がい児教育の分野で多く用いられていましたが、現在は障がいのあるなしに関わらず、多様性を尊重して共に暮らす「共生」を表す言葉としても使われています。

か行	
強度行動障がい	精神科的な診断（知的障がい、自閉症、統合失調症等）を指す言葉ではなく、直接的な他害行為（噛みつき、頭突き等）、間接的な他害行為（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が、通常考えられない頻度で出現している状態を指します。家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態とも言われています。

さ行	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神保健福祉に関しては、平成16年から「入院医療中心から地域生活中心」として、様々な施策が行われてきました。こうした中、平成29年に国から出された報告書において、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念とすることが明確化されました。

た行	
デフリンピック	デフ（deaf:耳が聞こえない）とオリンピックを組み合わせた、ろう者によるオリンピックの名称で、オリンピック同様、4年に一度開催されています。令和7年夏には「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」として初めて日本で開催されることとなっており、福島県広野町のJヴィレッジにおいてサッカー競技が行われる予定です。

な行	
二本松市障がい者虐待防止センター	市では障害者虐待防止法に基づいた以下の事業を行うため、福島県あだち地域相談センターあだたらと共同で障がい者虐待防止センターを設置し、事業を推進しています。 ①障がい者虐待に関する通報、届出の受理 ②虐待の防止と当事者の保護のための相談、指導及び助言 ③障がい者虐待の防止等に関する広報、啓発の実施
二本松市成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進、推進体制の整備等の方向性を定めたもので、令和4年度に市地域福祉計画・地域福祉活動計画と併せて策定されました。平成28年に成立した成年後見制度利用促進法では、関係機関の連携のもと、市町村の円滑な制度利用に向けた支援体制の整備が求められており、この法に基づいています。
ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、同じように生活し、共にいきいきと活動できる社会の実現を目指す考え方です。当初はデンマークで提唱され、「障がい者に対してノーマルな生活条件を整えること」とされました。現在では、障がい分野を超え、年齢や性別、健康状態など、人間の多様性を尊重する理念とされています。

は行	
発達障がい	脳機能の障がいであり、その状態が低年齢で現れるため通常の育児では難しさを感じることもあるとされています。成長するにつれ、自分自身の持つ不得意な部分に気づき、生きづらさを感じることもありますが、その特性を本人や家族、周囲の人がよく理解し、その人にあったやり方で日常的な暮らしや学校、職場での過ごし方を工夫することができれば、持っている本来の力が生かされるようになります。発達障がいは、生まれつきの特性であり疾病とは異なります。

ら行	
ろう者	聴覚障がい者のうち、主に社会生活における意思疎通手段として手話を使う方です。





## 二本松市障がい者福祉計画

第3次障がい者計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

発行 令和6年3月

二本松市 保健福祉部 福祉課

〒964-8601 福島県二本松市金色 403 番地 1

TEL 0243-55-5113 FAX 0243-22-1547

<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp>

安達太良山



にほんまつ城報館



二本松の菊人形